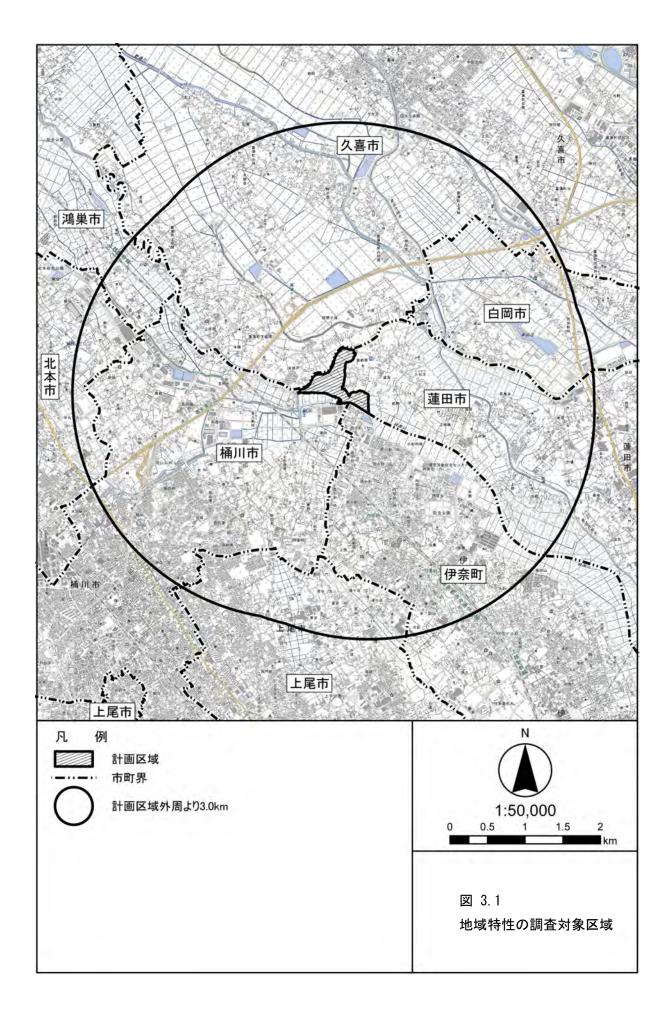
第3章

地域の概況

## 第3章 地域の概況

計画区域及びその周辺の概況は、令和 5 年 3 月までに公表されている入手可能な既存資料等により把握した。「計画区域及びその周辺」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画区域及びその周囲約 3km とした(図 3-1 参照)。そのため、既存資料の調査としては、蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市及び伊奈町の 7 市 1 町(以下、「関係市町」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



### 3.1 社会的状况

#### 3.1.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口

関係市町の世帯数、人口の状況は、表 3.1-1 に、人口の推移は図 3.1-1 に示すとおりである。

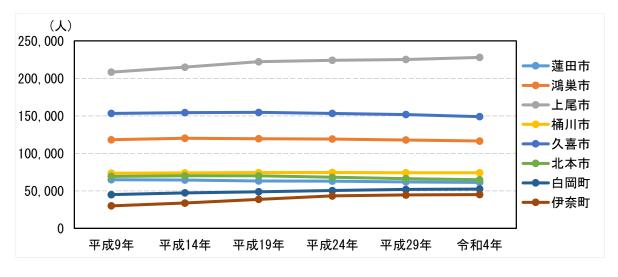
計画区域が位置する蓮田市における令和4年6月現在の人口は61,385人である。 関係市町における平成9年から令和4年までの人口の推移は、上尾市、白岡市、伊奈町は緩やかな増加傾向になり、その他の関係市は横ばい傾向にある。

市町名 世帯数(世帯) 人口(人) 人口密度(人/km²) 蓮田市 26,060 61, 385 2,250 鴻巣市 1,729 48,616 116, 579 上尾市 99, 242 228,067 5,011 桶川市 31, 366 74, 262 2,929 久喜市 63, 241 149, 124 1,810 北本市 27,979 64,934 3,276 白岡市 52, 535 2,108 21, 218 伊奈町 18, 251 45,091 3,049

表 3.1-1 人口・世帯数の状況

注:令和4年6月1日現在

出典:「埼玉県推計人口」(令和4年6月更新、埼玉県総務部総務課 HP)



注1:各年6月1日現在

注2: 平成17年10月に鴻巣市が北足立郡吹上町と北埼玉郡川里町を編入。以前のデータは1市2町の合計。 注3: 平成22年3月に久喜市、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡鷲宮町、南埼玉郡菖蒲町が合併。以前のデータは

1市3町の合計。

注4: 平成24年10月に南埼玉郡白岡町が市制施行して白岡市が誕生。以前のデータは白岡町の値。

出典:「埼玉県推計人口(時系列データ)」(令和4年6月更新、埼玉県総務部統計課 HP)

図 3.1-1 人口・世帯数の状況

### (2) 産業

関係市町の産業別事業所数及び従業者数は、表 3.1-2 に示すとおりである。 計画区域の位置する蓮田市は「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の占める割合が高い。

表 3.1-2(1) 関係市町の産業分類別事業所数及び従業者数(平成28年)

			蓮田市			鴻巣市			上尾市			桶川市	
産業分類		事業 所数	従業 者数	構成 比 (%)									
全	全産業		17, 676	100.0	3, 574	32, 058	100.0	6, 292	67, 915	100.0	2, 253	24, 328	100.0
第 1	農業,林業	6	117	0. 7	25	279	0. 9	9	170	0.3	1	56	0. 2
次産業	漁業	-	-	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-
第 2	鉱業,採石業,砂 利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
次産業	建設業	219	1, 365	7. 7	363	1, 757	5. 5	615	4, 179	6.2	236	1, 229	5. 1
業	製造業	147	3, 689	20.9	320	7, 132	22. 2	527	10, 163	15.0	188	3, 818	15. 7
	電気・ガス・熱供 給・水道業	1	3	0.0	1	5	0.0	2	110	0.2	2	36	0. 1
	情報通信業	7	29	0.2	16	103	0.3	33	284	0.4	15	149	0.6
	運輸業, 郵便業	48	1, 439	8. 1	74	1, 332	4. 2	138	5, 136	7. 6	80	4, 321	17.8
	卸売業, 小売業	377	3, 277	18.5	903	7, 773	24. 2	1, 393	17, 058	25. 1	558	5, 379	22. 1
	金融業,保険業	15	257	1.5	39	401	1. 3	70	962	1.4	35	520	2. 1
第	不動産業,物品賃 貸業	85	222	1. 3	252	626	2.0	552	1, 963	2.9	156	448	1.8
3	学術研究,専門・ 技術サービス業	60	221	1.3	101	305	1.0	253	1,654	2. 4	89	473	1. 9
次産業	宿泊業,飲食サー ビス業	183	1, 641	9. 3	376	2, 610	8. 1	754	6, 342	9.3	225	1, 790	7. 4
	生活関連サービス 業,娯楽業	170	531	3. 0	399	1,619	5. 1	688	3, 673	5. 4	275	974	4. 0
	教育,学習支援業	72	350	2.0	151	935	2. 9	327	3, 057	4. 5	106	734	3. 0
	医療, 福祉	151	3, 512	19. 9	314	4, 995	15. 6	583	9,610	14. 2	186	2,812	11.6
	複合サービス事業	9	188	1.1	18	378	1.2	20	261	0.4	6	45	0.2
	サービス業(他に 分類されないもの)	81	835	4. 7	222	1,808	5. 6	328	3, 293	4.8	95	1, 544	6. 3

注1:平成28年6月1日現在。

注2:表中の「-」は皆無又は該当なしを示す。

注 3: 国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国 公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典:「令和4年埼玉県統計年鑑」(令和5年2月更新、埼玉県総務部統計課 HP)

表 3.1-2(2) 関係市町の産業分類別事業所数及び従業者数 (平成28年)

			久喜市			北本市			白岡市			伊奈町	
産業分類		事業所数	従業 者数	構成 比 (%)	事業 所数	従業 者数	構成 比 (%)	事業所数	従業 者数	構成 比 (%)	事業所数	従業 者数	構成 比 (%)
	産業	5,003	57, 027	100.0	1, 957	19,609	100.0	1, 387	13, 606	100.0	1, 298	14, 196	100.0
第 1 次	農業,林業	15	185	0.3	4	34	0. 2	_	-	-	1	4	0.0
次産業	漁業	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
第	鉱業,採石業, 砂利採取業	-	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-
2 次産業	建設業	512	3, 054	5. 4	200	1, 140	5.8	154	735	5. 4	188	1,098	7. 7
業	製造業	444	12, 723	22.3	158	3,806	19. 4	121	2, 346	17. 2	198	3,810	26.8
	電気・ガス・熱供 給・水道業	7	174	0.3	ı	ı	ı	-	-	-	2	17	0.1
	情報通信業	21	159	0.3	11	33	0.2	2	10	0.1	5	15	0.1
	運輸業,郵便業	170	5, 095	8.9	23	567	2.9	59	2, 164	15. 9	68	1,834	12.9
	卸売業, 小売業	1, 300	11,819	20.7	475	4,656	23. 7	320	2, 914	21.4	281	2, 581	18. 2
	金融業,保険業	64	815	1.4	27	399	2.0	13	147	1. 1	9	96	0.7
第	不動産業,物品賃 貸業	291	994	1. 7	139	499	2. 5	106	272	2.0	51	144	1. 0
3	学術研究,専門・ 技術サービス業	161	803	1.4	70	271	1. 4	58	369	2. 7	44	212	1.5
次産業	宿泊業,飲食サー ビス業	553	4, 863	8.5	228	2, 342	11.9	127	740	5. 4	116	957	6.7
	生活関連サービス 業,娯楽業	510	2, 249	3. 9	233	1, 171	6. 0	161	481	3. 5	108	475	3. 3
	教育,学習支援業	217	1, 192	2. 1	87	645	3. 3	63	316	2. 3	71	712	5. 0
	医療, 福祉	418	8, 016	14. 1	200	3, 345	17. 1	126	2, 438	17. 9	87	1, 446	10. 2
	複合サービス事業	25	560	1.0	7	42	0.2	7	49	0.4	2	15	0.1
	サービス業(他に分 類されないもの)	295	4, 326	7. 6	95	659	3. 4	70	625	4. 6	67	780	5. 5

注1:平成28年6月1日現在。

注2:表中の「-」は皆無又は該当なしを示す。

注3:国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典:「令和4年埼玉県統計年鑑」(令和5年2月更新、埼玉県総務部統計課 HP)

#### 3.1.2 土地利用の状況

#### (1) 地目別土地利用

関係市町における地目別土地利用面積は表 3.1-3 に示すとおりである。蓮田市では宅地に利用されている面積が 781.6ha となっている。

表 3.1-3 地目別土地利用面積(令和4年)

単位: ha

市町名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
蓮田市	428.6	617. 1	781.6	7.6	84. 0	-	2. 2	563. 0
鴻巣市	1, 731. 1	1, 499. 7	1, 545. 6	4.0	23. 9	-	18. 1	358.3
上尾市	60.0	733.8	1, 960. 8	0.5	124. 6	ı	9. 1	857.3
桶川市	134.6	590.5	795. 2	3.0	63. 9	1	10. 1	208. 4
久喜市	2, 004. 9	1, 520. 4	2, 338. 9	82.8	33. 4	ı	2.6	1, 521. 9
北本市	58.7	489.5	861.9	0.0	67.8	-	1. 4	129. 9
白岡市	459.0	610.0	658. 5	12.5	38. 0	_	4. 9	161. 6
伊奈町	170. 2	266.6	498.8	0.4	56. 3	ı	0.6	150. 5

注1:令和4年1月1日現在。

注2:「一」は、皆無又は該当数字なし。

注3:この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

注4:「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

注5:墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地

等は、本表には含まれない。

出典:「令和4年埼玉県統計年鑑」(令和5年2月更新、埼玉県総務部統計課HP)

### (2) 土地利用計画の状況

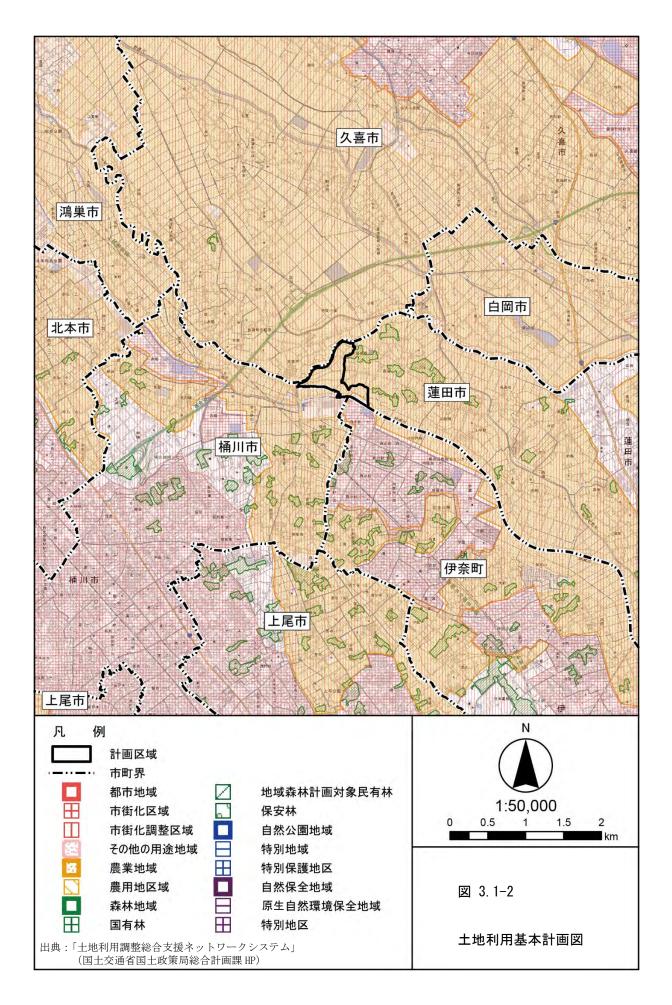
計画区域及び周辺区域の土地利用基本計画は図 3.1-2に示すとおりである。

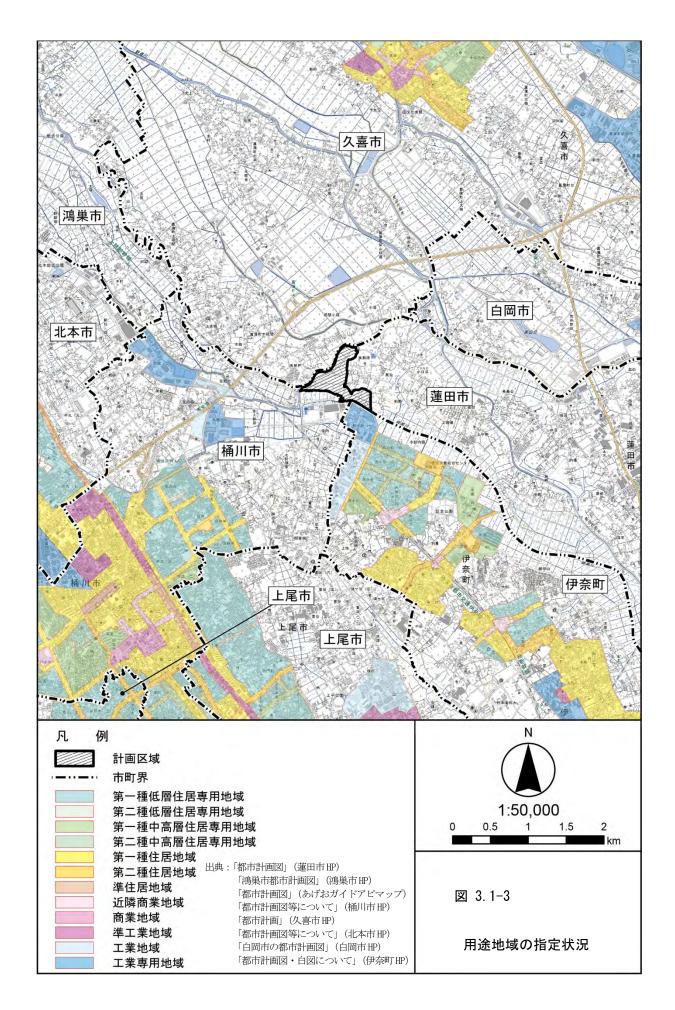
計画区域は、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、森林地域及び地域森林計画対象民有林に位置している。

計画区域及び周辺区域の用途地域図は図 3.1-3に示すとおりである。

計画区域は用途地域の指定のない区域となっている。

伊奈町のある計画区域の南側と、桶川市のある計画区域の西側は工業専用地域、工業 地域に指定されている。





### 3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川の分布

計画区域及びその周辺の主な河川の状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。計画区域及びその周辺の一級河川としては計画区域の北西側に元荒川が、南側に綾瀬川が流れている。

## (2) 上水道

関係市町における上水道の状況は、表 3.1-4 に示すとおりである。計画区域の位置する蓮田市の上水道普及率は 99.8%となっている。

計画給水人口(人) 市町名 行政区域内総人口(人) 現在給水人口(人) 普及率(%) 蓮田市 61, 383 61, 260 68, 300 99.8 鴻巣市 116, 375 122, 234 116, 296 99.9 上尾市 228, 105 230,000 227, 649 99.8 桶川市 74, 235 75,600 73, 973 99.6 久喜市 149, 101 157, 900 149, 015 99.9 北本市 64,928 69,300 64, 633 99.5 白岡市 52, 465 54,000 52, 329 99.7 伊奈町 44, 932 99.9 44, 956 50,000

表 3.1-4 上水道の状況 (令和4年度)

出典:「埼玉県の水道 令和4年度版」(令和5年3月更新、埼玉県保健医療部生活衛生課 HP)

#### (3) 農業用水

蓮田市においては、農業用水として見沼代用水と元荒川の水を利用している。

出典:「農業集落排水(農村下水道)の整備」(平成30年11月更新、蓮田市下水道課HP)

### (4) 内水面漁業

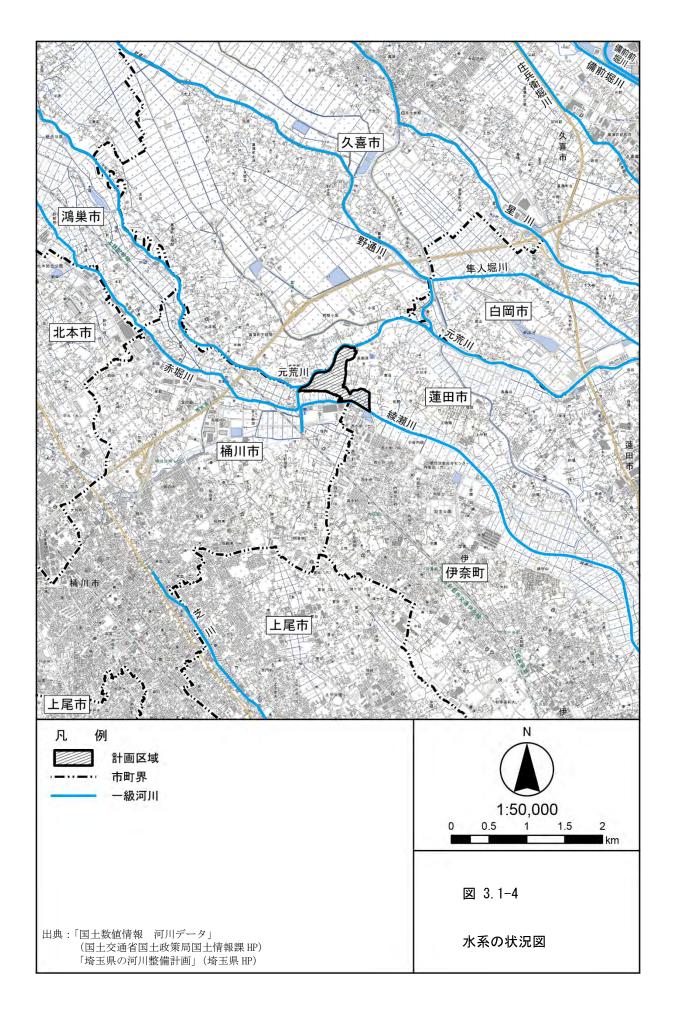
計画区域周辺における内水面漁業の内容は、表 3.1-5 に示すとおりである。 計画区域周辺に流れている綾瀬川、元荒川等には漁業権が設定されている。

表 3.1-5 計画区域周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第 5 号	中川・綾瀬川・元荒川・ 大落古利根川・青毛堀川・ 備前堀川・葛西用水	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、 なまず

出典:「埼玉の水産/埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」

(令和3年3月更新、埼玉県農林部生産振興課 HP)



## (5) 地下水の利用状況

計画区域及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表 3.1-6に示すとおりである。 計画区域である蓮田市が位置する東部地域における地下水の用途は、各年とも水道用 が最も多くなっている。

表 3.1-6 地下水採取量の推移

単位: 千 m³/日

				<u> </u>
	用途	令和元年	令和2年	令和3年
	水道用	115. 8	133. 6	126.8
	建築物用	4. 6	4. 4	4. 9
中央部地域 (鴻巣市、上尾市、	工業用	22. 0	21. 1	21. 1
<ul><li>→ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	農業用	4.8	4. 3	5. 3
北本市、伊奈町)	水産業	0.0	0.1	0. 1
北 <b>平川、</b> 伊宗門/	非常災害	0.7	0.8	0.7
	その他	9. 1	8.3	7.8
	計	157. 0	172. 6	166. 7

	用途	令和元年	令和2年	令和3年
東部地域	水道用	45. 5	51. 3	49.6
(行田市、加須市、	建築物用	4. 0	3. 9	3. 3
春日部市、	工業用	8. 5	8.3	8.9
羽生市、久喜市、	農業用	0.1	0.3	0.2
蓮田市、幸手市、	水産業	0.0	0.0	0. 1
白岡市、宮代町、	非常災害	0.0	0.0	0. 1
杉戸町)	その他	2. 0	2. 0	1.8
	計	60. 1	65.8	64. 0

出典:「令和4年版埼玉県環境白書」(令和4年12月更新、埼玉県環境部環境政策課 HP)

### 3.1.4 交通の状況

計画区域及びその周辺の交通網の状況は図 3.1-5 に示すとおりである。

道路は計画区域の北西に首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が、計画区域内には主要地 方道77号行田蓮田線が通っている。

鉄道は計画区域の南西に上越新幹線が通っており、最寄りの駅は計画区域から南に約1.3km に位置する埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)の内宿駅である。

#### (1) 道路交通量

計画区域及びその周辺の自動車交通量調査結果は表 3.1-7 に、調査地点は図 3.1-6 に示すとおりである。

計画区域内を通る主要地方道 77 号行田蓮田線 (蓮田市高虫 289) の昼間 12 時間交通量は 6,919 台と推定される。

	及 0.1 7											
番号	路線名	観測地点名	昼間 12	時間交通		24 時	間交通量	(台)				
笛ク	时水石	15亿円/巴尔/口	小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計				
1)	一般国道 468 号 (圏央道)	一般国道 122 号 ~東北自動車道	24, 166	19, 752	43, 918	30, 507	31, 220	61, 727				
2	. 処団送 17 旦	桶川市末広 1-5-23	25, 803	6, 387	32, 190	39, 583	9, 969	49, 552				
3	一般国道 17 号	桶川市東 1-9-9	22, 392	5, 332	27, 724	31,630	8, 722	40, 352				
4		久喜市菖蒲町三箇 2446	12, 905	5, 248	18, 153	16, 998	7, 975	24, 973				
(5)	一般国道 122 号	白岡市下大崎 379	13, 610	7, 161	20, 771	19, 806	8, 858	28, 664				
6		蓮田市根金 993	15, 468	6, 442	21, 910	22, 159	8, 296	30, 455				
7		久喜市菖蒲町三箇 835-2	4,824	1,840	6, 664	6, 465	2, 198	8, 663				
8	主要地方道5号	上尾市平塚 2151-1	9, 739	1, 166	10, 905	12,658	1,846	14, 504				
9	さいたま菖蒲線	北足立郡伊奈町西小針 7丁目	6, 036	1, 693	7, 729	7, 931	2, 117	10, 048				
10		蓮田市高虫 729	5, 566	1, 238	6, 804	7, 569	1, 480	9, 049				
11)	主要地方道 12 号 川越栗橋線	桶川市五町台 74-2	9, 333	4, 744	14, 077	13, 181	5, 682	18, 863				
12	主要地方道 57 号 さいたま鴻巣線	上尾市泉台3丁目2-9	8, 281	750	9, 031	10, 571	1, 260	11, 831				
13	主要地方道 77 号	久喜市菖蒲町栢間 3843	3, 529	808	4, 337	4, 490	975	5, 465				
14)	行田蓮田線	蓮田市高虫 289	5, 563	1, 356	6, 919	7, 265	1, 730	8, 995				
15	主要地方道 78 号 春日部菖蒲線	久喜市除堀 351	5, 427	1,076	6, 503	6, 944	1, 380	8, 324				
16	主要地方道 87 号 上尾久喜線	北足立郡伊奈町学園 4丁目34	8, 860	2, 119	10, 979	11, 730	2, 762	14, 492				
17)	上尾久音脉	蓮田市根金 366	5, 196	1, 381	6, 577	7, 061	1, 818	8, 879				
18	一般県道 164 号	桶川市北2丁目4-14	9, 705	555	10, 260	12, 454	1, 192	13, 646				
19	鴻巣桶川さいたま線	上尾市上 65-5	8, 696	391	9, 087	11, 000	904	11, 904				
20	一般県道 311 号	桶川市倉田 27-3	11, 345	1,712	13, 057	14, 746	2, 489	17, 235				
21)	蓮田鴻巣線	桶川市加納 757-1	6, 391	863	7, 254	8, 177	<i>1, 253</i>	9, 430				
22	一般県道 312 号 下石戸上菖蒲線	北本市朝日2丁目 304-2	7, 508	1, 571	9, 079	9, 810	2, 083	11, 893				
23	一般県道 396 号 下早見菖蒲線	久喜市菖蒲町昭和沼1	5, 500	2, 410	7, 910	7, 439	2, 844	10, 283				

表 3.1-7 道路交通量の状況(令和3年度・平日)

- 注1:表中番号は、図 3.1-6 に対応する。
- 注2:斜体で示した交通量は推定値とする。
- 注3:昼間12時間とは観測時間帯が午前7時から午後7時を示す。
- 出典:「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(令和5年3月閲覧、国土交通省HP) 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」 (令和5年3月閲覧、埼玉県県土整備部県土整備政策課HP)

## (2) 鉄道

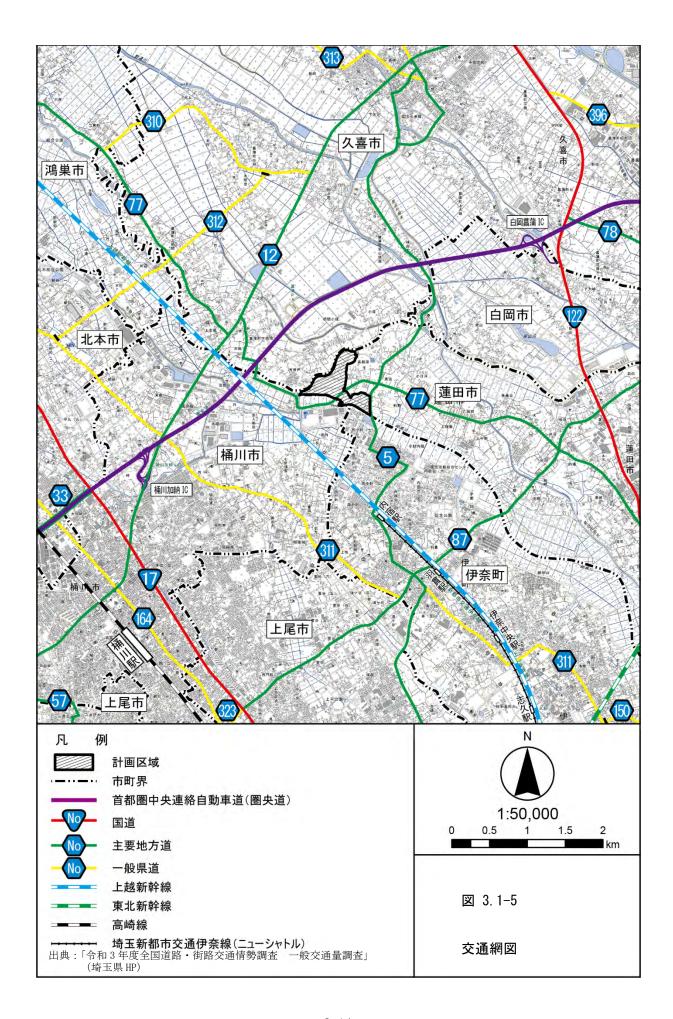
計画区域に最も近い埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)の内宿駅及び JR 高崎線の桶川駅の乗降人員の経年推移は表 3.1-8 に示すとおりである。

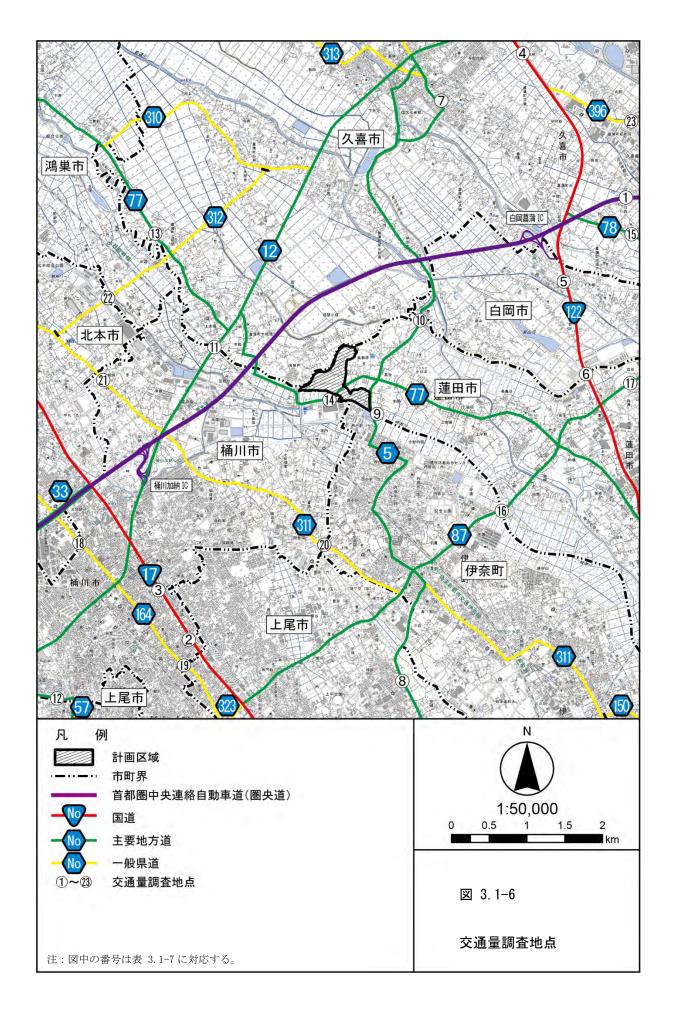
表 3.1-8 内宿駅及び桶川駅の乗降人員の推移

	田口				乗降人数		
	駅		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年		乗車	871, 372	904, 114	941, 930	710, 516	781, 960
年間(人	埼玉新都市交通伊奈線 内宿駅	降車	872, 576	906, 190	942, 812	708, 658	780, 622
	1 110 00/	合計	1, 743, 948	1,810,304	1,884742	1, 419, 174	1, 562, 582
年)	JR 高崎線 桶川駅	9, 604, 209	9, 666, 768	26, 296	20, 043	20, 043	
1日(人)	埼玉新都市交通伊奈線 内宿駅		4, 778	4, 960	26, 296	3, 888	4, 281
月)	JR 高崎線 桶川駅		52, 626	52, 969	52, 592	40, 086	41, 804

注1:1日当たりの乗降人数は、年間乗降人数/365で算出した。

注2: JRの駅については、降車人員数は調査されていないため、乗車人員×2で算出した。 出典:「平成30年~令和4年埼玉県統計年鑑」(令和5年2月更新、埼玉県総務部統計課HP)





## 3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

### (1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画区域及びその周辺の主要公共公益施設等は表 3.1-9 及び図 3.1-7 に示すとおりである。

計画区域に最寄りの保全施設は、教育施設については南東側約1km に位置する伊奈町立小針北小学校が、福祉・医療施設については南東側約1km に位置する北保育所がある。

表 3.1-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(教育)

番号	分類	名称	所在地		
1		上尾寿幼稚園	上尾市上 1521		
2	私立幼稚園	しろがね幼稚園	桶川市大字坂田 150 番地		
3		うさぎ幼稚園	桶川市倉田 103		
4		蓮田市立平野小学校	蓮田市井沼 937		
5		上尾市立上平北小学校	上尾市南 287		
6	小学校	桶川市立加納小学校	桶川市坂田 883		
7		桶川市立桶川東小学校	桶川市坂田 239		
8		久喜市立小林小学校	久喜市菖蒲町小林 2197		
9		久喜市立栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間 2720		
10		北本市立中丸東小学校	北本市中丸 10-270		
11		白岡市立大山小学校	白岡市荒井新田 339		
12		伊奈町立小針小学校	伊奈町寿 2-80-1		
13		伊奈町立小針北小学校	伊奈町内宿台 5-214-1		
14		埼玉県立伊奈学園中学校	伊奈町学園 4-1-1		
15		蓮田市立平野中学校	蓮田市井沼 932		
16	中学校	桶川市立桶川東中学校	桶川市末広 3-19-28		
17	十子仪	桶川市立加納中学校	桶川市加納 1279		
18		久喜市立菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎 860		
19		伊奈町立小針中学校	伊奈町学園 2-207		
20	古竺兴坎	埼玉県立桶川高等学校	桶川市坂田 945		
21	高等学校	埼玉県立伊奈学園総合高等学校	伊奈町学園 4-1-1		
22	図書館	桶川市 坂田図書館	桶川市坂田東 2-3-1		

注:表中番号は、図 3.1-7 (1)に対応する。

出典:「令和4年度埼玉県学校便覧」(令和5年1月更新、埼玉県教育局教育政策課 HP)

「私立各種学校一覧(令和4年5月1日現在)」(令和4年4月更新、埼玉県総務部学事課 HP)

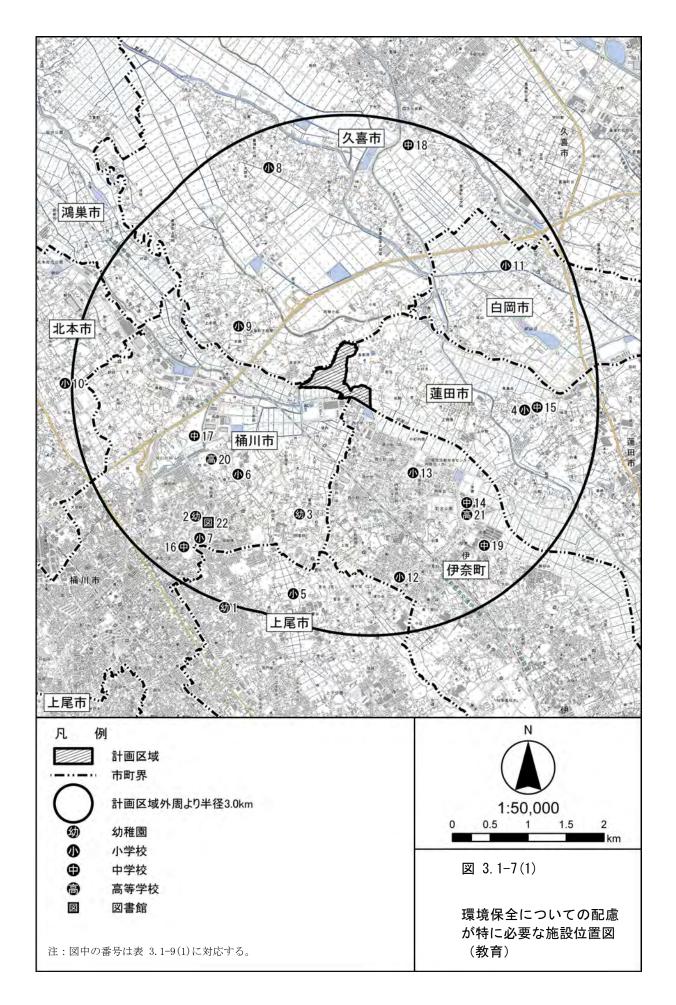
「施設案内」(令和5年3月閲覧、桶川市図書館HP)

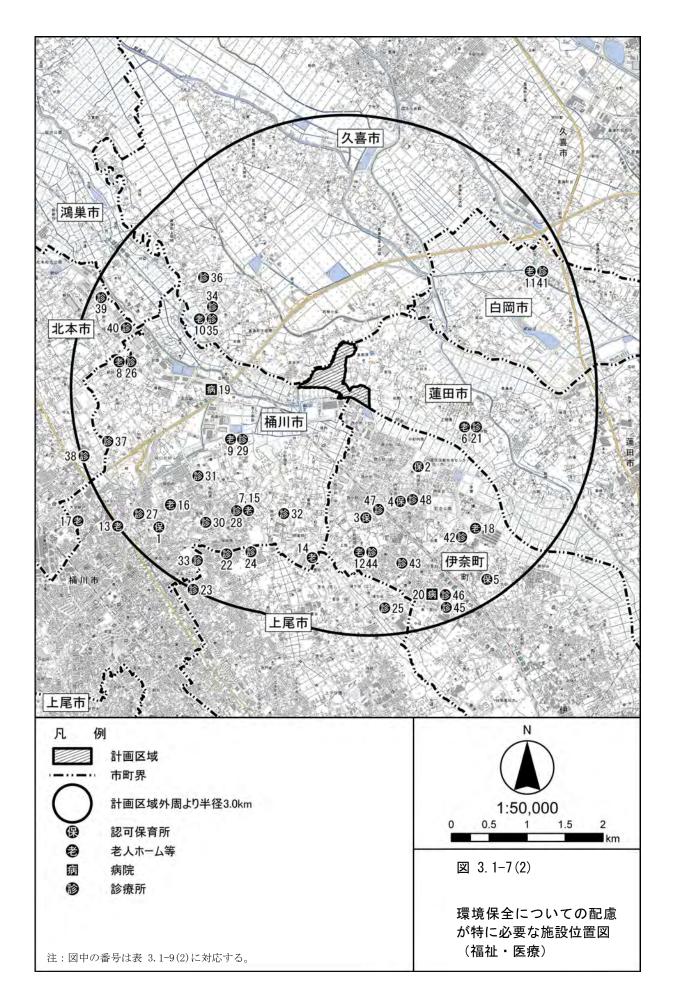
表 3.1-9(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(福祉・医療)

番号	分類	名称	所在地
1		坂田保育所	桶川市坂田 1559-1
2		北保育所	伊奈町内宿台 5-214-3
3	認可保育所	カオルキッズランド伊奈園	伊奈町小針新宿 523-1
4		伊奈ゆたか保育園	伊奈町内宿台 4-22-2
5		つくしんぼ保育園	伊奈町大針 619-4
6		ひので	蓮田市大字上平野 616 番地 1
7		べに花の郷	桶川市坂田 516-1
8	件 DU 美 类 大 I	花ノ木の郷	桶川市大字加納 1824-1
9	特別養護老人 ホーム	クイーンズビラ桶川	桶川市坂田 845 番地 1
10	- ホーム	しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1
11		光乃里	白岡市大字荒井新田 359-1
12		みちみち伊奈北	伊奈町大字小針新宿 368-1
13	介護老人	ハートランド桶川	桶川市坂田 1725
14	保健施設	葵の園・桶川	桶川市倉田 2208 番 1 他
15	軽費老人ホーム (ケアハウス)	べに花の郷	桶川市坂田 516-1
16		有料老人ホーム フルール桶川	桶川市坂田 1407-1
17	有料老人ホーム	さわやかおけがわ館	桶川市大字加納 71-1
18		介護付有料老人ホーム和み伊奈	伊奈町学園 3-45
19	c IC	医療法人壽照会大谷記念病院	桶川市大字加納字宮/脇 2216 番地
20	病院	医療法人社団顕心会 伊奈中央病院	伊奈町寿 4-43
21		特別養護老人ホームひので医務室	蓮田市上平野 616-1
22		よこづか眼科	上尾市久保 457-8
23		医療法人江慈会 江原医院	上尾市上 1148-2
24		上尾かみクリニック	上尾市上 848-7
25		江口医院	上尾市須ケ谷 1-76-5
26		特別養護老人ホーム花ノ木の郷医務室	桶川市加納 1824-1
27		大野整形外科	桶川市坂田 1514
28		社会福祉法人明和会特別養護老人ホームベールでの郷	桶川市坂田 516-1
29		クイーンズビラ桶川診療所	桶川市坂田 845-1
30		いけだファミリークリニック桶川	桶川市坂田東 2-3-1 フレスポ桶川 B 棟 B-5
31		豊田医院	桶川市坂田東 3-26-13
32		なかた呼吸器科内科クリニック	桶川市倉田字西窪台 255-5
33		末広整形外科	桶川市末広 2-11-21
34	診療所	医療法人昭和会三須医院	久喜市菖蒲町下栢間 2814
35	100 041/21	特別養護老人ホームしょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1
36		重城泌尿器科クリニック	久喜市菖蒲町上栢間 3168
37		鈴木医院	北本市中丸 8-257
38		きたもと脳神経外科クリニック	北本市中丸8丁目219番地
39		医療法人藤葉会伊藤クリニック	北本市朝日 2-304-1
40		株式会社SUBARU埼玉健康支援室	北本市朝日4丁目410番地
41		特別養護老人ホーム 光乃里	白岡市荒井新田 359-1
42		医療法人社団曙光会 石くぼ医院	伊奈町学園 2-187
43		みやうち内科・消化器内科クリニック	伊奈町寿 2-144-4
44		特別養護老人ホームみちみち伊奈北診療所	伊奈町大字小針新宿 368-1
45		伊奈ENTクリニック	伊奈町大針 814-1
46		しらさき眼科医院	伊奈町大針 847-1
47		金崎内科医院	伊奈町内宿台3丁目40番
48		内田クリニック	伊奈町内宿台5丁目4番地
	 -/: -/: 図 3 1-7 (9)		医の部には日日の1日ま用作

注:表中番号は、図 3.1-7 (2)に対応する。

出典:「認可保育所一覧(令和4年5月時点)」(令和4年6月更新、埼玉県福祉部少子政策課 HP) 「高齢者福祉施設施設名簿(令和4年5月1日現在)」(令和4年6月更新、埼玉県福祉部高齢者福祉課 HP) 「埼玉県医療機能情報提供システム」(令和5年3月閲覧、埼玉県保健医療部医療整備課 HP)





### (2) 住宅の分布状況

計画区域及びその周辺の地域においては、計画区域の南東側の伊奈町は第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域等に住居が分布している。(図 3.1-3 参照)

### 3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

#### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 3.1-10 に示すとおりである。 計画区域がある蓮田市の公共下水道の普及率は74.4%(埼玉県の普及率は97.2%)である。

表 3.1-10 公共下水道整備状況 (令和3年度末)

流域名	市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
荒川左岸南部流域	上尾市	230, 385	193, 479	84. 0
	鴻巣市	117, 578	91, 957	78. 2
荒川左岸北部流域	桶川市	74, 691	61, 474	82. 3
	北本市	65, 798	49, 167	74. 7
	蓮田市	61, 474	45, 717	74. 4
中川流域	白岡市	52, 669	36, 861	70. 0
	伊奈町	45, 021	34, 447	76. 5
古利根川流域	久喜市	151, 203	105, 683	69. 9

注1:行政人口は、令和4年3月末現在の住民基本台帳人口である。

注2: 蓮田市の値は、特定環境保全公共下水道の分を含む。

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(令和4年10月更新、埼玉県下水道局下水道事業課HP)

### (2) し尿処理

#### 1) 水洗化状況

関係市町の水洗化状況は表 3.1-11に示すとおりである。

関係市町の水洗化率は 98.5%~99.7%となっており、計画区域のある蓮田市の水洗化率は 99.1%である。

表 3.1-11 水洗化状況 (令和3年3月31日時点)

	総人口(人)	水池	先化人口(人	.)	水洗化	非水	洗化人口(	(人)	非水洗
市町名		公共下水 道人口	浄化槽 人口	計	率	計画収 集人口	自家処 理人口	計	化率
蓮田市	61, 600	44, 697	16, 018	61, 015	99. 1%	585	0	585	0.9%
鴻巣市	118, 042	89, 611	27, 424	117, 035	99.1%	1,007	0	1,007	0.9%
上尾市	229, 265	191, 120	37, 449	228, 569	99.7%	696	0	696	0.3%
桶川市	75, 234	57, 682	17, 064	74, 746	99.4%	488	0	488	0.6%
久喜市	152, 704	99, 258	51, 920	151, 178	99.0%	1,526	0	1,526	1.0%
北本市	66, 097	53, 377	12, 533	65, 910	99.7%	187	0	187	0.3%
白岡市	52, 425	34, 912	16, 705	51, 617	98.5%	808	0	808	1.5%
伊奈町	44, 907	32, 085	12, 295	44, 380	98.8%	527	0	527	1.2%

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~令和2年度実績~」(令和4年6月更新、埼玉県環境部資源循環推進課 HP)

# 2) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市町のし尿・浄化槽汚泥処理量は表 3.1-12に示すとおりである。

関係市町は下水道投入、自家処理等はなく、全て処理施設において処理されている。計画区域の位置する蓮田市の総処理量は9,109kLとなっている。

表 3.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量(令和3年3月31日時点)

	処理量(kL)			左記	の処理区分	自家	総処理量	
市町名	計	くみ取り し尿	浄化槽 汚泥	処理施設 の処理量	下水道 投入量	その他	処理量 (kL)	総と (kL)
蓮田市	9, 109	815	8, 294	8, 294	0	0	0	9, 109
鴻巣市	11, 114	1, 323	9, 791	9, 791	0	0	0	11, 114
上尾市	15, 621	1, 135	14, 486	14, 486	0	0	0	15, 621
桶川市	6,606	610	5, 996	5, 996	0	0	0	6,606
久喜市	22, 805	1,099	21, 705	21, 705	0	0	0	22, 805
北本市	5, 351	322	5, 029	5, 029	0	0	0	5, 351
白岡市	7,068	674	6, 394	6, 394	0	0	0	7, 068
伊奈町	4, 337	552	3, 785	3, 785	0	0	0	4, 337

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~令和2年度実績~」(令和4年6月更新、埼玉県環境部資源循環推進課 HP)

## (3) ごみ処理

関係市町におけるごみ排出量は表 3.1-13 に、蓮田市におけるごみ処理の状況は表 3.1-14 に示すとおりである。

蓮田市における令和3年度の年間排出量は17,523tであり、年々減少傾向にある。

表 3.1-13 関係市町のごみ排出量(令和3年3月31日時点)

	-1 1 . // ·			ごみ排出量(	t)			
市町名	計画収集人口 (人)	中光不				4.日日日	合計(t)	
	()()	事業系	生活系	資源ごみ	家庭系	集団回収		
蓮田市	61, 600	2,754	14, 769	2, 137	12, 632	0	17, 523	
鴻巣市	118, 042	6, 752	28, 796	5, 583	23, 213	326	35, 874	
上尾市	229, 265	6,859	51, 918	5, 055	46, 863	5, 063	63, 840	
桶川市	75, 234	2,659	17, 460	5, 202	12, 258	0	20, 119	
久喜市	152, 704	9,017	36, 772	8, 333	28, 439	1,074	46, 863	
北本市	66, 097	3, 450	16, 132	2, 947	13, 185	0	19, 582	
白岡市	52, 425	2,576	12,850	2,030	10,820	0	15, 426	
伊奈町	44, 907	2,706	11, 160	2,610	8, 550	166	14, 032	

出典:「一般廃棄物処理事業の概況~令和2年度実績~」(令和4年6月更新、埼玉県環境部資源循環推進課 HP)

表 3.1-14 蓮田市におけるごみ処理の状況

	収集	収集	可炒	然ごみ年間排出	¦量(t)	不燃ごみ	年間排出量	
年度	世帯	人口	計	燃えるごみ	資源ごみ	(金属・ガラス類) 年間排出量(t)	合計(t)	
平成 29 年	26, 739	62, 137	15, 574	14, 309	1, 265	1, 250	16, 824	
平成 30 年	26, 965	61, 817	15, 727	14, 508	1, 219	1, 224	16, 951	
令和元年	27, 220	61, 616	16, 104	14, 849	1, 255	1, 169	17, 273	
令和2年	27, 735	61, 761	16, 359	15, 031	1, 328	1, 264	17, 623	
令和3年	27, 907	61, 474	16, 093	14, 777	1, 316	1, 165	17, 258	

注:資源ごみは古紙と布類を示す。

出典:「統計はすだ 令和4年度版」(令和5年3月更新、蓮田市政策調整課 HP)

### 3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

### 1) 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表 3.1-15 のとおり定められている。また、大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表 3.1-16 のとおり定められている。

表 3.1-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件		評価方法			
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、か	長期的 評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。			
一敗行伽與	つ、1 時間値が 0. 1ppm 以 下であること。	短期的 評価	1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm以下であること。			
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm から0.06ppm ま でのゾーン内又はそれ以 下であること。	1 日平均	7値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。			
一酸化炭素	1 時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の8時間平均値	評価 短期的	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の			
浮遊粒子状物質	が 20ppm以下であること。 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。		8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であること。ただし、 1 日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。			
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m³以 下であり、かつ、1 日平 均値が 35 μ g/m³以下であ ること。	基準	年平均値が 15 μ g/m³以下であること。  1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 35 μ g/m³以下であること。			
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下 であること。	昼間の 1	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。			
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³」	 以下であ	ること。			
トリクロロ エチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以					
テトラクロロ エチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以	/m³以下であること。				
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³じ	大下である	<u></u> 3こと。			

- 備考:1.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
  - 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\,\mu\,\mathrm{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
  - 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注:大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3.1-16 大気環境中の係るダイオキシン類環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。

注:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

### 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ① 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

### ア)硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に 係る硫黄酸化物の規制基準は図 3.1-8 に示すとおり、計画区域がある蓮田市は 26 号 地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では27号地域のみが指定地域となっているため、計画区域に適応されない。



K値

根拠法令	大	気 汚 染 防 」	上 法	埼玉県生活環境保全条例
項目	法第3条第2項	法第3条第2項	法第3条第3項 (特別排出基準)	条 例 第 5 0 条
地域	(地域区分)	(一般排出基準)	S49. 4. 1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3. 5	2. 34	9. 0
	2 6 号地域	9. 0	_	14.5
	28号地域	14.5	_	17.5
	100号地域	17.5		17.5

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年11月更新、埼玉県環境部大気環境課HP)

図 3.1-8 硫黄酸化物の K 値規制

## イ) ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えらえるボイラー及び ガスタービンについて、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-17 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

		規模	標準酸素	一般排出	備考	
ばい煙発生施設の種類		最大排ガス量 (万m³ <sub>N</sub> /時)	濃度 (On%)	基準 (g/m³ <sub>N</sub> )	一般排出基準 (g/m³ <sub>N</sub> )	Onの扱い
	ガス専焼ボイラー	4以上	_	0.05		
	都市ガス、LPGガスのみ を燃焼させるボイラー	4未満	5	0. 10	ı	-
	游体事牌及水流体。并	20以上		0.05	既設は当分の間 0.07	
゙゙ヸ゙゙゙゚゚゙゙゙゙゚ヺ゚゠゙゙゚	液体専焼及び液体・ガス混焼ボイラー (液体: 重油・灯油・軽油等)	4~20	4	0. 15	既設は当分の間 0.18	_
小型ボイ		1~4		0. 25	_	=
ラーの規 制につい	(里加·对加·鞋彻等)	1未満		0.30	_	当分の間 0s
【ては下表】	黒液燃焼ボイラー	20以上		0. 15	既設は当分の間 0.20	_
	【黒液:紙パルプの製造   時に発生する廃液	4~20	0s	0. 25	既設は当分の間	_
	【 時に先生りる廃機 】	4未満		0.30	0.35	_
	四年時代 277	4以上			_	火八の間
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	4未満	6	0.30	既設は当分の間 0.40	当分の間 0s
ガスタービン		_	16	0. 05	昭和63年1月31 日までに設置 された施設及 び非常用施設 は当分の間適 用を猶予する	_

注1:「Os」(標準酸素濃度)とは標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

注2: 既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。

小型ボイラー(伝熱面積10m²未満でバーナー燃焼能力(重油換算)50ℓ/時以上)

施設設置年月日	使用燃料の種類	一般排出基準		
昭和60年9月9日以前	1	当分の間適用を猶予する		
	ガス・灯油・軽油又はA重油	当分の間適用を猶予する		
昭和60年9月10日以後	その他燃料	0.3g/m³ <sub>N</sub> (ただし、平成2年9月9日までに設 置されたものは0.5g/m³ <sub>N</sub> )		

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年11月更新、埼玉県環境部大気環境課HP)

### ウン窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と「工場・ 事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設 のうち、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は表 3.1-18 に示すとお りである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素についても、 ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」 に基づく排出基準が定められている。

規模 標準酸素濃度 排出基準注3,4 指導基準注5 ばい煙施設の種類 (最大排ガス量) (0n%)(ppm) (ppm) (万m³N/時) 50以上 60  $10 \sim 50$ 100 4~10 100 ガス専焼ボイラー 5  $1 \sim 4$ 100 150 1未満 50以上 130 120 排煙脱硫装置付注1  $4 \sim 50$ 150 140 液体燃焼ボイラー 4  $1 \sim 4$ 150 140 (液・ガス混焼も含む) 180 160 1未満 ボイラー 50以上 130 120 液体燃焼ボイラー<sup>注2</sup>  $4 \sim 50$ 150 140 4  $1 \sim 4$ (液・ガス混焼も含む) 150 140 1未満 180 160 70以上 200 250  $50 \sim 70$ 20~50 250 固体燃焼ボイラー 6  $4 \sim 20$ (石炭を除く) 250 0.5 $\sim$ 4 350 0.5未満 350 4.5以上 10 ガス専焼 4.0~4.5 10 4.0未満 20 ガスタービン 16 70 4.5以上 10 液体燃焼 4.0~4.5 10

表 3.1-18 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

注1:昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置を付けたもの(排ガス量が1万m³<sub>N</sub>/時未満のものについては昭和52年9月10日以前)。

4.0未満

- 注 2: 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000 $m^3$ <sub>N</sub>/時未満の過負荷燃焼型のものは適用除外される。
- 注3:排出基準は、熱源として電気を利用するばい煙発生施設には適用されない。
- 注4:非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。
- 注 5: 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス量 5,000 $m^3$ <sub>N</sub>/ 時以上の施設に適用される。
- 注6:排出基準及び指導基準は、平成2年9月10日以降に設置する施設を対象とする。
- 出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和4年11月更新、埼玉県環境部大気環境課HP)

#### 工) 揮発性有機化合物 (VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は表 3.1-19 に示すとおりである。

表 3.1-19 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

	施設の種類	規制対象規模	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m³/時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m³/時以上	自動車製造の用に供する塗装施設 新設:400ppmC 既設:700ppmC その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び 電着塗装に係るもの)を除く。	送風機の送風能力が 10,000m³/時以上	木材・木製品(家具を含む。)の 製造の用に供するもの 1,000ppmC その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は 剥離紙の製造における接着の用に供する乾 燥施設	送風機の送風能力が 5,000m³/時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する 施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m³/時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m³/時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m³/時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する 面の面積が 5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク[密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。]	容量が 1,000k0以上	新設 全て 60,000ppmC 既設 2,000kl以上 60,000ppmC 既設 2,000kl未満 当分の間猶予

- 注1:「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風 機の排風能力 を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算する。
- 注2:「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置されている場合、規制対象に含まないものとする。
- 注3:「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
- 注4:「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものとする。
- 注5:「既設」とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である。(設置の工事が着手されているものを含む。)
- 注6:「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率である。
- 出典:「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」
  - (平成30年8月更新、埼玉県環境部大気環境課HP)

## 才) 炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素発生施設に係る排出基準は表 3.1-20 に示すとおりである。

表 3.1-20 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の排出基準

	表 3. 1-20 「埼玉県生活境境保全条例」に基つく灰化水素の排出基準 						
7	施設の種類	規制対象規模	規制基準				
1	貯蔵用屋外 タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク (一タンクの貯蔵容量が 500kl 以上のもの)	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色 とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式 タンク又はこれらと同等以上の炭化水 素類の排出を抑制する効果を有する構 造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させる こと				
2	給油用地下 タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク (一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27k0以上となる事業所に設置されているもの)	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させることと				
3	出荷用ロー ディングア ーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定された タンクに設置されているもの (一事業所における タンクの貯蔵容量の合計が 1,000k0 以上となる 事業所に設置されているもの)	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸 気返還設備を設置し、適正に稼働させ ること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させる こと				
4	ドライクリ ーニング用 乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用する全ての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの	処理設備(内蔵されるものを含む)を設置し、適正に稼働させること				
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 1800 以上であること	1 密閉できる構造とし、適正に管理する こと 2 処理設備を設置し、適正に稼働させる こと				
6	使用施設	物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類等(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設※ 炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象 ※規則で定める施設 (規則第30条第2項、規則別表第3) 塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設) ② 印刷の用に供する施設(領別、乾燥又は焼付け施設) ③ 接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設) ④ その他の施設(洗浄 乾燥 焼付け 分離 混	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属 印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設規制基準:イ、ロ又はハ(いずれかを選択することができる) 21を除く使用施設規制基準:イ又はロ(いずれかを選択することができる) 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場における A の値が 30%以下であること原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位kg) ×100 ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位kg)  ロ 使用施設を設置する工場又は事業場における B の値が 50%以下であること原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量(単位kg)  B=				

注:施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当させる必要がある。

出典:「埼玉県の大気規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」

(平成30年8月更新、埼玉県環境部大気環境課HP)

### ② 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

関係市町村は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下「自動車 NOx・PM 法」という。)の対策地域に含まれる。対策地域については図 3.1-9 に示すとおりである。また、埼玉県生活環境保全条例では県内全域で県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止の規制内容を示している。

自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。

また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる。



出典:「自動車NOx·PM法対策地域図」(令和5年3月閲覧、埼玉県環境部大気環境課HP)

図 3.1-9 埼玉県生活環境保全条例及び自動車 NOx・PM 法適用地域図

### (2) 水質

### 1) 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.1-21に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3.1-22に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.1-23に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-24に示すとおりである。

公 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
項目	基準値	項目	基準値					
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下					
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下					
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下					
六価クロム	0.02 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下					
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下					
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L 以下					
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下					
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L以下					
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下					
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下					
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下					
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下					
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下							

表 3.1-21 人の健康の保護に関する環境基準

備考:1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

<sup>2. 「</sup>検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量 限界を下回ることをいう。

<sup>3.</sup> 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

<sup>4.</sup> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。

表 3.1-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準:河川

項目				基準値	į	
類 型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
В	水道3級、水産2級及びC以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
С	水産3級、工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
Е	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2 mg/L 以上	-

- 備考:1.基準値は日間平均値とする(海域もこれに準ずる。)。
  - 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
  - 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)。
  - 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。試料10mL、1mL、0. 1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群降性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。
- 注:1. 自然環境保全;自然探勝等の環境保全
  - 2. 水道1級; ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
    - 水道2級;沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級;前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3. 水産1級;ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
    - 水産2級;サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
    - 水産3級;コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - 4. 工業用水1級;沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
    - 工業用水2級;薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
    - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
  - 5. 環境保全;国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

#### 表 3.1-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準:河川

20 - 1 - (-)					
項 目			基 準 値		
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考:基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。					

表 3.1-23 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビ ニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 備考:1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
  - 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限 界を下回ることをいう。
  - 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格K0102 43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。
  - 4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 表 3.1-24 水質に係るダイオキシン類環境基準

物質	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注:水底の底質を除く。

### 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ① 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法 第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例(上乗せ条例)」及び「埼玉県生活環 境保全条例」に基づく排水規制等が行われている。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場又は事業場からの公共用水域への排水の排水の排水基準は表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-25 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物注2	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン 1	シス 1, 2-ジクロロエチレン	0. 4
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト ン及び EPN に限る)	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
6 価クロム化合物	6価クロム 0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 (定量限界 0.0005)	チオベンカルブ	0. 2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0. 1
トリクロロエチレン	0. 1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物 <sup>注2</sup>	ほう素 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物 <sup>注2注3</sup>	ふつ素 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸 <sup>注2</sup>	100 注 1
1,2-ジクロロエタン	0.04	1, 4-ジオキサン <sup>注2</sup>	0. 5

注1:1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

注2:一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注3:一部の業種について、上乗せ条例による暫定基準が適用される。

### (3) 騒音

### 1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

関係市町における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3.1-26に示すとおりである。

表 3.1-26 騒音に係る環境基準

地域の類型				昼間 (午前 6 時~午後 10 時)	夜間 (午後 10 時~午前 6 時)	
一般地域	A 地域 B 地域	第2種低層田園住宅地第1種中高第2種中高第1種住居地域	高層住居専用地域 高層住居専用地域 号地域 号地域	55dB 以下	45dB 以下	
	C 地域	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	也域	60dB 以下	50dB 以下	
線を有 道路に面する地域 線を有 C 地域			ち 2 車線以上の車 道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下	
	幹線交通を担う道路に近接する		屋外	70dB 以下	65dB以下	
空間の環境基準(特例)		窓を閉めた屋内*	45dB 以下	40dB 以下		

<sup>※:</sup> 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時である。

注1: 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2:「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては4 車線以上の区間に限る。)等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有す る道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をい う。

### 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ① 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-27 に、「騒音規制法」に 基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-28 に示す。

表 3.1-27 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	or in	午前7時~午後7 時の時間内である こと	1日10時間を 越えないこと	連続6日を	日曜・休日で ないこと
第2号区域	85dB	午前6時~午後10 時の時間内である こと	1日14時間を 越えないこと	超えないこと	

注1:基準値は作業を行う場所の敷地境界におけて適用される。

注 2:1 号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外(一部地域)、

上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、

幼保連携型認定こども園の周囲お概ね80m以内の区域

注 3:2 号区域

工業地域、工業専用地域

出典:「騒音・振動の規制について」(令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

表 3.1-28 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

	特定建設作業の内容
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
1	(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
2	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る
3	2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kW 以上)を使用する作業(さく岩機の動
4	力として使用する作業を除く。)
_	コンクリートプラント(混練容量 0.45m³以上)又はアスファルトプラント(混練重量 200kg 以上)を
5	設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ (定格出力 80kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業
7	トラクターショベル (定格出力 70kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業
8	ブルドーザー (定格出力 40kW 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。) を使用する作業

出典:「騒音・振動の規制について」(令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

## ② 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.1-29 に示すとおりである。

表 3.1-29 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

	昼間	夜 間
区域の区分	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する 道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注:区域の区分は以下のとおりである。

a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、

第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域

c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

## ③ 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.1-30 に示すとおりである。

表 3.1-30 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

	時間の区分	朝	昼	夕	夜
		午前6時~	午前8時~	午後7時~	午後 10 時~
区域の区分		午前8時	午後 7 時	午後 10 時	午前6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第4種区域	工業地域 工業専用地域(一部地域)	65dB	70dB	65dB	60dB

注:学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲お 概ね50mの区域内は、当該値から5デシベルを減じた値とする。(第1種区域は除く。)

出典:「騒音・振動の規制について」(令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

#### (4) 振動

#### 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

## ① 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3.1-31 に、「振動規制法」に 基づく特定建設作業の一覧は表 3.1-32 に示す。

表 3.1-31 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界 における 基準	作業時刻に 関する基準	作業時間に 関する基準	作業期間に 関する基準	作業日に 関する基準
第1号区域	75 ID	午前7時~午後7時 の時間内であること	1 日 10 時間を 越えないこと	連続6日を	日曜・休日で
第2号区域	75dB	午前6時~午後10時 の時間内であること	1 日 14 時間を 越えないこと	超えないこと	ないこと

注1:基準値は作業を行う場所の敷地境界におけて適用される。

#### 注 2:1 号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外(一部地域)、

上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲お概ね80m以内の区域

# 注 3:2 号区域

工業地域、工業専用地域

出典:「騒音・振動の規制について」(令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

表 3.1-32 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

	特定建設作業の内容						
1	くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除						
1	く。)を使用する作業						
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業						
2	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に						
J	係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)						
4	ブレーカー (手持式を除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日に						
4	おける当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)						

出典:「騒音・振動の規制について」(令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

## ② 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.1-33に示すとおりである。

表 3.1-33 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間	夜 間
区域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注:区域の区分は以下のとおりである。

#### 第1種区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

#### 第2種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

# ③ 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.1-34 4 に示すとおりである。

表 3.1-34 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

	時間の区分	昼	夜
区域の区分		午前8時~午後7時	午後7時~午前8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 開住居地域 第1種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注:学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲お 概ね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。(第1種区域は除く。)

出典:「騒音・振動の規制について」(令和4年12月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

# (5) 土壌汚染

# 1) 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3.1-35 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1-36 に示すとおりである。

表 3.1-35 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、 土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又 は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注:土壌の汚染に係る環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる揚所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

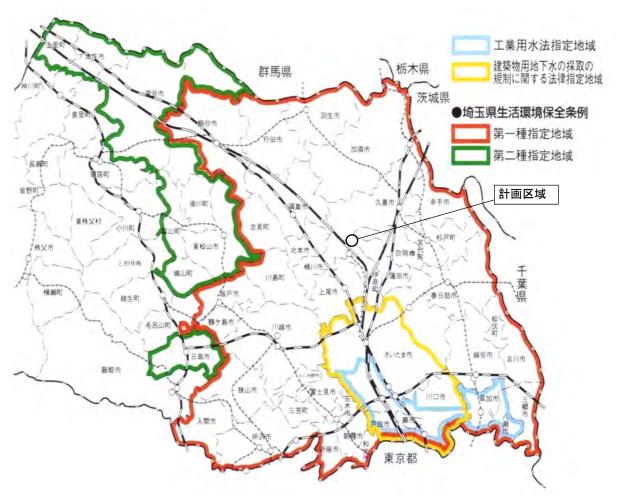
表 3.1-36 土壌に係るダイオキシン類環境基準

項目	環境上の条件	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	

## (6) 地盤沈下

#### 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では図 3.1-10 に示すとおり、地下水の採取により地盤 沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤沈下が生じる おそれがあると認められる地域を第二種指定地域とし、地下水の採取を規制する地域と している。計画区域のある蓮田市は、第一種指定地域に指定されている。



出典:「地下水採取規制について」(平成31年2月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

図 3.1-10 地下水採取規制地域図

#### (7) 悪臭

## 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」では地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」、「埼 玉県生活環境保全条例」では「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく 規制地域を図 3.1-11 に示す。

計画区域のある蓮田市は、臭気指数規制(基準値1)の規制地域になっている。 蓮田市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は表 3.1-37に示すとおりである。

# 物質濃度規制 臭気指数規制(基準値1) 臭気指数規制(基準値2) 計画区域 臭気指数規制(独自基準) 未規制地域 東秩父村 ときがわ町 秩父市

# 〇悪臭防止法規制地域

出典:「悪臭の規制について」(令和4年1月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

図 3.1-11 悪臭防止法規制地域

煙突等の排出口における 地域区分 基準値(基準値1) 排出水中の規制基準 排出基準 A 区域 臭気指数 15 (B、C 区域を除く地域) 敷地境界線の基準を用 敷地境界線の基準を用 B 区域 いて、悪臭防止法施行規 いて、悪臭防止法施行 臭気指数 18 則第6条の2に定める換 規則第6条の3に定め (農業振興地域) 算式により算出 る換算式により算出 C区域 臭気指数 18 (工業地域・工業専用地域)

表 3.1-37 「悪臭防止法」に基づく規制基準

出典:「悪臭の規制について」(令和4年1月更新、埼玉県環境部水環境課HP)

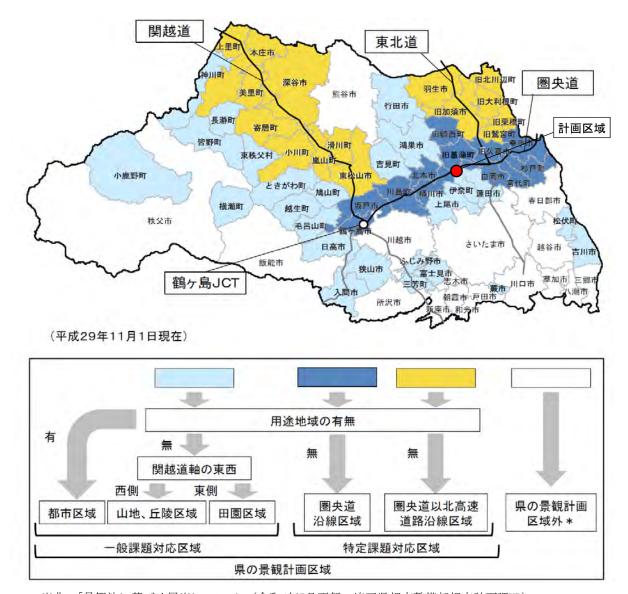
#### (8) 景観

埼玉県では、地域の特性を活かした景観の形成を進めるため、景観法に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。

埼玉県の景観計画区域は図 3.1-12 に示すとおりであり、計画区域のある蓮田市は一般 課題対応区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備などの行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。

届出の際は、外観色彩やデザインなどについて、景観計画区域ごとに定める景観形成 基準を踏まえる必要がある。



出典:「景観法に基づく届出について」(令和4年5月更新、埼玉県都市整備部都市計画課HP)

図 3.1-12 景観計画区域

#### (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全 条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(平成28年3月)」を策定し、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推移」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

「蓮田市第 4 次総合振興計画 基本構想(改定版)」に示された、廃棄物に係る施策として、「循環型社会の推進」を掲げており、 大量生産・大量消費・大量廃棄のあり方を見直し、 循環型社会のしくみづくりの構築を推進している。

#### (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、令和5年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版)」を策定し、令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比46%削減することを目標としている。

#### (11) 自然関係法令等

計画区域及び周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は表 3.1-38に示すとおりである。

計画区域は、「特定猟具使用禁止区域(銃)」、「地下水採取規制地域」等に指定されている。

表 3.1-38 計画区域及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

나 나 나		+6 <del>-5</del> -14 + <del>2</del>	指定等の有無		目はなみ人材
		指定地域	計画区域	周辺地域	関係法令等
		国立公園	×	×	<b>克华八</b> 国社
	自然公園	国定公園	×	×	自然公園法
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
	all fall and take	原生自然環境保全地域	×	×	<b>克林理成几人</b> 法
	自然環境	自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	保全地域	県自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産	-	×	×	世界遺産条約
自		近郊緑地保全区域	×	×	首都圈近郊緑地保全法
然保	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
護		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
収支		生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存 に関する法律
		特別保護地区	×	×	
	動植物保護	鳥獣保護区	×	0	┫ ┃鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
	到他仍怀眨	特定猟具使用禁止区域(銃)	0	0	関する法律
		指定猟法禁止区域	×	X	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	X	×	ラムサール条約
	急傾斜地崩壊		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地	- 127	×	X	砂防法
玉	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	0	
	河川保全区域	<u> </u>	0	0	河川法
,,,	土砂災害警戒		×	×	土砂災害防止法
	工切外百言加	人区域	×	×	工業用水法
	地下水採取規	1生11-14-11	×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
		C [1] 7 [2] 20X	0	0	埼玉県生活環境保全条例
	都市地域		×	×	
	市街化区域		×	0	
	市街化調整区	: 協	0	0	都市計画法
I I.	その他の用途		×	×	
地	農業振興地域		0	0	
利	農用地区域	N .	0	0	農業振興地域の整備に関する法律
用	森林地域		0	0	
	国有林		×	X	- 
	地域森林計画	i対象民有林	×	0	
			×	×	文化財保護法
			×	0	埼玉県文化財保護条例
			×	×	蓮田市文化財保護条例
文			×	0	久喜市文化財保護条例
化			×	0	伊奈町文化財保護条例
	史跡・名勝・	天然記念物(国・県・市指定)	×	0	桶川市文化財保護条例
保業			×	×	白岡市文化財保護条例
護			×	×	上尾市文化財保護条例
			×	×	北本市文化財保護条例
			×	×	鴻巣市文化財保護条例
	風致地区			×	都市計画法
///	風致地区 景観計画区域	(一般課題対応区域)	×	X	지쁘다마다
.,,		((一般課題对応区域) ((特定課題対応区域)	×	0	  埼玉県景観条例
		(《特定課題对応区域》 (景観形成推進区域)	×	×	中 上 尔 从 概 木 四
		(「魚観ル成推進区域) の「○」は指定あり、「×」は指			

注:指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

## 3.2 自然的状況

# 3.2.1 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

#### (1) 気象

## 1) 降水量・気温・日照時間

計画区域から至近の気象観測所は、図 3.2-1 に示すとおり、久喜地域気象観測所(埼 玉県久喜市)である。

令和4年及び過去10年間の気象の概要は表3.2-1~2に示すとおりである。

表 3.2-1 久喜地域気象観測所における気象の状況(令和4年)

		降水	量(mm)			気温(℃)					
月	合計	口目.十	最	大	平均		目. 六	目. /広.	日照時間 (h)		
	合計	日最大	1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低	最高	取同	最低	(11)
1	7.0	4.5	1.5	0.5	3. 1	9.0	-2.6	14.3	-8.1	225. 1	
2	43.5	18.5	2.5	0.5	3.6	10.1	-2.3	16. 5	-6. 1	217. 0	
3	71.5	35. 5	6.0	2.0	9.8	16.6	3.8	25. 2	-1.4	207. 4	
4	153. 5	32.5	9.5	2.5	14.7	20.5	9.2	29.0	-0.3	176.8	
5	89.5	24.0	10.0	4.0	18.5	23.9	13.5	33. 4	6.5	191. 5	
6	78.0	37.5	17.0	13. 5	22.9	28. 1	18.7	38. 7	14.0	168. 1	
7	195.0	66. 5	26. 5	10.5	27.4	32.6	23.8	39. 2	21.7	158. 5	
8	57. 5	14.0	6.0	2.5	27. 1	32.1	23.4	37.6	18.9	143. 3	
9	250.5	95.0	42.0	11.0	23.9	28.5	20.3	34. 1	15. 7	134.8	
10	100.5	42.5	9.0	3.0	16. 2	21.0	12.0	30.9	4.4	144. 4	
11	46.5	32.5	5.0	1.0	12.6	18.2	7.2	22.9	2.7	169. 6	
12	40.0	23.0	7.0	4.0	5. 2	11.5	-0.1	15.6	-4.9	190. 5	

出典:「過去の気象データ検索」(令和5年3月閲覧、気象庁HP)

表 3.2-2 久喜地域気象観測所における気象の状況 (平成 25 年~令和 4 年)

年	降水量	量(mm)		気温(℃)		日照時間
+	合計	日最大	平均	最高	最低	(h)
平成 25 年	1, 384. 5	132. 5	15. 1	38. 1	-6. 3	2, 310. 4
平成 26 年	1, 434. 0	102. 5	14. 8	37. 9	-7. 2	2, 298. 5
平成 27 年	1, 356. 5	150. 0	15. 5	37. 5	-6.0	2, 071. 8
平成 28 年	1, 202. 0	125. 0	15. 4	36. 3	-5.9	2, 020. 2
平成 29 年	1, 207. 0	105. 5	14.8	36.8	-7. 4	2, 196. 5
平成 30 年	1,061.0	44. 0	15.8	38.6	-9.2	2, 223. 0
令和1年	1, 486. 0	226. 5	15. 6	37. 4	-5. 5	2, 052. 2
令和2年	1, 424. 5	98.0	15. 6	38. 7	-6. 1	2, 032. 7
令和3年	1, 185. 5	64. 5	15. 5	36.0	-8.2	1,729.7]
令和4年	1, 133. 0	95. 0	15. 4	39. 2	-8. 1	2, 127. 0

注:表中の「]」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)ことを示す。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

出典:「過去の気象データ検索」(令和5年3月閲覧、気象庁HP)

## 2) 風向 · 風速

久喜地域気象観測所の令和 4 年における月別風向・風速は表 3.2-3 に、平成 25 年~令和 4 年における風向風速の年間推移は表 3.2-4 に、月別風向頻度は図 3.2-2 に示すとおりである。

令和4年における最多風向は北西、平均風速は1.7m/sであった。また、過去10年間における年間最多風向は北西であった

表 3.2-3 久喜地域気象観測所における月別風向・風速(令和 4 年)

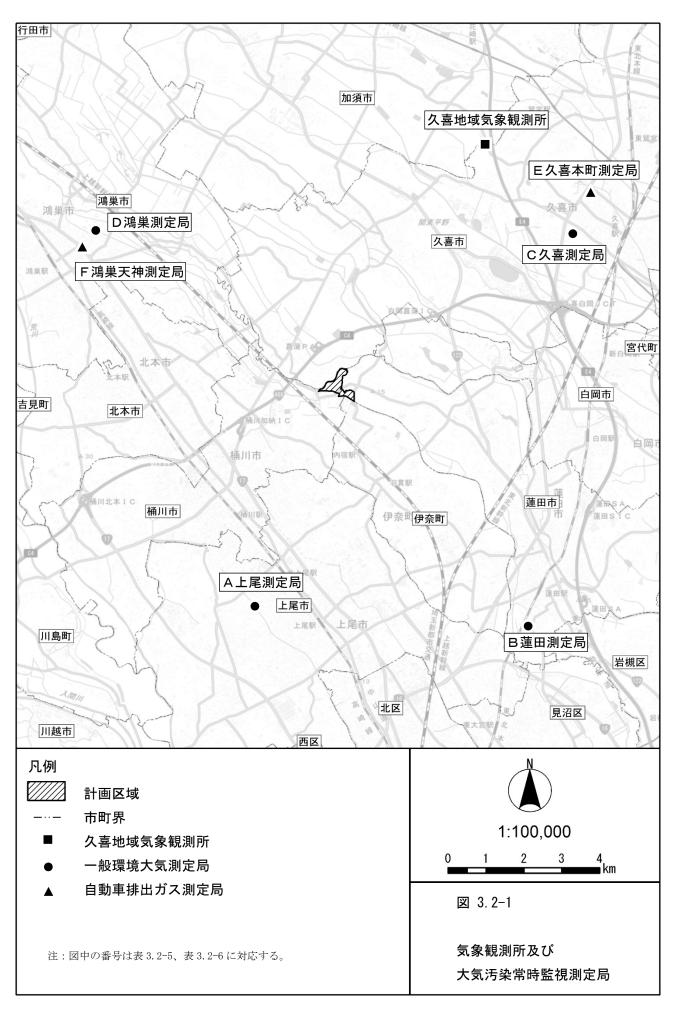
月	<b>具夕</b> 国 白	平均風速(m/s)	最大風速及び	その時の風向
月	最多風向	平均風速 (II/S)	風速(m/s)	風向
1	北西	1.6)	6.2)	西
2	北西	1.6	5. 4	北
3	北西	1.8	8.8	南
4	北西	1.8	5. 9	南南西
5	東南東	1.8	6. 3	南東
6	東南東	1.8	6. 3	南
7	南	1.8	6. 5	北北東
8	東南東	1.9	8.8	南
9	東南東	1.8	9. 3	南
10	北西	1.3	5. 0	東北東
11	北西	1.3	5.8	北西
12	北西	1.3	5. 6	北西
年間	北西	1. 7	9. 3	南

出典:「過去の気象データ検索」(令和5年3月閲覧、気象庁HP)

表 3.2-4 久喜地域気象観測所における風向・風速の年間推移(平成 25 年~令和 4 年)

年	具夕国白	亚拉国 油 ( / -)	最大風速及び	その時の風向
平	最多風向	平均風速(m/s)	風速(m/s)	風向
平成 25 年	北西	2.0	12. 7	南南西
平成 26 年	北西	1.9	12. 3	北北東
平成 27 年	北西	1.9	9. 4	南
平成 28 年	北西	1.8	12. 0	西北西
平成 29 年	北西	1.8	11.8	南
平成 30 年	北西	1.8	16. 4	南
令和元年	北西	1.8	11.3	北
令和2年	北西)	1.8	9.6	北北東
令和3年	北西	1.7	10.0	南南西
令和4年	北西	1.7	9. 3	南

出典:「過去の気象データ検索」(令和5年3月閲覧、気象庁HP)



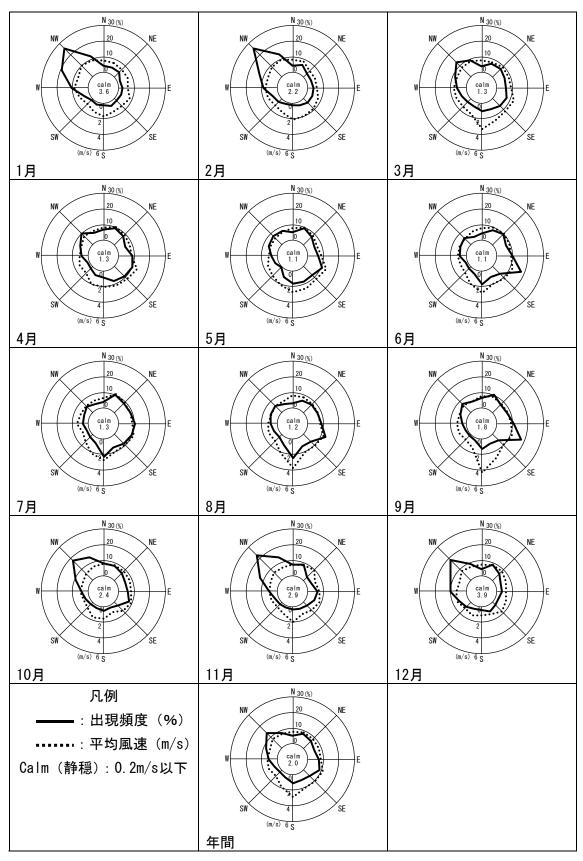


図 3.2-2 久喜地域気象観測所における月別風向頻度(令和4年)

# (2) 大気質

## 1) 大気質の状況

関係市町内の大気汚染常時監視測定局は、表 3.2-5 及び図 3.2-1 に示したとおり、一般局 4 局、自排局 2 局が設置されている。

令和3年度における各項目の測定結果は表3.2-6に示すとおりであり、光化学オキシダントの全測定局、炭化水素の全測定局で環境基準等が非達成であった。

表 3.2-5 大気汚染常時監視測定局と測定項目

番号	測定局名	測定場所	所在地	局種別	二酸化硫黄	窒素酸 化物	光化学 オキシ ダント	浮遊粒子 状物質	微小粒子 状物質	炭化 水素
А	上尾	浅間台大公園	上尾市浅間 台 3-35	一般局		0	0	0	0	
В	蓮田	市所有地	蓮田市蓮田 5-30	一般局		0	0	0	0	
С	久喜	久喜南中学校	久喜市江面 85	一般局		0	0	0	0	
D	鴻巣	市役所	鴻巣市中央 1-1	一般局	0	0	0	0	0	0
Е	久喜 本町	市所有地	久喜市本町 7-913-1	自排局		0		0	0	0
F	鴻巣 天神	県央広域消防 本部鴻巣天神 分署	鴻巣市天神 1-1-28	自排局	0	0		0	0	

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

表 3.2-6(1) 二酸化硫黄の測定結果(令和3年度)

			1時間値	1日平均			環境基準の			
番号	測定局名	年平均値	ガ <sup>3</sup> 0.10ppm	値が	日平均 値の 2% 除外値	を越えた日 が2日以上 連続したこ	日平均値が	長期的 評価	短期 的評 価	
		(ppm)	(時間)	(目)	(ppm)	(有・無)	(目)	(達成○・३	非達成×)	
D	鴻巣	0.001	0	0	0.002	無	0	0	0	
F	鴻巣天神	0.001	0	0	0.002	無	0	0	0	

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

表 3.2-6(2) 二酸化窒素の測定結果(令和3年度)

番号	測定局名	年平均値	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	環境基準
		(ppm)	(目)	(目)	(ppm)	(目)	(達成○・非達成×)
A	上尾	0.009	0	0	0.023	0	0
В	蓮田	0.010	0	0	0.025	0	0
С	久喜	0.011	0	0	0.026	0	0
D	鴻巣	0.009	0	0	0.023	0	0
Е	久喜本町	0.014	0	10	0.031	0	O
F	鴻巣天神	0.014	0	0	0.026	0	0

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

表 3.2-6(3) 光化学オキシダントの測定結果(令和3年度)

番号	測定局名	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間数 (日) (時間)		昼間の1 0.12ppm じ と時		環境基準
		(ppm)			(目)	(時間)	(達成○・非達成×)
A	上尾	0.036	92	417	1	1	X
В	蓮田	0.034	80	338	1	3	×
С	久喜	0.034	82 366		1	2	X
D	鴻巣	0.035	91	403	1	1	×

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

表 3.2-6(4) 浮遊粒子状物質の測定結果(令和3年度)

						日平均値が		環境	基準
番号	測定局 名	年平均値	1 時間値が 0. 20mg/m³ 0. 10mg/i を超えた 時間数 日 平均値 0. 10mg/i を超えた 日 数			0.10mg/m³ を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	の長期的 評価に平 の.10 mg/m³を超 えた日数	長期的評価	短期的 評価
		$(mg/m^3)$	(時間)	(目)	$(mg/m^3)$	(有・無)	(目)	(達成○・	非達成×)
А	上尾	0.012	0	0	0.025	無	0	0	0
В	蓮田	0.014	0	0	0.027	無	0	0	$\circ$
С	久喜	0.012	0	0	0.028	無	0	0	$\circ$
D	鴻巣	0.012	0	0	0.027	無	0	0	0
Е	久喜本町	0.013	0	0	0.028	無	0	0	$\circ$
F	鴻巣天神	0.013	0	0	0.027	無	0	0	0

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

表 3.2-6(5) 微小粒子状物質の測定結果 (令和3年度)

		日平均値の	日平均値の	日平均	匀値が	環境基準		
番号	測定局 名	年平均値	年間 98%値	35 μ g/m³を超えた日数 (日) (%)		長期的評価	短期的評価	
		$(\mu g/m^3)$	$(\mu g/m^3)$			(達成○・非達成×)		
A	上尾	9.6	19. 5	0	0.0	0	0	
В	蓮田	10. 1	22. 1	0	0.0	0	0	
С	久喜	9. 0	19.8	0	0.0	0	0	
D	鴻巣	9. 2	20. 9	0	0.0	0	0	
Е	久喜本町	9. 1	20.8	0	0.0	0	0	
F	鴻巣天神	9. 2	20. 3	0	0.0	0	0	

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

表 3.2-6(6) 炭化水素の測定結果(令和3年度)

番号	測定局名	年平均値	6~9 時 の測定 日数	6~9 時 における 年平均値	6~9 時の 3 時間平 均値が 0.20ppmC を超えた 日数	6~9 時の 3 時間平 均値が 0.31ppmC を超えた 日数	指針との比較
		(ppmC)	(目)	(ppmC)	(目)	(目)	(達成○・非達成×)
D	鴻巣	0.12	365	0.39	36	2	X
Е	久喜本町	0.12	356	0.13	45	14	X

注:表中番号は、図 3.2-1 に対応する。

出典:「大気汚染常時監視測定結果報告書」(令和3年度)」(令和5年3月更新、埼玉県環境部大気環境課 HP)

## 2) 苦情の状況

関係市町の公害苦情件数は、表 3.2-7 に示すとおりである。 蓮田市では苦情件数を公表していない。

表 3.2-7 公害苦情件数

_			È	典型七公割	Ē			不法		
市町名	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	投棄	その他	合計
蓮田市	_	-	-		-		-	-	-	-
鴻巣市	22	6	-	10	2	ı	12	-	151	203
上尾市	9	3	-	47	8	-	52	_	345	466
桶川市	13	2	-	15	2	-	6	_	7	52
久喜市	63	9	0	4	1	0	11	99	3	226
北本市	2	4	-	4	1	-	4	_	-	15
白岡市	0	1	0	13	1	0	32	86	193	326
伊奈町	1	-	-	3	-	-	1	_	-	5

注1:「-」は、公表された市の統計数にその種別が存在しない。

注2: 蓮田市は苦情件数を公表していない。

注3: 久喜市の騒音と振動は合算で公表されている。

注4:各市町は下記の出典資料に基づく年度の結果とする。なお、白岡市は平成30年度の結果とする。

出典:蓮田市みどり環境課ヒアリング

「統計こうのす(令和2年版)」(令和5年2月更新、鴻巣市総務課 HP)

「統計あげお(令和3年版)」(令和4年6月更新、上尾市総務課 HP)

「桶川市統計書 令和3年版」(令和5年3月発行、桶川市企画財務部企画調整課)

「久喜市の環境(平成30年版)(令和元年6月発行、久喜市環境経済部環境課)

「北本の統計(令和4年版)」(令和5年3月発行、北本市企画財政部企画課)

白岡市市民生活部環境課ヒアリング

「統計いな」(令和4年4月更新、伊奈町秘書広報課 HP)

## (3) 騒音

## 1) 騒音の状況

計画区域及びその周辺における令和元~2 年度の道路交通騒音の点的評価結果は表 3.2-8 に、面的評価結果は表 3.2-9 に、道路交通騒音の調査地点は図 3.2-3 に示すとおりである。

点的評価では、4地点中2地点で環境基準を超過していた。

また、面的評価では、一般国道 17 号において昼間、夜間ともに基準値を超過する戸数が多くなっている。

表 3.2-8 道路交通騒音の点的評価結果 (令和元~2年度)

			環境	車線	等	価騒音し	ノベル(d	В)	環境基
番号	路線名	測定地点の住所	基準類型	型 数合 計	昼間	環境 基準 達成	夜間	環境 基準 達成	準適合 状況
2	一般国道 17 号	桶川市北 1-25-23	С	4	71	× (70)	71	× (65)	×
5	県道川越栗橋線	桶川市北 2-1-27	В	4	69	(70)	66	× (65)	×
6	県道川越栗橋線	桶川市下日出谷298-1	В	4	70	(70)	65	(65)	0
7	県道行田蓮田線	久喜市菖蒲町上栢間	В	2	63	(70)	58	(65)	0

注1:表中番号は、図 3.2-3 に対応する。

注2:環境基準達成欄の()内の数値は当該地点における環境基準値を示す。

注3:表中番号2と5は令和2年度データ、6と7については令和2年度データがないため令和元年度データを使用

出典:「令和2年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県環境部水環境課 HP) 「令和元年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県環境部水環境課 HP)

表 3.2-9(1) 道路交通騒音の面的評価結果(令和2年度)

番号	評価対象道路	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価の 区間 延長	測定り おり 等価騒 (d	音レベル	評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e	昼間・ 夜間とも 基準値 以下 b	昼間のみ 基準値 以下 c	夜間のみ 基準値 以下 d	昼間・ を間を基準 値 e
				(km)	昼間	夜間	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
1)	県道上尾蓮田線	北足立郡伊 奈町大字小 室	北足立郡伊 奈町大字小 室	0. 7	-	-	158	139	3	0	16
2	一般国道 17 号線	上尾市東町 2丁目1	上尾市大字 上	3.8	69	69	1, 461	1, 272	188	0	1
3	県道さいたま菖 蒲線	上尾市大字 平塚	上尾市大字 平塚	0.9		_	130	129	0	0	1
4	県道さいたま菖 蒲線	上尾市大字 平塚	上尾市大字 平塚	0.3	_	_	32	32	0	0	0
(5)	県道さいたま菖 蒲線	上尾市大字 平塚	上尾市大字 平塚	0. 2	_	_	24	21	0	0	3
6	県道さいたま菖 蒲線	上尾市大字 平塚	上尾市大字 平塚	0.3	71	67	10	7	1	0	2
7	県道さいたま菖 蒲線	上尾市大字 平塚	上尾市須ケ 谷	0. 4	_	_	8	4	0	0	4
8	県道さいたま菖 蒲線	上尾市須ケ 谷	上尾市須ケ 谷	0. 2	_	_	11	9	0	0	2
9	県道さいたま菖 蒲線	上尾市須ケ 谷	上尾市須ケ 谷	0.3	_	_	48	31	0	0	17
10	県道上尾久喜線	上尾市大字 西門前	上尾市大字 西門前	0.6	_	_	134	134	0	0	0
11)	県道上尾久喜線	上尾市大字 西門前	上尾市大字 南	0. 1	_	_	36	36	0	0	0
12	県道上尾久喜線	上尾市大字 南	上尾市菅谷	0.6	_	_	56	56	0	0	0
13	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0.2	_	_	16	16	0	0	0
(14)	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0.3	_	_	24	24	0	0	0
(15)	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0. 7	69	64	23	23	0	0	0
16	県道鴻巣桶川さ いたま線	上尾市大字	上尾市愛宕 1 丁目 21	3.8	63	59	2, 513	2, 513	0	0	0
17)	県道上尾環状線	上尾市中妻 3丁目12	上尾市緑丘 3丁目5	1. 2	_	_	349	343	6	0	0
18	一般国道 17 号	桶川市末広 1丁目5	桶川市大字 加納	2. 6	73	72	813	648	97	0	68
19	県道川越栗橋線	桶川市大字 川田谷	桶川市泉 2 丁目 5	3. 0	70	65	446	446	0	0	0
20	県道川越栗橋線	桶川市泉 2 丁目 5	桶川市西 2 丁目 11	0. 4	_	_	167	167	0	0	0
21)	県道川越栗橋線	桶川市西 2 丁目 11	桶川市大字 坂田	0. 7	_	_	333	318	7	0	8
22	県道東松山桶川 線	桶川市大字 加納	桶川市大字 加納	0. 5	_	_	21	21	0	0	0
23	一般国道 122 号	久喜市菖蒲 町三箇	久喜市菖蒲 町台	3. 1	73	72	29	6	10	0	13
24)	県道川越栗橋線	久喜市菖蒲 町下栢間	久喜市菖蒲 町菖蒲	6. 0	_	_	411	369	36	0	6
21) 22) 23)	県道川越栗橋線 県道東松山桶川 線 一般国道 122 号	丁目 5       桶川市西 2       丁目 11       桶川市大字加納       久喜市       久喜市	丁目 11 桶川市大字 坂田 桶川市大字 加納 久喜台 大喜市 菖蒲	0.7	_ _	- - 72	333 21 29	318 21 6	7 0 10	0 0	1

注:表中番号は、図 3.2-3 に対応する。 出典:「令和2年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP

表 3.2-9(2) 道路交通騒音の面的評価結果(令和2年度)

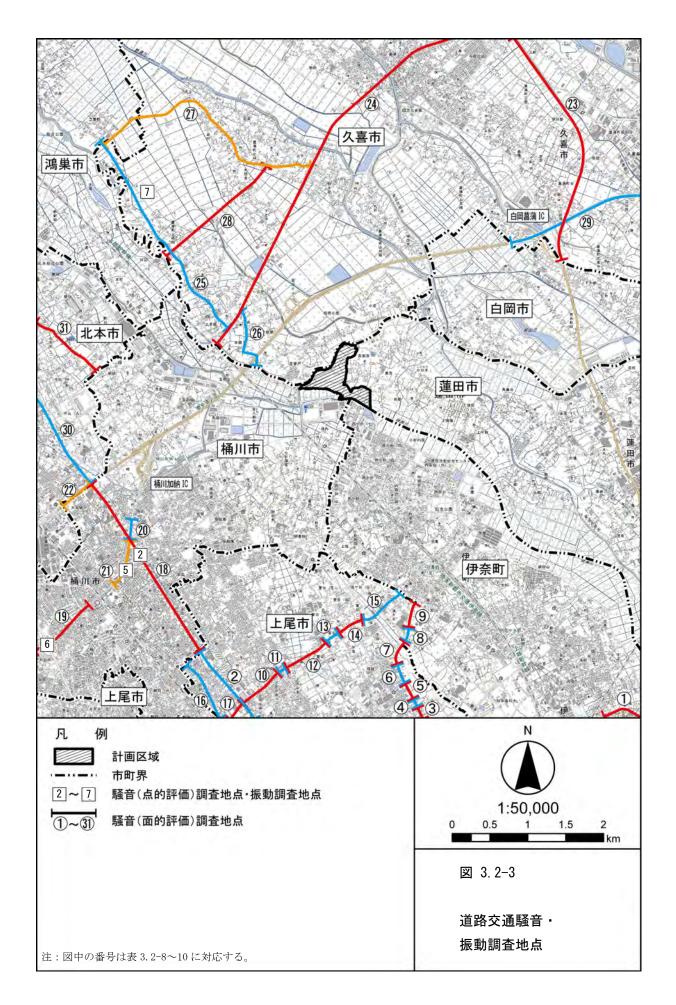
番号	評価対象道路	評価対象道路 評価区間の 対点の住所 終点の住所		評価の 区間 延長	測定均 お <i>i</i> 等価騒 (d	ナる 音レベル	評価対 象住居 等戸数 a=b+c+d +e	昼間・ 夜間とも 基準値 以下 b	昼間のみ 基準値 以下 c	夜間のみ 基準値 以下 d	昼間・ 夜間と も基準 値超過 e
				(km)	昼間	夜間	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
25	県道行田蓮田線	久喜市菖蒲 町上栢間	久喜市菖蒲 町下栢間	3. 1	69	64	107	106	1	0	0
26	県道行田蓮田線	久喜市菖蒲 町下栢間	久喜市菖蒲 町下栢間	0.9	_	_	59	57	2	0	0
27)	県道笠原菖蒲線	久喜市菖蒲 町上栢間	久喜市菖蒲 町小林	3. 2	65	59	121	118	3	0	0
28	県道下石戸上菖 蒲線	久喜市菖蒲 町上栢間	久喜市菖蒲 町小林	1.8	63	58	49	49	0	0	0
29	一般国道 468 号 (圏央道)	久喜市菖蒲 町台	久喜市下早 見	3. 3	58	55	41	41	0	0	0
30	一般国道 17 号	北本市中丸	北本市深井	5. 4	73	73	579	373	152	0	54
31)	県道蓮田鴻巣線	北本市朝日	北本市宮内	2. 3	68	64	317	315	0	0	2

注:表中番号は、図 3.2-3 に対応する。

出典:「令和2年度自動車交通騒音·道路交通振動実態調査結果」(令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP

# 2) 苦情の状況

騒音に関する公害苦情件数は、関係市町で133件であった(表3.2-7参照)。



## (4) 振動

# 1) 振動の状況

計画区域及びその周辺における、令和2年度の道路交通振動の測定地点は、図 3.2-3 に示すとおりである。

各測定地点の道路交通振動の測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりであり、全地点において要請限度を下回っている。

表 3.2-10 道路交通振動の測定結果(令和2年度)

番号	路線名	測定地点の住所	区域 区分	車線 数	時間 区分	振動レベル	要請限度
2	一般国道 17 号	桶川市北	9	4	昼	56	70
Δ	双凹坦 11 万	1-25-23	4	4	夜	56	65
5	県道川越栗橋線	桶川市北 2-1-27	1	4	昼	54	65
5	<b>界坦川巡未恫沝</b>	1HI/1111111L Z=1=21	1	4	夜	49	60

注:表中番号は、図 3.2-3 に対応する。

出典:「令和2年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP

## 2) 苦情の状況

振動に関する公害苦情件数は、関係市町で55件であった(表3.2-7参照)。

# (5) 悪臭

## 1) 悪臭の状況

計画地及びその周辺では、悪臭の調査について公表された測定結果はない。

#### 2) 苦情の状況

悪臭に関する公害苦情件数は、関係市町で118件であった(表3.2-7参照)。

# 3.2.2 水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況

## (1) 水質

## 1) 河川

計画区域及びその周辺における公共用水域の水質調査地点は、鴻巣市、桶川市、久喜市及び伊奈町で6河川10測定地点行われており、その位置は図3.2-4に示すとおりである。測定結果は表3.2-11に示すとおりである。

表 3.2-11(1) 河川の水質測定結果 (鴻巣市による調査地点 (生活環境項目・令和 4 年度))

河川	名	元茅	売川	赤堀川			
Life F	- <i>h</i>	①四郎乒	(C)	②新鯉沼橋(—)			
地点		測定値	基準値	測定値	基準値		
На	(-)	7.8	6.5以上8.5以下	7. 5	6.5以上8.5以下		
DO	(mg/L)	11.4	5以上	11. 1	5以上		
BOD	BOD (mg/L) 1.5		5以下	2.9	5以下		
SS	(mg/L)	5.0	50 以下	5. 0	50 以下		

注:地点名の()内は類型を示す。

出典:「鴻巣市の環境」令和4年度(令和3年度実績)」(令和5年2月更新、鴻巣市環境経済部環境課 HP)

表 3.2-11(2) 河川の水質測定結果(桶川市による調査地点(生活環境項目・令和3年度))

河川	河川名 芝川		綾滩	頓川	赤坎	配川	赤堀川		
Lib .E	= <i>b</i> 1	③上尾市境(D)		④下水道公社前(C)		⑤篠津橋(─)		⑥鍋つる	5橋(一)
地点	3.名	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値	測定値	基準値
BOD	(mg/L)	3.0	8以下	1.0	5以下	2.6	_	2.0	_

注:地点名の()内は類型を示す。

出典:「桶川市統計書(令和3年度版)」(令和5年3月発行、桶川市企画財政部企画調整課)

表 3.2-11(3) 河川の水質測定結果(久喜市による調査地点(生活環境項目・平成 29 年度))

河丿	川名		星川		野通川				
ل المليا	± <i>b</i> ;	⑦手	城橋付近(一)		⑧正眼寺橋付近(一)				
地点	<b>、</b>	測定値(夏季)	測定値(冬季)	基準値	測定値(夏季)	基準値			
рН	(-)	6. 5	8. 2	_	6.8	6. 9	_		
DO	(mg/L)	7. 6	13. 5		6. 3	10.3			
BOD	(mg/L)	2. 5	1.8		2.5	8. 1			
COD	(mg/L)	28. 0	4. 1		7. 2	10.0			
SS	(mg/L)	450.0	2. 0		52.0	5. 0			
全窒素	素 (mg/L) 3.1		2. 3		1. 7	9. 6			
全リン	(mg/L)	0.6	0. 1	_	0.3	0.7			

注:地点名の()内は類型を示す。

出典:「久喜市の環境 平成30年版No.31(平成29年度報告)」(令和元年6月発行、久喜市環境経済部環境課)

表 3.2-11(4) 河川の水質測定結果(久喜市による調査地点(健康項目・平成 29 年度))

水域名		-	星川	9	<b>野通川</b>
地点名		⑦手:	成橋付近	8正日	<b>艮寺橋付近</b>
測定項目		測定値	基準値	測定値	基準値
カドミウム	(mg/L)	0.0003以下	0.003 mg/L 以下	0.0003以下	0.003 mg/L 以下
全シアン	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.006	0.01 mg/L 以下	0.001	0.01 mg/L 以下
六価クロム	(mg/L)	0.005 以下	0.05 mg/L 以下	0.005以下	0.05 mg/L 以下
砒素	(mg/L)	0.013	0.01 mg/L 以下	0.002	0.01 mg/L 以下
総水銀	(mg/L)	0.0005以下	0.0005 mg/L 以下	0.0005以下	0.0005 mg/L 以下
PCB	(mg/L)	不検出	検出されないこと	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	0.002以下	0.02 mg/L 以下	0.002以下	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	(mg/L)	0.0002以下	0.002 mg/L 以下	0.0002以下	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.0004以下	0.004 mg/1L 以下	0.0004以下	0.004 mg/1L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.002以下	0.1 mg/L 以下	0.002以下	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004以下	0.04 mg/L 以下	0.004 以下	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.1以下	1 mg/L以下	0.1以下	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.0006以下	0.006 mg/L 以下	0.0006以下	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.001以下	0.01 mg/L 以下	0.001以下	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.001以下	0.01 mg/L 以下	0.001以下	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	0.0002以下	0.002 mg/L 以下	0.0002以下	0.002 mg/L 以下
チウラム	(mg/L)	0.0006 以下	0.006 mg/L 以下	0.0006以下	0.006 mg/L 以下
シマジン	(mg/L)	0.0003以下	0.003 mg/L 以下	0.0003以下	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	(mg/L)	0.002以下	0.02 mg/L 以下	0.002以下	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	(mg/L)	0.001以下	0.01 mg/L 以下	0.001以下	0.01 mg/L 以下
セレン	(mg/L)	0.001以下	0.01 mg/L 以下	0.001以下	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.9	10 mg/L 以下	0.80	10 mg/L 以下
ふっ素	(mg/L)	0. 11	0.8 mg/L 以下	0. 15	0.8 mg/L 以下
ほう素	(mg/L)	0.1以下	1 mg/L以下	0.1以下	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.005以下	0.05 mg/L 以下	0.005以下	0.05 mg/L 以下

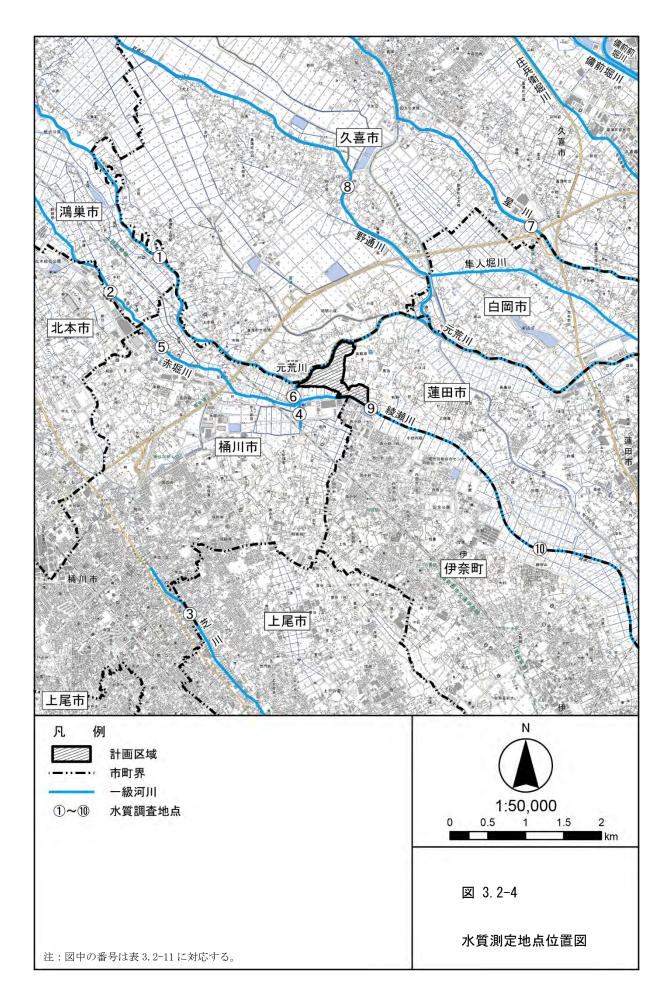
出典:「久喜市の環境 平成 30 年版 No. 31 (平成 29 年度報告)」(令和元年 6 月発行、久喜市環境経済部環境課)

表 3.2-11(5) 河川の水質測定結果 (伊奈町による調査地点 (生活環境項目・令和3年度))

γ̈́ī	可川名	j	綾瀬川	綾瀬川			
4:	也点名	9	境橋(C)	⑩大針橋(C)			
اعل		測定値	基準値	測定値 基準値			
рН	(-)	7.5	6.5以上8.5以下	7. 4	6.5以上8.5以下		
DO	(mg/L)	10.0	5以上	9. 4	5 以上		
BOD	(mg/L)	5. 6	5以下	3.5	5以下		
SS	SS (mg/L)		50 以下	31.0	50 以下		

注:地点名の()内は類型を示す。

出典:「統計いな」(令和4年4月更新、伊奈町秘書広報課 HP)



また、計画区域南側には、元荒川水循環センターが位置しており、埼玉県内の荒川左 岸北部流域(熊谷市・行田市・鴻巣市・北本市・桶川市)の下水道施設の維持管理を行って いる。

元荒川水循環センターは、荒川左岸北部流域下水道の終末処理場となり、処理対象市から発生した下水を処理し、元荒川に排水している。

元荒川への排水地点は計画区域の北側にあり、図 3.2-5 に示すとおりである。また、元荒川水循環センターから元荒川へ排水する水質は、表 3.2-12 に示すとおりである。

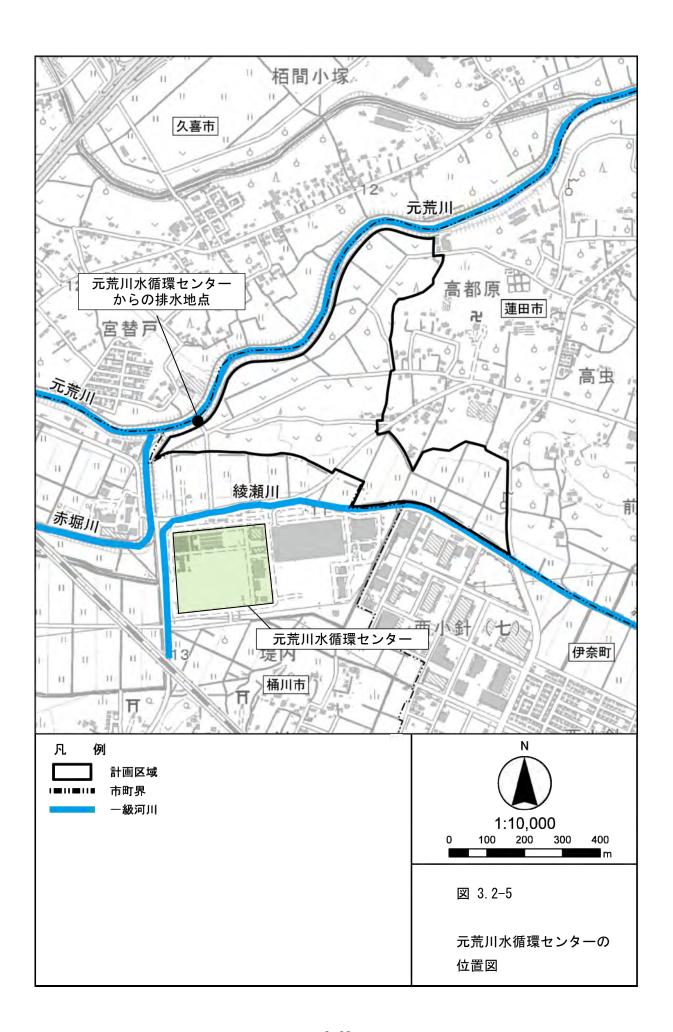
元荒川水循環センターからの排水の水質は、表 3.2-11 (1) に示すとおり、排水地点の上流側の水質と比べて pH、BOD、SS は概ね同等の値となっている。

なお、元荒川水循環センターからの排水は、常に排水されており、概ね午前中(6時~12時)にかけて排水量が少なくなる傾向である。

表 3.2-12 元荒川水循環センターからの排水の水質

測定年	月	透視度	рН	SS	BOD	C-BOD	COD	大腸菌 群数	残留 塩素
		_	1	${\rm mg/L}$	${\rm mg/L}$	mg/L	${\rm mg/L}$	個/mL	${\rm mg/L}$
平成 30 年	4月	100	6.9	1. 7	1.8	0.9	9.0	12	0.2
	5月	100	6.9	1.4	2.3	1.3	8.1	13	0.2
	6月	100	6.9	1.2	1.5	1.0	7.8	0	0.2
	7月	100	6.9	1.3	0.8	0.7	8.2	0	0.2
	8月	100	6.9	1.2	1.8	1.0	7. 5	1	0.1
	9月	96	6.8	2.4	2.7	1.6	7. 1	47	0.1
	10 月	100	6.8	1.5	2.3	1.3	7.0	87	0.1
	11月	100	6.8	1.0	1.6	0.9	7.8	1	0.2
	12月	100	6. 7	1.8	2.2	1.3	9.0	1	0.2
平成 31 年	1月	99	6.7	3. 1	3.3	1.7	10.0	20	0.1
	2月	100	6.7	2.6	3.0	1.7	11.0	2	0.1
3月		100	6.7	2. 1	1.4	1.1	9.8	0	0.3
年間平:	均	100	6.8	1.8	2.1	1.2	8.5	15	0.2

注:各月の値は、各月に測定を行った日数の平均値とする。 出典:「水質月報」(下水道局荒川左岸北部下水道事務所)



## 2) 地下水

関係市町における令和3年度の地下水の調査結果は、表3.2-13に示すとおりである。 関係市町では5地点で概況調査が、8地点で継続監視調査が行われている。

表 3.2-13(1) 地下水の調査結果(概況調査・令和3年度)

	調査地	金	'\	砒素		テトラクロ	ロエチレン		置素及び 性窒素	\$	っ素	ほう	素
区分	点数	検出 地点	基準 超過 地点	検出 地点	基準 超過 地点	検出 地点	基準 超過 地点	検出地点	基準 超過 地点	検出 地点	基準 超過 地点	検出 地点	基準 超過 地点
上尾市	1							1					
桶川市	1			1						1			
伊奈町	0												
久喜市	3			2	1			1		3		2	
白岡市	0												
地下水環 境基準値	(mg/L)	0. 01	以下	0. 01	以下	0. 01	以下	لِ 10	以下	0.8	以下	1 L	人下

出典:「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和5年3月更新、埼玉県環境部水環境課 HP)

# 表 3.2-13(2) 地下水の調査結果(継続監視調査・令和3年度)

単位:mg/L

市町名	地区名	砒素	四塩化 炭素	クロロ エチレ ン	1, 1-ジク ロロエチ レン	シス -1, 2- シ゛クロロエ チレン	トランス -1, 2- ジ <sup>*</sup> クロロエ チレン	1, 2-ジ クロロ エチレ ン	1,1,1- トリク ロロエ タン	トリク ロロエ チレン	テトラ クロチレ ンチン	硝酸性窒 素及び 亜硝酸性 窒素
	下水環境 基準値	0.01 以下	0.002以 下	0.002 以下	0.1 以下	_	_	0.04 以下	1 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下
上	平塚								<0.0005	<0.001	<0.0005	
尾	平塚								<0.0005	<0.001	<0.0005	
市	平塚											17
	川田谷											10
桶川	上日出谷		<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	
市	上日出谷		<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.0002		<0.004	<0.0005	<0.001	0.0029	
	上日出谷		<0.0002	<0.0002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.004	<0.0005	0.001	0.0091	
蓮田市	上平野											6. 9

注:斜体太数字は基準値超過を示す。

出典:「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和5年3月更新、埼玉県環境部水環境課 HP)

#### 3) 苦情の状況

水質汚濁に関する公害苦情件数は、関係市町で25件であった(表3.2-7参照)。

## (2) 底質

令和 4 年度において計画区域及びその周辺では、水底の底質の調査ついて公表された 測定結果はない。

# 3.2.3 土壌及び地盤の状況

## (1) 土壌

## 1) 農用地における土壌汚染

埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素、カドミウムについての調査を昭和46年から5年に一度行っており、調査結果は表3.2-14に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準を達成している。

表 3.2-14 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

単位:mg/kg

						調査」	也点の分	分析測定	三結果				
				-	土壌中	(乾物)				-	玄米中	(現物)	
調金	查年度	銅(基準値 125mg/kg)				砒素(基準値 15mg/kg)				カドミウム (基準値 0.4mg/kg)			
			最低	平均	調査 地点	最高	最低	平均	調査 地点	最高	最低	平均	調査 地点
一巡目	(S54~57) 全県	32. 3	0. 1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0. 37	0.02	0. 11	46
二巡目	(S59~62) 全県	23.6	0. 1	9. 0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	(H 元~4) 全県	21.6	0.3	9. 3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	(H6~9) 全県	28. 7	0.2	9. 4	87	13. 1	tr	2. 2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	(H11~14) 全県	30.8	0. 1	11. 2	180	11. 3	0.1	2.0	180	0. 28	tr	0.09	50
六巡目	(H16~19) 全県	21.5	tr	8. 9	180	6.4	0.1	1.7	180	0. 31	tr	0.06	47
七巡目	(H21~24) 全県	21.7	tr	9. 5	165	7. 9	tr	1. 7	165	0. 22	tr	0. 03	43
八巡目	(H26~29) 全県	25. 5	0. 1	9. 1	118	10. 5	0.2	2.5	118	0. 29	tr	0.05	31
九巡目	(R 元~3) 全県	24. 4	0. 1	8. 5	86	10. 1	0.1	2. 1	86	0. 23	0.02	0.08	26

注1:nd は検出限界以下を、tr は極微量検出を示す。

注 2: 県農業技術研究センターの分析測定結果で、昭和 58 年、63 年、平成 5 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年

は各調査巡の取りまとめ年である。

出典:「令和4年版埼玉県環境白書」(令和4年12月更新、埼玉県環境部環境政策課 HP)

## 2) ダイオキシン類

埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定を行っている。

平成26年から平成28年で実施した関係市町における土壌中のダイオキシン類の常時 監視結果は表3.2-15に示すとおりであり、いずれも環境基準を達成している。

表 3.2-15 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果 (平成 26 年~平成 28 年)

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査年度	副	間査地点	調査結果
一般環境把握調査	平成 28 年	北本市	栄	30
			赤堀	5.0
			大字小針領家	3. 7
		桶川市	大字小針領家	6. 1
			大字小針領家	9. 5
発生源周辺状況調査	平成 27 年		倉田	100
		久喜市	菖蒲町下栢間	5. 9
		<b>次晋</b> 市	菖蒲町下栢間	8. 7
		伊奈町	内宿	0.90
		アが可	西小針	0.64
一般環境把握調査	平成 26 年	北本市	中丸	9. 5
		久喜市	樋ノ口	14
		蓮田市	根金	3. 4
		建田川	根金	6.0
			西	16
発生源周辺状況調査	平成 26 年		西	1.9
		<u> </u>	西	11
		白岡市	白岡東	0.91
			篠津	6.0
			下大崎	2. 2

注:環境基準は1,000pg-TEQ/g以下である。

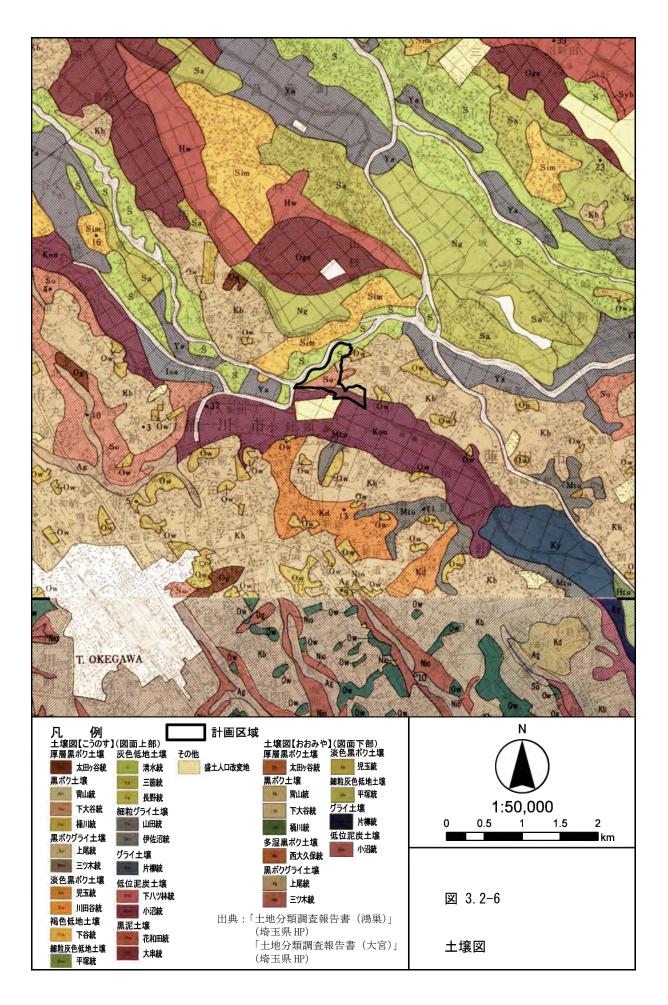
出典:「土壌常時監視結果ダイオキシン類」(令和4年7月更新、埼玉県環境部水環境課 IIP)

# 3) 土壌の分布状況

計画区域周辺の土壌の分布状況は、図 3.2-6 に示すとおりである。 計画区域一帯は、黒ボク土壌(下大谷統・冑山統・桶川統)、灰色低地土壌(清水統)、 低位泥炭土壌(小沼統)が分布している。

#### 4) 苦情の状況

土壌汚染に関する公害苦情は、関係市町ではなかった。 (表 3.2-7 参照)。



## (2) 地盤

#### 1) 地盤沈下の状況

関係市町においては、地盤の精密水準測量調査が行われており、調査結果は表 3.2-16 に、調査地点は図 3.2-7 に示すとおりである。

計画区域のある蓮田市における過去5年間の変動量は2.4~2.6mmの範囲であった。

表 3.2-16 地盤標高の変動量の推移

		所在	主地			各年別	別変動量	ł (mm)			细术胆仏	令和
市町名	基標番号	町(字)名	目標	調査開始 年月日	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年 間の変動 量(mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	4.1.1の 真高 (T.P.) (m)
蓮田市	47-33	駒崎 271	久 伊 豆 神 社 境内	48. 1. 1	-5. 5	-2.9	5. 2	-1.7	7. 5	2.6	-263. 6	12. 0921
	47-35	井沼 759	久 伊 豆 神 社 境内	48. 1. 1	-5.0	-1.3	3.6	-0.9	6.0	2. 4	-319.8	12. 0446
桶	47-31	倉田 150-1	明星院	48. 1. 1	-5.4	0.5	4. 4	-6.7	6.8	-0.4	-153.5	19. 7471
桶川市	017-043	加納 169 地先	遊技店	49. 1. 1	-4.3	-0.4	2. 9	-6.0	7. 2	-0.6	-175. 9	18. 2202
	48-21	菖蒲町上栢間 3879-8 地 先	上相間交差 点	49. 1. 1	-3. 1	-1.5	2. 6	-0.3	3. 0	0.7	-225. 4	12. 6407
久喜市	49-22	菖蒲町小林 2098-10	理容ノガワ	50. 1. 1	-1.3	-2.3	1.6	-2.5	4.8	0.3	-164. 7	11. 6152
市	53-32	菖蒲町下栢間 2720	栢間小学校	55. 1. 1	-4.8	-3.6	3. 0	-1. 1	4. 9	-1.6	-120. 9	13. 1315
	仮 56-22	菖蒲町小林 238 地先	JA 南杉 菖蒲南支店	57. 1. 1	-3. 4	-1.5	1.6	-2.3	4. 3	-1.3	-123. 3	11. 4619
白岡市	47-36	荒井新田 548	稲荷神社	48. 1. 1	-4. 4	-1. 2	1. 4	0. 3	3. 6	-0.3	-318.6	10. 1643
伊奈町	47-32	寿2丁目80-1	小針小学校	24. 1. 1	-5. 9	0.0	3. 3	-4. 0	7. 5	0.9	0. 2	17. 5091

注1:基準番号は図 3.2-7 に対応する。

注2:各年1月1日の値を前年値と比較した。

注3:変動量は、一記号が沈下を、+記号が上昇を表す。

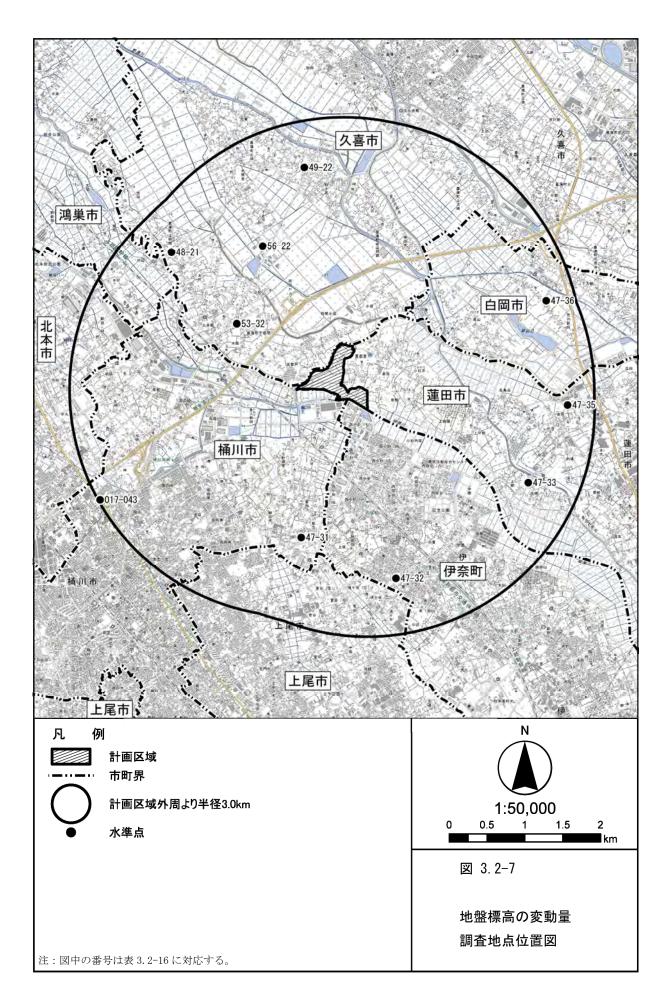
注4:過去5年間の変動量、及び、調査開始年からの変動量は、各年別変動量の累計を表す。

注5: 仮56-22 は令和3年度仮点新設

出典:「令和3年度水準測量成果表」(令和5年2月更新、埼玉県環境部水環境課 HP)

## 2) 苦情の状況

地盤沈下に関する公害苦情は、関係市町ではなかった(表 3.2-7 参照)。



# 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

計画区域及びその周辺の地形分類は、図 3.2-8 に示すとおりである。

計画区域及びその周辺の地形は、元荒川に沿って旧流路跡があり、その周辺に火山灰 台地、谷底平野、自然堤防などとなっている。

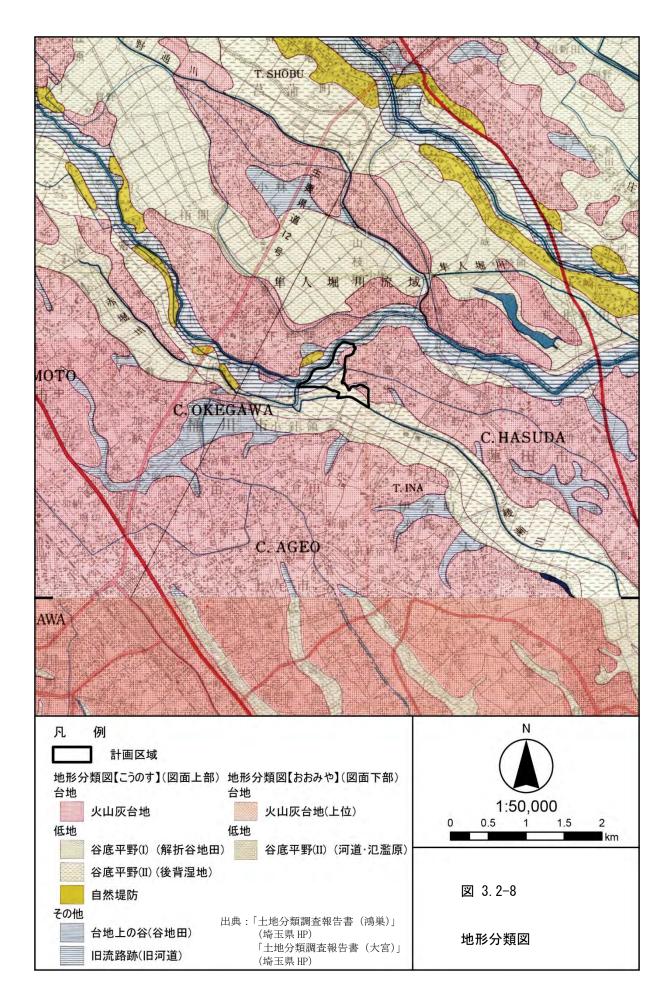
計画区域は、旧流路跡、火山灰台地、谷底平野が位置している。

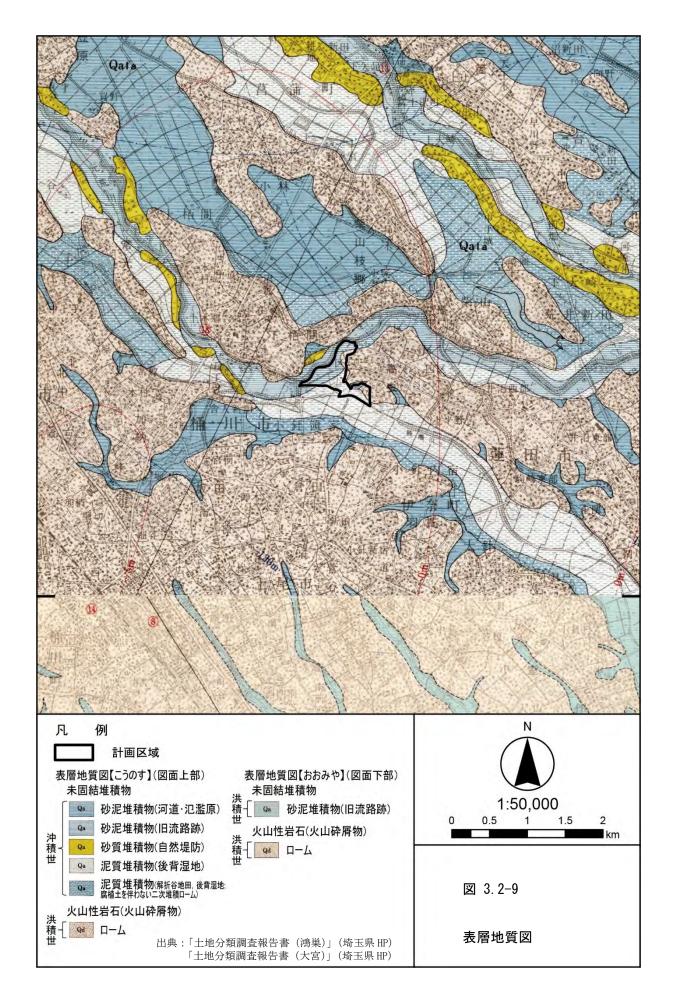
## (2) 地質の状況

計画区域及びその周辺の表層地質は、図 3.2-9 に示すとおりである。

計画区域及びその周辺の地質は、元荒川に沿って沖積世となっており、その周囲は洪積世となっている。

計画区域は沖積世及び洪積世に位置しており、砂、泥、粘土などが堆積している。





# 3.2.5 動物の生息・種類、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況

### (1) 動物

## 1)動物相の状況

計画区域周辺の動物の確認記録の概要は、表 3.2-18 に示すとおりである。 計画区域が位置する蓮田市では、両生類 2 種、昆虫類 25 種、鳥類 64 種が記録されている。

## 2) 貴重な動物の分布状況

「第3回自然環境保全基礎調査」(鳥類)、「第5回自然環境保全基礎調査」(哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・貝類・昆虫類)において関係市町で確認された種及び「埼玉県レッドデータブック動物編2018」において記載されている地帯区分(荒川西台地、大宮台地及び加須・中川低地)で確認された種のうち表3.2-17に該当する種は、表3.2-19~25に示すとおりである。

表 3.2-17 貴重な動物種の選定基準

T	arta II	44 Mr.
No.	出典	基準
1	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	特天:特別天然記念物
		天:天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月、	国内:国内希少野生動植物種
	法律第 75 号)	国際:国際希少野生動植物種
3	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省)	EX: 絶滅
		EW:野生絶滅
		CR+EN:絶滅危惧I類
		CR: 絶滅危惧 IA 類
		EN:絶滅危惧 IB類
		VU:絶滅危惧Ⅱ類
		NT: 準絶滅危惧
		DD:情報不足
		LP:絶滅のおそれのある地域
		個体群
4	「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」(平成 30 年 3 月、埼玉県)	EX:絶滅
		EW:野生絶滅
		CR+EN:絶滅危惧 I 類
		CR:絶滅危惧 IA 類
		EN:絶滅危惧 IB類
		VU:絶滅危惧Ⅱ類
		NT:準絶滅危惧
		NT1: 準絶滅危惧1型
		NT2: 準絶滅危惧2型
		DD:情報不足
		LP: 地域個体群
		RT:地帯別危惧
		=114.74.712.12.1

表 3.2-18 計画区域周辺における動物の確認記録

分類	市町	主な確認種
	蓮田市	——————————————————————————————————————
	鴻巣市	タヌキ、キツネの 2 種
	上尾市	<del>-</del>
TAK 157/4-11	桶川市	_
哺乳類	久喜市	タヌキ、イタチの 2 種
	北本市	タヌキ、キツネ、イタチ、ノウサギの4種
	白岡市	=
	伊奈町	_
	蓮田市	アマガエル、ウシガエルの2種
	鴻巣市	ウシガエルの1種
	上尾市	アマガエルの1種
両生類	桶川市	ウシガエルの1種
	久喜市	アマガエル、ウシガエル、トウキョウダルマガエルの3種
	北本市 白岡市	ウシガエルの1種
	伊奈町	ウシガエルの1種   アマガエルの1種
	連田市	/ N 一/V V / 1 1里 
	鴻巣市	_
	上尾市	_
nim I skert	桶川市	_
爬虫類	久喜市	_
	北本市	-
	白岡市	_
	伊奈町	_
	蓮田市	_
	鴻巣市	_
	上尾市	-
淡水魚類	桶川市	ー アルゴーカノリカジニカナゴー コンノゴリギの0年
	人喜市 北本市	モツゴ、タイリクバラタナゴ、ヨシノボリ類の3種
	北本市 白岡市	
	伊奈町	_
	蓮田市	_
	鴻巣市	パツラマイマイの1種
	上尾市	パツラマイマイ、トクサオカチョウジガイ、オカチョウジガイなど6種
口 本生	桶川市	<del>-</del>
貝類	久喜市	ウスカワマイマイ、ハリマキビ、オカチョウジガイなど 17 種
	北本市	_
	白岡市	トウキョウヒラマキガイ、ドブシジミの2種
	伊奈町	
	蓮田市	トンボ科、セミ科、アメンボ科など 25 種
	鴻巣市	セミ科、アメンボ科、ゲンゴロウ科など 9 種   アメンボ科、ハンミョウ科、タイコウチ科など 45 種
	上尾市 桶川市	
昆虫類	人喜市	アメンボ科、ハンミョウ科、タイコウチ科など 58 種 トンボ科、アメンボ科、タイコウチ科など 59 種
	北本市	トンボ科、セミ科、アメンボ科など84種
	白岡市	セセリチョウ科、アゲハチョウ科、シロチョウ科など38種
	伊奈町	セセリチョウ科、アゲハチョウ科、シロチョウ科など20種
	蓮田市	アトリ科、ウグイス科、カイツブリ科など 64種
	鴻巣市	——————————————————————————————————————
	上尾市	アトリ科、インコ科、ウグイス科など 71 種
白坂	桶川市	アトリ科、インコ科、ウグイス科など 75 種
鳥類	久喜市	カイツブリ科、カモ科、カラス科など24種
	北本市	アトリ科、ウグイス科、エナガ科など 57 種
	白岡市	アトリ科、ウグイス科、カイツブリ科など38種
	伊奈町	アトリ科、ウグイス科、カイツブリ科など53種
注 1. 調本生		村の町、市勢施行・編入・合併等が行われていたため、現市町名で集計した。

注1: 調査実施以降に市町村の町、市勢施行・編入・合併等が行われていたため、現市町名で集計した。注2: 表中の「一」は記録なしを示す。 出典:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)【鳥類】 「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP) 【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・貝類・昆虫類】

表 3.2-19(1) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(鳥類(繁殖鳥))

	12 0.2 10(1)	「国区場別とて確認で	1			<b>三基準</b>		
				<u> </u>	迭八		4	
分類	科名	種名	1	2	3	幸田		rh III . +n
				4	(3)	荒川 以西	大宮 台地	中川・加 須低地
鳥類	キジ科	ウズラ			VU	CR	CR	CR
(繁殖鳥)	ハト科	シラコバト	天		EN	EN	EN	EN
	コウノトリ科	コウノトリ	特天	国内	CR		EX	
	サギ科	ヨシゴイ			NT	VU	VU	VU
		オオヨシゴイ			CR			EX
		ミゾゴイ			VU	CR		
		ササゴイ				EN	CR	EX
		アマサギ				LP	LP	LP
		チュウサギ			NT	VU	NT2	NT2
		コサギ				NT2	NT2	NT2
	トキ科	トキ	特天	国内	EW	EX		
	クイナ科	ヒクイナ			NT	CR	CR	CR
		バン				VU	NT2	NT2
		オオバン				DD	NT1	NT1
	カッコウ科	カッコウ				NT2	NT2	NT2
	ヨタカ科	ヨタカ			NT	CR	EX	EX
	チドリ科	ケリ			DD			NT1
		イカルチドリ				NT1		
	- 2 41	シロチドリ			VU	LP		LP
	シギ科	イソシギ				NT2	VU	VU
	タマシギ科	タマシギ			VU	CR	CR	CR
	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU			CR
	カモメ科	コアジサシ			VU	CR	CR	CR
		アジサシ						DD
	タカ科	ハチクマ			NT	EX		
		トビ				DD	DD	NITTO
		ツミ			) I'm	NT2	NT2	NT2
		オオタカ			NT	VU	VU	VU
		サシバ			VU	CR	EX	EX
	コカー山が	ノスリ				DD	DD	DD
	フクロウ科	オオコノハズク				EX	EX	EX
		フクロウ アオバズク				EN	EN	EN
	カロセミ科					VU LP	EN	EN
	カワセミ科	カワセミ アオゲラ					LP	LP
	キツツキ科 ハヤブサ科	チョウゲンボウ				NT2 NT2	VU NT2	DD NT2
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	EX	EX	EX
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ			٧U	EX	EX	EX
	モズ科	チゴモズ			CR	EX	EX	ĽΛ
		アカモズ			EN	CR	EX	EX
	シジュウカラ科	ヤマガラ			ΡII	CR	ĽΛ	LΛ
	ツバメ科	コシアカツバメ				DD		
	ヨシキリ科	オオヨシキリ				NT2	NT2	NT2
	1 / 11	コヨシキリ				EN	EN	EN
	ヒタキ科	トラツグミ				CR	CR	7/11
	= 2 (1)	クロツグミ				EX	OII.	
		コサメビタキ				EX	EX	EX
	アトリ科	コイカル				11/1	DD	D/A
	ホオジロ科	ホオジロ				NT2	NT2	NT2
		ホオアカ				CR	EX	EX
<b>沙 1</b> 地台	L :基準の番号は、表 3.2		l	l .		V11	1211	1/11

注1: 選定基準の番号は、表3.2-17 に対応する。 注2: 種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。 出典:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)【鳥類】

表 3.2-19(2) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(鳥類(越冬鳥))

					選定	基準		
分類	科名	   種名					4	
刀類	行名	1里/口	1	2	3	荒川	大宮	中川・加
						以西	台地	須低地
鳥類	キジ科	ウズラ			VU	CR	CR	CR
(越冬鳥)	カモ科	ヒシクイ	天		VU	CR	EX	CR
		マガン	天		NT	CR	EX	CR
		カリガネ			EN			EX
		シジュウカラガン		国内	CR			EX
		コハクチョウ				NT1	NT1	NT1
		オオハクチョウ				CR	CR	CR
		オシドリ			DD	EN	EN	EN
		トモエガモ			VU	VU	VU	VU
	カイツブリ科	アカエリカイツブリ					VU	VU
		カンムリカイツブリ					VU	VU
		ミミカイツブリ					DD	DD
		ハジロカイツブリ					NT1	NT1
	ハト科	シラコバト	天		EN	EN	EN	EN
	クイナ科	クイナ				VU	VU	VU
	チドリ科	タゲリ				NT2	NT2	NT2
		ケリ			DD	EN	EN	EN
	シギ科	ヤマシギ				NT2	VU	VU
		タシギ				NT2	NT2	NT2
	タマシギ科	タマシギ			VU	CR	CR	CR
	タカ科	チュウヒ			EN	EN	EN	EN
		ハイイロチュウヒ				EN	EN	EN
		ハイタカ			NT	VU	VU	VU
		オオタカ			NT	NT2	NT2	VU
		ノスリ				NT2	NT2	NT2
	フクロウ科	オオコノハズク				DD	DD	DD
		フクロウ				NT2	VU	VU
		トラフズク				EN	EN	EN
		コミミズク				VU	VU	VU
	キツツキ科	アリスイ				NT2	NT2	NT2
	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	VU	VU	VU
	センニュウ科	オオセッカ		国内	EN	DD	DD	DD
	ヒタキ科	ルリビタキ				NT2	NT2	NT2
	スズメ科	ニュウナイスズメ				NT1	NT1	NT1
	アトリ科	ベニマシコ				NT2	NT1	NT1
	ホオジロ科	ミヤマホオジロ				NT1	NT1	NT1
		クロジ				NT2	NT2	NT2
	其淮の釆号は	コジュリン			VU	VU	VU	VU

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典:「第3回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)【鳥類】

表 3.2-20 計画区域周辺で確認された貴重な動物種 (爬虫類)

					選定	<b>三基準</b>		
分類	 	   種名					4	
刀類	件名	1里/口	1	2	3	荒川	大宮	中川・加
						以西	台地	須低地
爬虫類	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	DD	DD	DD
	スッポン科	ニホンスッポン			DD	DD	DD	DD
	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ				NT2	NT1	NT1
	カナヘビ科	ニホンカナヘビ					NT2	NT2
	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				EN	CR	
	ナミヘビ科	アオダイショウ				NT2	NT1	NT2
		ジムグリ				VU	EN	EN
		シマヘビ				VU	VU	VU
		ヒバカリ				NT2	VU	NT1
		シロマダラ				VU	EN	EN
		ヤマカガシ				NT1	VU	NT1
	クサリヘビ科	ニホンマムシ				NT1	EN	EN

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」(平成 30 年 3 月、埼玉県)

表 3.2-21 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(両生類)

					選定	基準		
分類	 	種名					4	
万類	件名	<b>性</b> 名	1	2	3	荒川	大宮	中川・加
						以西	台地	須低地
両生類	サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ			VU	CR		
	イモリ科	アカハライモリ			NT	EX	EX	EX
	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				VU	NT1	NT1
	アカガエル科	トウキョウダルマガエル			NT	NT1	VU	NT1
		ツチガエル				CR	CR	CR
		ニホンアカガエル				VU	EN	EN
		ヤマアカガエル				VU		
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル				NT1	VU	VU
		カジカガエル				EN		

注1:選定基準の番号は、表3.2-17に対応する。

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

表 3.2-22(1) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(昆虫類)

					選	定基準		
A) store	ov t				/25/		4	
分類	科名	種名	1	2	3	荒川	大宮	中川·加
日十年	トノエナが	) ILN 1 K - J K -			NZ	以西	台地	須低地
昆虫類	セイボウ科 ツチバチ科	ムサシトゲセイボウ オオハラナガツチバチ			NT		CR	NTO
	スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ			DD	EM	EM	NT2
	ギングチバチ科	ニッポンハヤバチ			DD	EN	EN	MTO
	キングテハテ件	フクイジガバチモドキ			DD	EN	NT2	NT2
		コウノスジガバチモドキ			עע	CR		
		ナンブジガバチモドキ				NT2		
		ニッポントゲアナバチ				NIZ		VU
		ムネアカツヤアナバチ				NT1		VU
		ナンブツヤバチモドキ				CR		
		ニッポンハナダカバチ			VU	CK		CR
	フシダカバチ科	キスジツチスガリ			10			NT1
	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ						NT1
	シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	EX	EX	EX
	シジミチョウ科	ゴイシシジミ			DIT	NT2	NT2	NT2
		ウラゴマダラシジミ				CR	EX	1112
		ミドリシジミ				NT1	NT1	NT1
		オオミドリシジミ				CR	CR	1111
		コツバメ				CR	EX	
		クロシジミ			EN	EX	EX	EX
		シルビアシジミ			EN	EX	EX	EX
		ミヤマシジミ			EN			EX
	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン			VU		EX	
		オオウラギンスジヒョウモン				NT2	NT2	NT2
		クモガタヒョウモン					EX	
		メスグロヒョウモン				VU	VU	CR
		ウラギンヒョウモン				CR	VU	CR
		オオウラギンヒョウモン			CR		EX	
		アサマイチモンジ					CR	
		ミスジチョウ				VU	EX	
		ホシミスジ					CR	
		ヒオドシチョウ				VU	VU	VU
		オオムラサキ			NT	CR	EX	EX
		ジャノメチョウ				NT2	EX	EX
	セセリチョウ科	ミヤマセセリ				CR	EX	
		ギンイチモンジセセリ			NT	NT2	NT2	
		ホソバセセリ				CR	EX	
		コチャバネセセリ				NT2	NT2	NT2
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	オオチャバネセセリ				NT2	NT2	NT2
	スカシバガ科	アシナガモモブトスカシバ			VU	NT1		NT1
	シャクガ科	フチグロトゲエダシャク			3.700	1.5	NT1	1.5
	ヤママユガ科	オナガミズアオ			NT	LP	LP	LP
		ヤママユ				EN	EN	EN
	ノボカガ科	エゾヨツメ				EM	EX	CD
	イボタガ科	イボタガ			NT	EN	CR	CR
	ヤガ科	カギモンハナオイアツバ			NT		DD NT1	NTT 1
20 277	 定基準の番号は、表 3.2-						NT1	NT1

注1: 選定基準の番号は、表3.2-17 に対応する。 注2: 種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。 出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

表 3.2-22(2) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(昆虫類)

					選別	定基準		
// 水云	AN A	年力					4	
分類	科名	種名	1	2	3	荒川 以西	大宮 台地	中川·加 須低地
昆虫類	ヤガ科	ウスミミモンキリガ			NT		NT1	
		ミスジキリガ			NT		DD	
		イチモジヒメヨトウ			VU		NT2	NT2
		ガマヨトウ			VU		DD	
		コシロシタバ			NT			
	アブ科	マツムラヒメアブ					NT2	
	ツリアブ科	タイワンハラボソツリアブ				NT2	NT2	
	ハナアブ科	スズキベッコウハナアブ				NT2	NT2	
		シコクモモブトホソハナアブ				NT1	NT1	
		カワムラモモブトハナアブ				NT2		
		ヒサマツハチモドキハナアブ				NT2	NT2	
		ハチモドキハナアブ				NT2	NT2	
		コブアリノスアブ				NT2	NT2	
	デガシラバエ科	オオハチモドキバエ				NT2		
		コマダラハチモドキバエ				NT2		
	ヤチバエ科	フタスジヤチバエ				NT2	NT2	NT2
	クロバエ科	カエルキンバエ			DD		NT2	NT2
	ニクバエ科	フルトネニクバエ						VU
	ヤドリバエ科	キイロコガネヤドリバエ				NT2	NT2	
	ガガンボモドキ科	ヤマトガガンボモドキ					VU	
		ホシガガンボモドキ			DD		DD	
	ミズスマシ科	オオミズスマシ			NT		CR	CR
		オナガミズスマシ					EN	
		コオナガミズスマシ			VU	VU		
		コミズスマシ			EN	DD	DD	
	10	ミズスマシ			VU		EX	
	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ			VU	CR	CR	CR
		クビボソコガシラミズムシ			DD			CR
	18. 8 1.01	ヒメコガシラミズムシ					DD	
	ゲンゴロウ科	トダセスジゲンゴロウ			VU		EN	EN
		テラニシセスジゲンゴロウ					DD	
		クロズマメゲンゴロウ			NIT	NITT 1	CR	
		キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	NT1	NT1	3717
		シマゲンゴロウマルチビゲンゴロウ			NT	VU EN	VU EN	VU
		マルケシゲンゴロウ			NT NT	EN	EN	VU
		ルイスツブゲンゴロウ			VU		VU	VU
		ホンシュウオオイチモンジ			EN	VU	VU	
		シマゲンゴロウ				¥ U		CD
		マルガタゲンゴロウ			VU		EX	CR
		コガタノゲンゴロウ ゲンゴロウ			VU		EX	EX
	十升 1 2 (刊)				VU	Ev	EX	EX
	オサムシ科	フタモンマルクビゴミムシ キベリマルクビゴミムシ			EN	EX	EX	CR
		カワラハンミョウ			EN EN		EX	EX
		ホソハンミョウ			VU	VU	VU	ĽΛ
		アカガネオサムシ本州亜種			VU	γU	CR	CR
VA. 4 199	L 定基準の番号は、表 3.2-			l	٧U	l	UΝ	∪I∖

注1:選定基準の番号は、表3.2-17 に対応する。 注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。 出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

表3.2-22(3) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(昆虫類)

					選別	定基準		
/\ \/\ \/\ \	T) 6	TE b					(4)	
分類	科名	種名	1	2	3	荒川 以西	大宮台地	中川·加 須低地
昆虫類	オサムシ科	セアカオサムシ			NT			NT1
	., ,	コハンミョウモドキ			EN			VU
		カワラゴミムシ					CR	EN
		オサムシモドキ					CR	EN
		ハマベミズギワゴミムシ					EX	CR
		キバナガミズギワゴミムシ					EX	
		チョウセンゴモクムシ			VU			VU
		チビアオゴミムシ			EN	CR	CR	CR
		ツヤキベリアオゴミムシ			VU		EX	
		アオヘリアオゴミムシ			CR		EX	EN
		クビナガキベリアオゴミムシ			DD		EN	EN
		オオサカアオゴミムシ			DD	EN	EN	EN
		ヒトツメアオゴミムシ			NT		NT1	
		オオヒラタトックリゴミムシ			CR		EX	
		オオトックリゴミムシ			NT	VU	CR	
		オオヨツボシゴミムシ					CR	VU
		クビナガヨツボシゴミムシ			DD	NT2	NT2	NT2
		イグチケブカゴミムシ			NT		NT1	NT1
		スナハラゴミムシ			VU			CR
		クロモンヒラナガゴミムシ					VU	VU
		ハガクビナガゴミムシ			DD	EN	EN	VU
		キノコゴミムシ					NT1	
		アリスアトキリゴミムシ			DD	NT2	NT1	NT2
		オオアオホソゴミムシ					EX	EX
		アオバネホソクビゴミムシ					EN	NT1
		ヒメホソクビゴミムシ						EN
	セスジガムシ科	セスジガムシ			EN		EN	
	ガムシ科	ガムシ			NT	EX	EX	EX
		シジミガムシ			EN		DD	
	エンマムシ科	ルリエンマムシ					NT2	NT2
	チビシデムシ科	カントウコチビシデムシ				NT1	NT1	NT1
	シデムシ科	ヤマトモンシデムシ			NT		VU	VU
	ハネカクシ科	ヤツメアリヅカムシ						NT1
		ペンギンダイコクアリヅカムシ						NT1
		ヤチハネカクシ			DD			NT1
	19 ) , , , , ,	ヌレチハネカクシ			DD			NT1
	コガネムシ科	オオキイロコガネ				NT1	NT1	NT1
		トラハナムグリ						NT1
		クロモンマグソコガネ			NT			NT1
	2	ヒメキイロマグソコガネ			NT			NT1
	タマムシ科	ウバタマムシ				) Imc	VU	VU
		アオマダラタマムシ				NT2	NT2	
	10.10.10.5	キンヘリタマムシ				DD		P**
	ヒメドロムシ科	ケスジドロムシ			VU	EN.		EX
	ホタル科	ヒメボタル				EN		
		ゲンジボタル				VU	EX	****
	V. 43.74.22.24	ヘイケボタル				NT1	VU	VU
	ジョウカイモドキ科	イシハラジョウカイモドキ				VU	VU	VU
	<u> ケシキスイムシ科</u> 定基準の番号は、表 3.2	オオキマダラケシキスイ					DD	

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。 出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

表3.2-22(4) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(昆虫類)

					選別	定基準		
N steet	かりか	tt h			· <u></u> /		4	
分類	科名	種名	1	2	3	荒川 以西	大宮 台地	中川·加 須低地
昆虫類	ヒゲボソケシキスイ科	オオヒゲボソケシキスイ						NT1
		Platamartsjakowlewi						NT1
	オオキノコムシ科	トウキョウムネビロオオキノコ					NT1	
	テントウムシ科	ナカイケミヒメテントウ				CR		NT2
		ムモンチャイロテントウ				NT2	NT1	NT2
		ムナグロチャイロテントウ				NT2		
	アリモドキ科	ワタラセミズギワアリモドキ						EN
	カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ					VU	
		ベニバハナカミキリ					NT2	
		ヨツボシカミキリ			EN		EN	EN
		アカアシオオアオカミキリ					VU	VU
		アオカミキリ					VU	VU
		トラフカミキリ					VU	
		シロスジカミキリ				VU	VU	NT2
	ハムシ科	ガガブタネクイハムシ						CR
		フトネクイハムシ						EN
		イネネクイハムシ				NT2	NT2	NT2
		オオルリハムシ			NT		VU	VU
		タグチホソヒラタハムシ					VU	
	チョッキリゾウムシ科	オオケブカチョッキリ						NT1
	ゾウムシ科	オナガカツオゾウムシ				CR		
		スゲノハラジロヒメゾウムシ						NT1
	イネゾウムシ科	クロイネゾウモドキ				NT1		NT2
	ゾウムシ科	ババスゲヒメゾウムシ					NT1	
	ラクダムシ科	ラクダムシ					VU	
	ヒロバカゲロウ科	プライヤーヒロバカゲロウ					NT2	
	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ				NT2	NT2	
	ツノトンボ科	キバネツノトンボ				CR		
	セミ科	ハルゼミ			N.M.	VU	VU	
	ヨコバイ科	フクロクヨコバイ			NT	CR	) ima	) im 4
	ウンカ科	クロスジオオウンカ				NT1	NT1	NT1
	ハネナガウンカ科	アヤヘリハネナガウンカ				NT1		
	アリヅカウンカ科	アリヅカウンカ			NICO	NT1		DV
	コオイムシ科	コオイムシ			NT	DV	DV	EX
	ミズムシ科	タガメ ミゾナシミズムシ			VU	EX	EX	EX
	ミスムン科				NT	VU	VU	CR
	コバンムシ科	ミヤケミズムシ		-	NT	CR	CR	CR
	ミズカメムシ科	コバンムシ ムモンミズカメムシ		-	EN	CR NT1	NT 1	
	カタビロアメンボ科			-	-	NT1	NT1	
		マダラケシカタビロアメンボ オオアメンボ		-	-	MTO	NT1	
	アメンボ科	ババアメンボ		-	NT	NT2 NT1	NT1 NT1	NT1
		エサキアメンボ			-			NT1 NT2
	コセバサンガノ科	ベニモンマキバサシガメ		-	NT	NT1	NT2	NIZ
	マキバサシガメ科 サシガメ科	トゲサシガメ		-	-	NT 1	VU NT1	NT1
	) / / // // /// 	キイロサシガメ		-	-	NT1	VU	1111
	ムリカマルシ科	ヒメトゲヘリカメムシ		-	-		٧U	NT 1
	ヘリカメムシ科 カメムシ科	イネカメムシ		-	-	CR	CR	NT1 CR
	ハノムン作	イネクロカメムシ		-	-	NT2	NT2	NT2
)/), 4 Naa	<u> </u> 定基準の番号は、表 3.2-			<u> </u>	<u> </u>	NIZ	NIZ	NIZ

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。 出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】 「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」(平成 30 年 3 月、埼玉県)

表 3.2-22(5) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(昆虫類)

					强*	定基準		
e) stere	A1 5				\&\ /\	上盃十	4	
分類	科名	種名	(1)	2	(3)	荒川	大宮	中川·加
						以西	台地	須低地
昆虫類	トビナナフシ科	ニホントビナナフシ				EN		
	コオロギ科	エゾエンマコウロギ				EN	CR	EN
		クマコウロギ				NT1	NT1	NT2
		オオオカメコオロギ				EN		
		コガタコオロギ					EN	
	マツムシ科	マツムシ				CR	EX	NT1
		スズムシ				NT1	VU	NT1
	ヒバリモドキ科	エゾスズ				NT1	NT1	NT1
	キリギリス科	ヒガシキリギリス				NT1	VU	VU
		ヒサゴクサキリ				DD	DD	
		ヒメクサキリ					VU	
		オオクサキリ						CR
		オナガササキリ			200	NT1	VU	NT2
		イズササキリ			DD			EN
	ササキリモドキ科	カスミササキリ				DD	DD	EN
	ササキリモトキ科	ササキリモドキ ヒメツユムシ				DD	DD DD	
	カツロルン系	クツワムシ				EN	EN	EN
	クツワムシ科 ツユムシ科	エゾツユムシ				NT1	NT1	NT1
	バッタ科	ハネナガイナゴ				VU	EN	VU
		セグロイナゴ				VU	EN	NT1
		ショウリョウバッタモドキ				NT1	NT1	NT2
		ナキイナゴ				EN	IVII	1112
		ヒナバッタ				VU	VU	VU
		ツマグロバッタ				EN	DD	VU
		クルマバッタ				NT2	NT1	NT2
		カワラバッタ				EN	1111	EN
	オナシカワゲラ科	オナシカワゲラ				VU	VU	VU
	アミメカワゲラ科	ヤマトヒメカワゲラ				VU	VU	VU
		アサカワヒメカワゲラ				NT2	NT2	VU
	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD	EN		EN
	クギヌキハサミムシ科	クギヌキハサミムシ					NT2	NT2
	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	EX	EX	EX
	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EX	EX
	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ			EN	EX	EX	EN
	イトトンボ科	キイトトンボ				NT2	EN	VU
		ベニイトトンボ			NT	EN	EN	EN
		オオセスジイトトンボ			EN			CR
		ムスジイトトンボ						DD
		モートンイトトンボ			NT	EX	EX	EN
		ヒヌマイトトンボ	1	1	EN			CR
	ヤンマ科	サラサヤンマ				NT2	NT2	VU
		アオヤンマ			NT	VU	VU	NT1
		ネアカヨシヤンマ			NT	NT2	NT2	DD
		マルタンヤンマ			N.T.	NT2	NT2	DD
V). 4 377	 定基進の番号は、表 3.2-	マダラヤンマ			NT			DD

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

表 3.2-22(6) 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(昆虫類)

					選足	它基準		
分類	 	<b>種名</b>					4	
力規	1171	1里4	1	2	3	荒川	大宮	中川・加
						以西	台地	須低地
昆虫類	ヤンマ科	サラサヤンマ				NT2	NT2	VU
		アオヤンマ			NT	VU	VU	NT1
		ネアカヨシヤンマ			NT	NT2	NT2	DD
		マルタンヤンマ				NT2	NT2	DD
		マダラヤンマ			NT			DD
	サナエトンボ科	アオサナエ				NT1		
		ナゴヤサナエ			VU	VU	VU	EN
		メガネサナエ			VU	EX	EX	EX
		ホンサナエ				VU	EN	EX
		キイロサナエ			NT	VU	VU	EX
	エゾトンボ科	トラフトンボ				EX	EX	VU
		エゾトンボ				EX	EX	EX
		キイロヤマトンボ			NT	EX	EX	EX
	トンボ科	ヒメアカネ				VU	VU	EN
		オオキトンボ			EN	EX	EX	CR
		ハラビロトンボ				NT2	NT2	VU
		ヨツボシトンボ				VU	VU	CR
		ベッコウトンボ			CR	EX	EX	EX
	ヒトリガカゲロウ科	ヒトリガカゲロウ			NT		CR	EN
	モンカゲロウ科	トウョウモンカゲロウ				VU	VU	VU
	ヒメシロカゲロウ科	ミツトゲヒメシロカゲロウ						EX

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」(平成 30 年 3 月、埼玉県)

表 3.2-23 計画区域周辺で確認された貴重な動物種 (多足類)

			選定基準					
分類	 	<b>種名</b>					4	
刀類		(里石	1	2	3	荒川	大宮	中川・加
						以西	台地	須低地
多足類	メナシムカデ科	オガワアカムカデ					CR	
	マツジムカデ科	マキジマエスカリジムカデ				EX		
	シロハダヤスデ科	ケナガシロハダヤスデ					EX	
	ハガヤスデ科	コブヤスデ					EX	CR
	ヒロウミヤスデ科	ヨシダヒメヤスデ						CR
	ヒメヤスデ科	トガリフジヤスデ				EX		
		ヒロサミフジヤスデ					EX	

注1:選定基準の番号は、表3.2-17に対応する。

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。 出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

表 3.2-24 計画区域周辺で確認された貴重な動物種 (クモ目)

					選別	官基準		
分類	科名	種名					4	
刀規	174	1里石	1	2	3	荒川	大宮	中川・加
						以西	台地	須低地
クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ			NT	NT1	NT1	
	コガネグモ科	コガネグモ				NT1	NT1	
		トリノフンダマシ				NT1	NT1	
		オオトリノフンダマシ					NT1	
		シロオビトリノフンダマシ				NT1	NT1	

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」に準拠した。 出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

「埼玉県レッドデータブック動物編 2018」(平成 30年3月、埼玉県)

表 3.2-25 計画区域周辺で確認された貴重な動物種(軟体動物)

					選舞	它基準		
分類	到夕	種名				4		
刀類	科名	(里石	1	2	3	荒川 以西	大宮 台地	中川·加 須低地
軟体	タニシ科	マルタニシ			VU	VU	VU	NT2
動物	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD	DD	NT2	DD
		トウキョウヒラマキガイ			DD			LP
		ヒラマキガイモドキ			NT			LP
		ミズコハクガイ			VU			LP
		カワネジガイ			CR			EX
	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	DD	NT2	DD
	カワコザラガイ科	カワコザラガイ				VU	VU	DD
	キバサナギガイ科	キバサナギガイ			CR+EN			EN
	キセルガイ科	ナミコギセル					LP	LP
	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	VU		VU
		コウフオカモノアラガイ			VU			
	イシガイ科	イシガイ				NT2		
		マツカサガイ			NT	NT1		
		ドブガイ				NT2	NT2	NT2
		カラスガイ			NT			VU
	ドブシジミガイ科	ドブシジミ				NT2	NT2	VU
	ベッコウマイマイ科	ヒメオオタキキビ			DD			
	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイ マイ			NT			

注1:選定基準の番号は、表3.2-17に対応する。

注2:種の並び順は、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」に準拠した。

出典:「第5回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)

【哺乳類・両生類・爬虫類・淡水魚類・昆虫類・貝類】

# (2) 植物

### 1) 植生の状況

運田市は都心から約40kmの埼玉県東部に位置し、大宮台地分布区域に区分され、概ね平坦で南北に長い地形となっている。

計画区域周辺の植生図は、図 3.2-10に示すとおりである。

計画区域は、主に水田雑草群落、畑雑草群落、果樹林、市街地で構成されている。

### 2) 貴重な植物の分布状況

「1998年版埼玉県植物誌」に記載されている関係市町で確認された種、及び「埼玉県レッドデータブック2011植物編」に記載されている地帯区分において、関係市町が含まれる荒川西台地、大宮台地及び加須・中川低地での分布が確認された種は84科219種であり、その内容は表3.2-27に示すとおりである。

表 3.2-26 貴重な植物種の選定基準

No.	出典	基準
1	「文化財保護法」(昭和25年5月、法律第214号)	特天:特別天然記念物
		天:天然記念物
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	国内:国内希少野生動植物種
	(平成4年6月、法律第75号)	国際:国際希少野生動植物種
3	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月、環境省)	EX: 絶滅
		EW:野生絶滅
		CR+EN:絶滅危惧I類
		CR:絶滅危惧 IA 類
		EN: 絶滅危惧 IB 類
		VU:絶滅危惧Ⅱ類
		NT:準絶滅危惧
		DD:情報不足
		LP:絶滅のおそれのある地域個体群
4	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、	EX:絶滅
	埼玉県)	EW:野生絶滅
		CE: 絶滅危惧 I 類
		CR: 絶滅危惧 IA 類
		EN: 絶滅危惧 IB 類
		VU:絶滅危惧Ⅱ類
		NT: 準絶滅危惧
		DD:情報不足
		LP:地域個体群

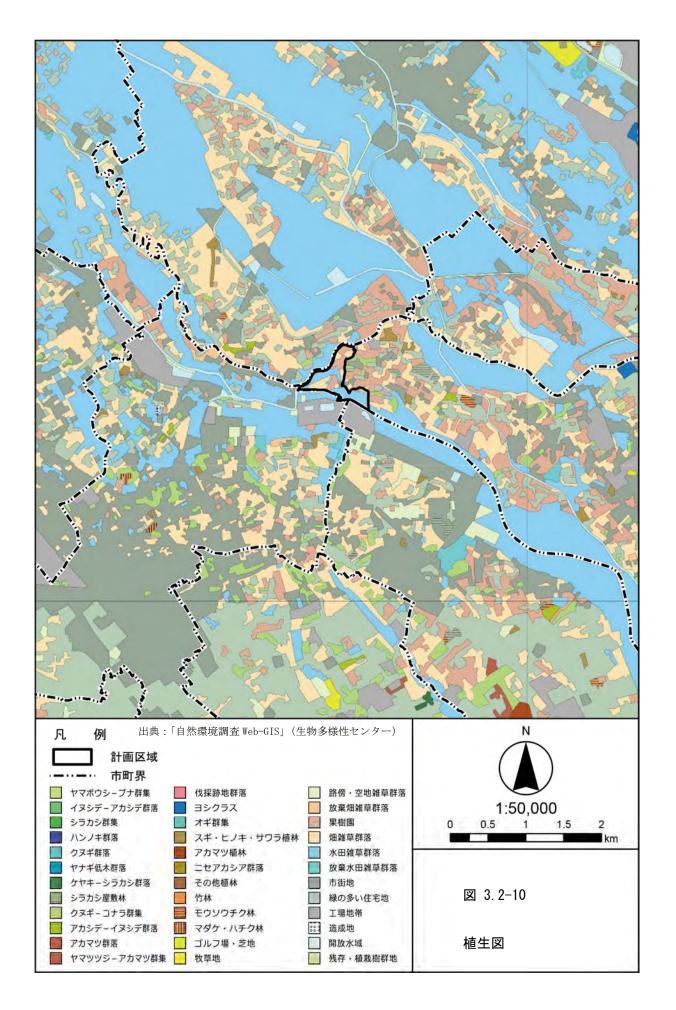


表 3.2-27(1) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名		選定基準	
		1)	2 3	4
マツバラン科	マツバラン		CR	NT
イワヒバ科	カタヒバ		NT	
	タチクラマゴケ		VU	
ミズニラ科	ミズニラ		VU	NT
トクサ科	イヌスギナ		NT	
ハナヤスリ科	ナツノハナワラビ		NT	
	トネハナヤスリ		CR	VU
	コヒロハハナヤスリ		VU	
	コハナヤスリ		EN	
	ヒロハハナヤスリ		EN	
ホウライシダ科	ミズワラビ		NT	
シシガシラ科	コモチシダ		EN	
イワデンダ科	ヘラシダ		CR	
デンジソウ科	デンジソウ		CR	VU
サンショウモ科	サンショウモ		EN	VU
アカウキクサ科	アカウキクサ		DD	EN
ブナ科	アカガシ		NT	
イラクサ科	トキホコリ		VU	VU
1. 1011 1841	ホソバイラクサ		DD	
ヤドリギ科	マツグミ		EN	****
タデ科	ヒメタデ		EN	VU
	ホソバイヌタデ		EN	NT
	ナガバノウナギツカミ		EX	NT
	シロバナサクラタデ		NT	****
	ヌカボタデ		EN	VU
ナデシコ科	コギシギシ カワラナデシコ		VU	VU
ナアンコ科	ナンバンハコベ		VU	
	イトハコベ		NT	3711
キンポウゲ科	イチリンソウ		CR NT	VU
インがリク科	アズマイチゲ		NT	
	カザグルマ		l	NT
	コキツネノボタン		EN EN	NT VU
	バイカモ		EN	VU
	ヒキノカサ		CR	VU
	ヒメウズ		VU	VU
	カラマツソウ		EN	
	ノカラマツ		VU	VU
	イカリソウ		NT	***
ツヅラフジ科	コウモリカズラ		NT	
スイレン科	オニバス		CR	VU
	コウホネ		NT	,,,
マツモ科	マツモ		VU	
ドクダミ科	ハンゲショウ		VU	
ウマノスズクサ科	カンアオイ		NT	
	タマノカンアオイ		CR	VU
オトギリソウ科	トモエソウ		VU	-
	アゼオトギリ		CR	EN
ケシ科	ヤマブキソウ		NT	
アブラナ科	コイヌガラシ		NT	NT
	ハタザオ		VU	
ユキノシタ科	ネコノメソウ		NT	

注 2: 種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県) に準拠した。 出典:「1998 年版埼玉県植物誌」(平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会) 「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県)

表 3.2-27(2) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名		選定基準	
	·	1	2 3	4
バラ科	カワラサイコ		VU	
	ナガボノシロワレモコウ		NT	
	ナガボノアカワレモコウ		VU	
マメ科	レンリソウ		EN	
	イヌハギ		VU	VU
トウダイグサ科	ノウルシ		VU	NT
ツリフネソウ科	ワタラセツリフネソウ		EN	
スミレ科	ヒメミヤマスミレ		EN	
	ヒゴスミレ		NT	
	タチスミレ		CR	VU
	アケボノスミレ		NT	
로 II 전	エゾアオイスミレ		NT	
_ウリ科 ミソハギ科	ゴキヅル ヒメミソハギ		VU	
ミノハギ科	エゾミソハギ		NT	
			EN	1711
ヒシ科	ミズマツバ ヒメビシ		VU EN	VU VU
L ン 作作	ヒシ		NT	٧U
	オニビシ		NT	
アカバナ科	ウスゲチョウジタデ		VU	NT
	ミズキンバイ		DD	VU
アリノトウグサ科	ホザキノフサモ		EN	V U
	フサモ		NT	
セリ科	エキサイゼリ		CR	NT
イチヤクソウ科	シャクジョウソウ		NT	111
サクラソウ科	ノジトラノオ		EN	VU
7 7 7 7 7 7 1	ヌマトラノオ		NT	10
	サワトラノオ		CR	EN
	クサレダマ		CR	BIT
	サクラソウ		CR	NT
マチン科	ヒメナエ		CR	VU
2 - 11	アイナエ		NT	
リンドウ科	センブリ		VU	
ミツガシワ科	ヒメシロアサザ		EN	VU
	ガガブタ		CR	NT
	アサザ		VU	NT
キョウチクトウ科	チョウジソウ		EN	NT
ガガイモ科	コカモメヅル		NT	
アカネ科	アリドオシ		VU	
	ハナムグラ		EN	VU
	ホソバノヨツバムグラ		NT	
クマツヅラ科	クマツヅラ		VU	
シソ科	ミゾコウジュ		NT	NT
	ヒメナミキ		EN	
ゴマノハグサ科	サワトウガラシ		CR	
	アブノメ		NT	**
	オオアブノメ		EN	VU
	シソクサ		EN	
	キクモ		NT	1717
	キタミソウ		EN	VU
	スズメノトウガラシ		EN	
	クチナシグサ		NT	
注 1・選定其準の釆号は 素 3 2-26	ヒキヨモギ		NT	

注 2: 種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県) に準拠した。 出典:「1998 年版埼玉県植物誌」(平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会) 「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県)

表 3.2-27(3) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

利力	<b></b>		選定基準			
科名	種名	1	2 3	4		
ゴマノハグサ科	イヌノフグリ		NT	VU		
	カワヂシャ		VU	NT		
キツネノマゴ科	ハグロソウ		NT			
ハマウツボ科	ナンバンギセル		VU			
タヌキモ科	タヌキモ		CR	NT		
スイカズラ科	ゴマギ		NT			
オミナエシ科	オミナエシ		EN			
キキョウ科	バアソブ		EN	VU		
キク科	カワラハハコ		VU			
	カワラヨモギ		VU			
	ヒメシオン		VU			
	タウコギ		NT			
	フジバカマ		NT	NT		
	アキノハハコグサ		CR	EN		
	オグルマ		NT			
	ホソバオグルマ		EN	VU		
	カセンソウ		NT			
	ノニガナ		NT			
	カワラニガナ		VU	NT		
	オナモミ		VU	VU		
オモダカ科	ヘラオモダカ		NT			
	サジオモダカ		EN			
	アギナシ		CR	NT		
	ウリカワ		NT			
トチカガミ科	クロモ		EN			
	トチカガミ		VU	NT		
	ミズオオバコ		VU	VU		
	コウガイモ		VU			
	セキショウモ		NT			
ヒルムシロ科	イトモ		VU	NT		
	エビモ		NT			
	ヒルムシロ		NT			
	フトヒルムシロ		DD			
	センニンモ		NT			
	ヤナギモ		NT			
ノバニテ科	ササバモ		NT			
イバラモ科	ホッスモ		DD	<b>171</b> T		
ユリ科	トリゲモ ヒメニラ		EN	VU		
一つ行	ヤマラッキョウ		NT			
	アマナ		VU			
	ヒロハノアマナ		NT EN	VU		
	ステゴビル		EN	VU		
	カタクリ		NT	VU		
	ニッコウキスゲ		VU			
	ホトトギス		VU			
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ		NT			
ミズアオイ科	ミズアオイ		CR	NT		
アヤメ科	カキツバタ		CR	NT		
ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ		VU	111		
N· ▼	ホシクサ		EN			
	ニッポンイヌノヒゲ		EN			
対1、電空其準の乗りは、ま200C k	•		LIV			

注2:種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県) に準拠した。 出典:「1998 年版埼玉県植物誌」(平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会)

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24年3月、埼玉県)

表 3.2-27(4) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

利力	<b>年</b> 夕	選定基準			
科名	種名	1	2	3	4
イネ科	セトガヤ			NT	
	コウヤザサ			NT	
	ムツオレグサ			NT	
	ヒメウキガヤ			VU	
	セイタカヨシ			VU	
サトイモ科	マイヅルテンナンショウ			CR	VU
	ウラシマソウ			NT	
ミクリ科	ミクリ			NT	NT
	ヤマトミクリ			EN	NT
	ナガエミクリ			VU	NT
カヤツリグサ科	トダスゲ			CR	CR
	ジョウロウスゲ			CR	VU
	ヌマアゼスゲ			CR	VU
	ウマスゲ			NT	
	ヒメゴウソ			NT	
	タカネマスクサ			NT	
	オニナルコスゲ			EN	
	カンエンガヤツリ			VU	VU
	シロガヤツリ			VU	
	ミズハナビ			VU	
	コツブヌマハリイ			CR	VU
	コアゼテンツキ			NT	
	アゼテンツキ			EN	
	ハタケテンツキ			CR	EN
	イトイヌノハナヒゲ			EN	
	ヒメホタルイ			VU	
	タタラカンガレイ			CR	
	コマツカサススキ			EN	
	マツカサススキ			NT	
ラン科	エビネ			EN	NT
	ギンラン			VU	
	キンラン			EN	VU
	ササバギンラン			NT	
	サイハイラン			NT	
	シュンラン			NT	
	クマガイソウ			CR	VU
	オニノヤガラ			VU	
	アキザキヤツシロラン			EN	
	ムヨウラン			DD	
	クモキリソウ			NT	
	コクラン			EN	
	ノヤマトンボ			NT	
	トキソウ			CR	NT
センボンゴケ科	サジバオウゴンゴケ			VU	
ヒナノハイゴケ科	ヒメシワゴケ			VU	
ヤナギゴケ科	ササオカゴケ			CE	
ハイゴケ科	コウライイチイゴケ			VU	
ウキゴケ科	ウキゴケ			VU	
	イチョウウキゴケ			VU	NT
オオイシソウ科	オオイシソウ			CE	VU
カワモズク科	イシカワモズク		1	CE	CR+EN
• •	カワモズク			CE	VU

注2:種の並び順は「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24 年 3 月、埼玉県) に準拠した。 出典:「1998 年版埼玉県植物誌」(平成 10 年 3 月、埼玉県教育委員会)

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24年 3 月、埼玉県)

表 3.2-27(5) 計画区域周辺で確認された貴重な植物種

科名	種名		選定基準			
件名 L	(里)	1	2	3	4	
シャジクモ科	シャジクモ			VU	VU	
カワモズク科	チャイロカワモズク			CE	NT	
	ミョウテンジカワモズク			CE	CR+EN	
シロソウメンタケ科	ベニセンコウタケ			VU		
ニンギョウタケモドキ科	アオロウジ			NT		
アカカゴタケ科	カゴタケ			NT		
スッポンタケ科	キヌガサタケ			NT		
ジャガイモタケ科	ジャガイモタケ			VU		
スチルベラ科	クモタケ			DD		

注2:種の並び順は「埼玉県レッドデータブック2011植物編」(平成24年3月、埼玉県)に準拠した。

出典:「1998年版埼玉県植物誌」(平成10年3月、埼玉県教育委員会)

「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」(平成 24年3月、埼玉県)

## 3) 重要な植物群落、巨樹・巨木等の分布状況

国土交通省都市緑化データベースによると法律に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、 埼玉県内においては指定がない。関係市町の条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は表 3.2-28に示すとおりである。

また、「第6回自然環境保全基礎調査」による計画区域周辺の巨樹・巨木の状況は表3.2-29 に、分布状況は図 3.2-11に示すとおりである。

計画区域に近接している巨樹・巨木は、イチョウがある。

表 3.2-28 条例に基づく保存樹及び保存樹林の指定状況

市町名	保存樹	保存	保存樹林		巨等
川町石	(本)	件数	面積(ha)	件数	延長 (m)
蓮田市	21	5	2.80	_	_
鴻巣市	35	4	1. 53	ı	_
上尾市	59	12	7. 68	-	_
桶川市	63	10	4. 72	ı	_
久喜市	203	7	0. 78	17	303. 50
北本市	45	2	0.68	-	_
白岡市	10	8	1. 54	_	_
伊奈町	_	18	6. 51	_	_

注:数値は令和4年3月31日現在の値である。

出典:「保存樹および保存樹林」(令和5年3月閲覧、国土交通省都市緑化データベース)

表 3.2-29 計画区域周辺の巨樹・巨木の状況

番号	市町名	名称	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
1	蓮田市	_	イチョウ	400	30
2		_	ケヤキ	330	15
3	上尾市	_	ケヤキ	320	20
4	上/毛川	_	ムクロジ	360	15
5		_	クスノキ	382	25
6		_	ムクノキ	420	10
7		_	イチョウ	350	30
8		_	イチョウ	382	30
9		_	ケヤキ	310	15
10	桶川市	医光寺の大イチョウ	イチョウ	570	30
11		_	ケヤキ	340	25
12		光照寺のコウヤマキ	コウヤマキ	387	20
13		多気比売神社の大シイ	スダジイ	240	13
14		_	ケヤキ	410	15
15		_	スギ	475	35
16		_	イチョウ	305	20
17	伊奈町	大イチョウ	イチョウ	380	25
18		_	スギ	490	40
19		大むくの木	ムクノキ	440	25

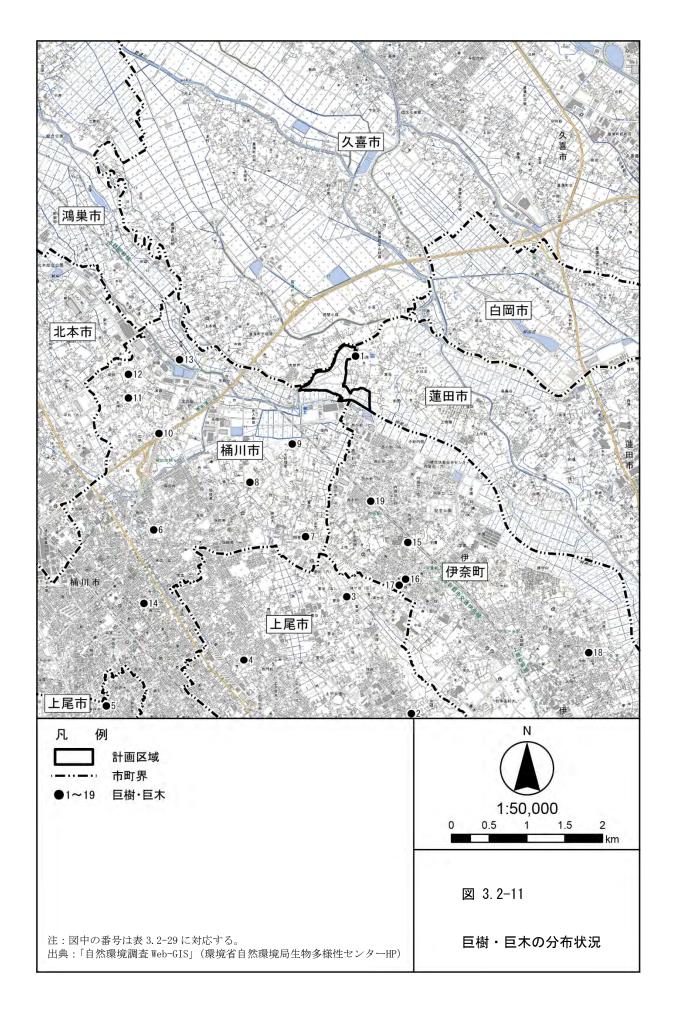
注1:表中番号は、図 3.2-11 に対応する。

出典:「自然環境調査 Web-GIS」(令和5年3月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターHP)

## (3) 生態系

計画区域は、主に水田雑草群落、畑雑草群落、果樹林、市街地で構成されており、計画区域の西側は水田雑草群落、東側は水田雑草群落、工場地帯、開放水域、東側は、畑雑草群落、 果樹林、市街地、クヌギーコナラ群落となっている。

植物としては河岸・水辺に水生植物・湿性植物が繁茂し、魚類、底生動物、昆虫類、両生類、さらにそれらを採餌する鳥類などの好適な生息環境であり、地域の生態系が成立していると考えられる。



## 3.2.6 景観、自然とのふれあいの場の状況

#### (1) 景観

### 1) 地域景観状況

計画区域及びその周辺の地形は概ね平坦であり、計画区域の北西側には元荒川が、南側には綾瀬川が流れ、計画区域の北西側には首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通っている。 計画区域内には主要地方道行田蓮田線が通っている。

土地利用状況は主に水田等の農地が主体である。また、計画区域の南には桶川霊園、南西には桶川市環境センターが立地している。

なお、計画区域から北西約2kmに「第3回自然環境保全基礎調査埼玉県自然環境情報図(平成元年、環境庁)」で指定されている特定植物群落「神明神社の社寺林」が位置している。

### 2) 景観資源及び主要眺望点の状況

計画区域及びその周辺の景観資源は表3.2-30に、主要眺望地点は表3.2-31に、位置は図3.2-12に示すとおりである。

計画区域最寄りの景観資源としては、計画区域から東側約500mにある高虫氷川神社本殿がある。

計画区域を眺望できる最寄りの眺望点は、備前堤があるが、計画区域周辺は、地平の起伏がなく平坦であることから自然の地形を活かした眺望点は少ない。

表 3.2-30 計画区域周辺の景観資源

市町名	番号	区分	景観資源名称	所在地
伊奈町	•1	まちなみ	コモンシティ伊奈学園都市	伊奈町学園 3 丁目
北本市	<b>1</b> 2	公園・広場	北本総合公園	北本市古市場1丁目
久喜市	<b>•</b> 3	土木工作物	旗本内藤氏の屋敷門	久喜市菖蒲町新堀
桶川市	<b>•</b> 4	建築物	桶川市べに花ふるさと館	桶川市加納
桶川市	<b>•</b> 5	建築物	桶川市民ホール「響の森」	桶川市若宮1
久喜市	<b>6</b>	建築物	菖蒲総合支所	久喜市菖蒲町新堀
久喜市	<b>●</b> 7	建築物	アミーゴ (菖蒲文化会館)	久喜市菖蒲町菖蒲
蓮田市	●8	建築物	高虫氷川神社本殿	蓮田市高虫
伊奈町	<b>•</b> 9	建築物	伊奈町立北保育所	伊奈町内宿台5丁目

注:表中番号は、図 3.2-12 に対応する。

出典:「景観資源データベースシステム」(令和5年3月更新、埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP)

表 3.2-31 計画区域周辺の主要眺望地点

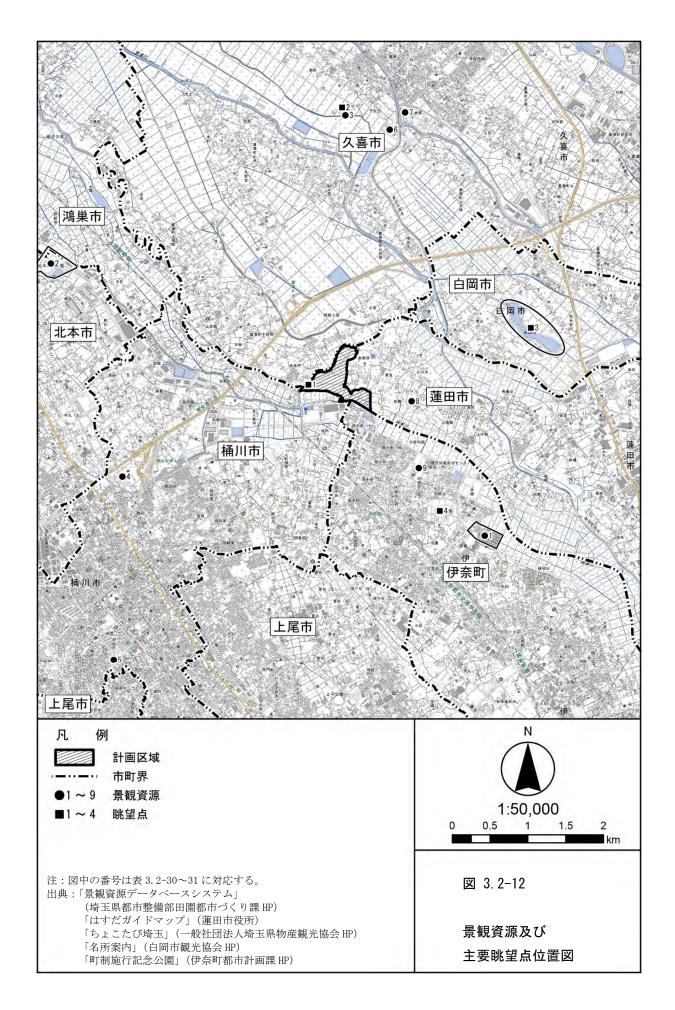
所在地	番号	名称	概要	
蓮田市	<b>1</b>	備前堤	1596 年~1615 年に造られた高虫村と小針領家村の間に築かれた堤 防。	
久喜市	<b>1</b> 2	菖蒲城趾	現在は6月上旬から中旬にかけて約1万6千株の花しょうぶが咲き 誇る菖蒲城趾あやめ園となっている。	
白岡市	■3	柴山沼	県内の自然沼としては、2番目の大きさであり、多くの釣り人が年間を通じて訪れている。	
伊奈町	<b>4</b>	町制施行 記念公園	昭和 48 年に開園され、季節の花が咲き乱れる花園や、スポーツ・レクリエーション施設があり、子どもからおとしよりまで楽しめる。	

注:表中番号は、図 3.2-12 に対応する。 出典:「はすだガイドマップ」(蓮田市役所)

「ちょこたび埼玉」(令和5年3月閲覧、一般社団法人埼玉県物産観光協会HP)

「名所案内」(令和5年3月閲覧、白岡市観光協会HP)

「町制施行記念公園」(令和5年3月閲覧、伊奈町都市計画課HP)



### 3) 自然とのふれあいの場

計画区域周辺の自然とのふれあいの場を表3.2-32に、位置は図 3.2-13に示すとおりである。 計画区域に最寄りの自然とのふれあいの場は計画区域から南側約500mに位置するスポーツ施 設、新小針領家グラウンドがある。

表 3. 2-32(1)計画区域周辺の主要な自然とのふれあいの場(ウォーキングコース等)

番号	内容		
а		ルート1	
b	はすだサイクリングマップ	ルート2	
С		ちょっと奇道	
d	   おけがわ健康づくりウォーキングマップ	Aコース	
е	おりがが健康づくりりなーイングマップ	Bコース	
f	文化財お散歩マップ	菖蒲地区	
g	│ ・久喜市観光ウォーキングマップ	菖蒲 3 時間コース	
h		菖蒲4時間コース	
i	   きたもと健康ウォーキングマップ	中丸コース	
j	さんもと健康リオーイングマップ	東地域コース	
k	白岡まっぷおすすめ散策コース	柴山沼周辺コース	
1	伊奈町・ジョギングロード	_	
m	   県央地域観光マップ	コース 2	
n	州大地域戦ルドソノ	コース 5	

注:表中番号は、図 3.2-13 に対応する。

出典:「蓮田市サイクリングマップ」(令和5年3月閲覧、蓮田市政策調整課 HP)

「文化財お散歩マップ」(令和5年3月閲覧、久喜市教育部文化財保護課 HP)

「久喜市観光ウォーキングマップ」(令和2年6月更新、久喜市環境経済部久喜ブランド推進課 HP)

「おけがわ健康づくりウォーキングマップ」(令和4年5月更新、桶川市健康増進課 HP)

「きたもと健康ウォーキングマップ」(令和3年3月更新、北本市健康づくり課 HP)

「白岡まっぷ」(令和5年3月閲覧、白岡市商工観光課HP)

「ジョギングロード」(平成 26 年 7 月更新、伊奈町生涯学習課 HP)

「県央地域観光マップ」(平成27年7月更新、北本市観光協会HP)

表 3.2-32(2)計画区域周辺の主要な自然とのふれあいの場(公園・スポーツ施設)

番号	内容	<b>名</b> 称	所在地
<b>1</b>		後野公園	蓮田市高虫 818-2
•2		清水公園	蓮田市井沼 620-5
●3		常光下通1号公園	鴻巣市常光字下通 1398-12
•4		常光本村 1 号公園	鴻巣市常光字本村 1662-22
<b>•</b> 5		花水木公園	上尾市大字上 1036-6
●6		ソロの木公園	上尾市大字上
•7		坂田弁天公園	桶川市坂田東 3-4
●8		坂田原南公園	桶川市坂田東 1-44
●9		坂田原中央公園	桶川市坂田東 1-26
<b>1</b> 0		坂田宮前公園	桶川市坂田東 3-19
<b>1</b> 1		桶川市子ども公園わんぱく村	桶川市坂田地内
<b>1</b> 2		後谷公園	桶川市赤堀 2-5-1
<b>●</b> 13		宮の脇公園	桶川市赤堀 1-34-1
●14		舎人公園	桶川市赤堀 1-4
<b>●</b> 15		坂田谷津谷遺跡公園	桶川市坂田地内
●16		加納原公園	桶川市加納原 3125
<b>●</b> 17		鎮守の森公園	久喜市菖蒲町上栢間 3312-1
●18		森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間 5495-1
●19		上大崎運動公園	久喜市菖蒲町上大崎 872
●20		三崎の森公園	久喜市菖蒲町三箇 5-7
●21		朝日さくら並木	北本市朝日 4-410-3
●22		屋敷前公園	白岡市荒井新田 371-20
●23		下田公園	白岡市荒井新田 1111-9 外
●24	公園	柴山沼	白岡市柴山 1941-3 外
●25		下宿児童公園	伊奈町寿 1-170
●26		宮前児童公園	伊奈町寿 1-430
●27		北部区画完成記念	伊奈町寿 2-358
●28		原児童公園	伊奈町寿 3-229
●29		向原児童公園	伊奈町寿 4-33
●30		伊奈町記念公園	伊奈町小針内宿 732-1
●31		うめ公園	伊奈町内宿台 6-84
●32		きんもくせい公園	伊奈町西小針 4-207-1
●33		なつつばき公園	伊奈町西小針 2-244
●34		さるすべり公園	伊奈町西小針 3-305-1
<b>●</b> 35		さくら公園	伊奈町学園 3-128
●36		くちなし公園	伊奈町西小針 1-157
●37		はまなす公園	伊奈町学園 2-245-1
●38		ふじ公園	伊奈町内宿台 3-155
●39		はなみずき公園	伊奈町学園 1 丁目 86
●40		あじさい公園	伊奈町内宿台4丁目278
<b>●</b> 41		さとやま公園	伊奈町内宿台 5 丁目 306
<b>●</b> 42		つつじ公園	伊奈町学園 2 丁目 226
<b>●</b> 43		わんぱく公園	伊奈町内宿台1丁目169
●44		14 号街区公園	伊奈町学園 4 丁目 53-1
<b>●</b> 45		15 号街区公園	伊奈町学園 4 丁目 50-1
●46		内宿台公園	伊奈町内宿台 5 丁目 312-1
<b>●</b> 47		西小針公園	伊奈町西小針5丁目106
<b>■</b> 1	スポーツ	舎人スポーツ・パーク	埼玉県桶川市赤堀 1-1
<b>2</b>		新小針領家グラウンド	桶川市大字小針領家 939
■3	<b>万巴</b> 耳又	森下緑地グラウンド	久喜市菖蒲町下栢間 5495-1
注 . 丰山乡	を占け 図 3 0	2-13 に対応する。	

注:表中番号は、図 3.2-13 に対応する。

出典:「公園」(令和5年3月更新、蓮田市環境経済部みどり環境課HP)

「鴻巣市内の都市公園一覧」(令和5年2月更新、鴻巣市都市建設部都市計画課 HP)

「公園施設のご案内」(令和5年3月閲覧、上尾市都市整備部みどり公園課 HP)

「主な公園と広場」(令和4年1月更新、桶川市市街地整備課HP)

「平成30年度統計くき」(令和3年4月、久喜市総務部情報推進課HP)

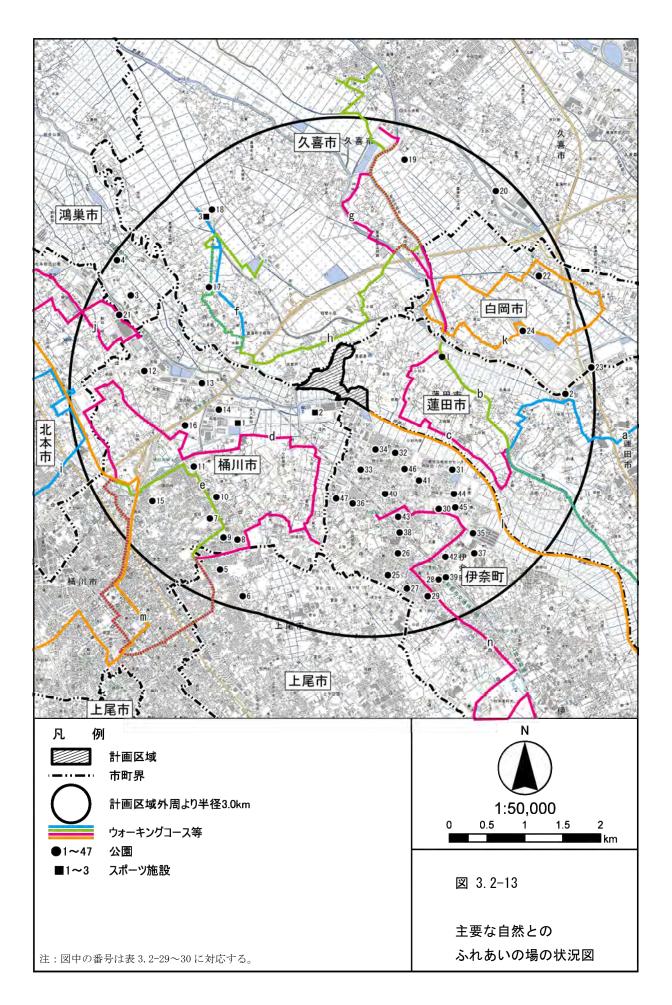
「公園・スポーツ広場」(令和5年3月閲覧、北本市産業観光課 HP)

「公園」(令和5年3月閲覧、白岡市街づくり課 HP)

「公園一覧」(令和3年9月更新、伊奈町都市計画課 HP)

「施設マップスポーツ施設」(令和5年3月閲覧、桶川市HP)

「久喜マップ運動施設・公園」(令和5年3月閲覧、久喜市HP)



# 3.2.7 文化財その他の生活環境の状況

## (1) 指定文化財

計画区域及びその周囲 3km 以内に存在する指定文化財は表 3.2-33 及び図 3.2-14 に示すとおりである。

計画区域に最も近い指定文化財としては、計画区域から北側約 600m に位置する久喜市 指定文化財の八雲神社の山車等がある。

表 3.2-33(1) 計画区域周辺の指定文化財

蓮	番号	区分	種類	名称	所在地又は管理場所
田		市指定文	考古資料	南朝銘の青石塔婆	蓮田市文化財展示館
市	_	化財	歴史資料	箕田三郎顕彰碑 (遺芳)	駒崎(個人)

	番号	区分	種類	種目	文化財名	文化財所在地
上	•1		有形文化財	彫刻	木造十一面観音坐像	上尾市平塚 2-68 (観蔵院)
尾市	•2	市指定文 化財	有形文化財	彫刻	木彫釈迦三尊坐像	上尾市菅谷 2-114 (龍眞寺)
	●3		有形文化財	彫刻	木造達磨大師坐像・招宝七郎大 権修利菩薩倚像	上尾市菅谷 2-114 (龍眞寺)

	番号	区分	種別	名称	所在地
	<b>1</b>	県指定文 化財	記念物 (天然記念物)	光照寺コウヤマキ	加納 1906 光照寺境内
	●4		有形文化財 (古文書)	旧小針領家村松川家文書	小針領家
	<b>•</b> 5		有形文化財 (古文書)	旧五町台村渋谷家文書	五丁台
	●6		有形文化財 (古文書)	旧倉田村荒井家文書	倉田
	●7		有形文化財 (古文書)	旧倉田村明星院領星野家文書	倉田
	●8		有形文化財 (歴史資料)	天満神社の木製の額	加納 773 加納天神内
	●9		有形文化財 (歴史資料)	川辺の板石塔婆	加納 2916
桶	<b>●</b> 10		有形民俗文化財	天神道の道しるべ	加納 444-1
/III 川	●11		有形民俗文化財	名号塔兼ねたみちしるべ	加納 1681-1
市	<b>●</b> 12	市指定文	有形民俗文化財	小針領家のささら獅子舞用具等 一式	小針領家氷川諏訪神社
	●13	化財	無形民俗文化財	倉田の囃子	倉田地区
	<b>●</b> 14		無形民俗文化財	小針領家のささら獅子舞	小針領家氷川諏訪神社
	<b>●</b> 15		記念物(史跡)	加納城跡	加納 2045-7
	<b>●</b> 16		記念物 (史跡)	後谷遺跡	赤堀2丁目5後谷公園
	<b>●</b> 17		記念物 (天然記念物)	椎樫	五丁台
	●18		記念物 (天然記念物)	多気比売神社の大椎	篠津 58 多気比売神社
	<b>●</b> 19		記念物 (天然記念物)	ムクロジ	坂田 1518
	●20		旧跡	伝足立右馬允遠元館跡	末広 2-8-29 総合福祉 センター

注1:表中番号は、図 3.2-14 に対応する。

注2:表中番号欄「一」は、詳細な所在地は公表されていない。

出典:「統計はすだ令和4年度版」(令和5年3月更新、蓮田市HP)

「上尾の指定・登録文化財一覧」(令和4年4月更新、上尾市教育委員会HP)

「市指定文化財」(平成28年9月更新、桶川市生涯学習文化財課HP)

「指定文化財一覧」(令和2年12月更新、久喜市教育部文化財保護課HP)

「白岡市の指定文化財」(令和5年3月閲覧、白岡市学び支援課HP)

「文化財一覧」(令和4年8月更新、伊奈町生涯学習課 HP)

# 表 3.2-33(2) 計画区域周辺の指定文化財

	番号	区分	種別	名称	現在の所在地・施設
	<b>2</b>	県指定文	史跡	天王山塚	菖蒲町上栢間 3284-1
	■3	化財	天然記念物	神明神社の社叢	菖蒲町上栢間 3366
	●21		彫刻	木造聖観音菩薩坐像及び厨子	菖蒲町小林 2279
	●22		彫刻	木造裸形阿弥陀如来立像	菖蒲町柴山枝郷1526-1
久	●23		彫刻	木造十一面観音立像	菖蒲町上栢間 2767
喜	_		古文書	福田家文書	菖蒲町上栢間(個人)
市	_	市指定文	考古資料	阿弥陀種子板石塔婆	菖蒲町上栢間(個人)
	●24	化財	歷史資料	善宗寺嘉永三年銘宝篋印塔及び 宝塔記碑	菖蒲町下栢間 2639
	<b>2</b> 5		有形民俗文化財	八雲神社の山車	菖蒲町柴山枝郷 77
	●26		史跡	旗本内藤家歴代の墓所(宝篋印 塔ほか)	菖蒲町下栢間 2639

	番号	区分	種類	名称	所在地
白岡	●27	市指定文	市有形文化財 (書跡・典籍・古文書)	田口家文書	柴山
市	●28	化財	市有形民俗文化財	柴山諏訪八幡神社の奉納絵馬	柴山
	<b>●</b> 29		市有形文化財(歴史資料)	荒井新田の高札	荒井新田

	番号	区分	種別	種類	名称	所在地
	©1	国登録有 形文化財	有形	建造物	齋藤家住宅主屋	小針新宿 227 番地 (個人)
伊奈	<b>4</b>	県指定文 化財	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	小針新宿 463 番地
町	●30	m+444+	記念物	史跡	春日家の墓	西小針一丁目2番地
	●31	町指定文 化財	記念物	天記	大むくの木	西小針一丁目2番地
	<b>3</b> 2	行口架打	記念物	天記	杉	羽貫 192 番地
	●33		記念物	天記	いちょう	寿二丁目 80 番地

注1:表中番号は、図 3.2-14 に対応する。

注2:表中番号欄「一」は、詳細な所在地は公表されていない。 出典:「統計はすだ令和4年度版」(令和5年3月更新、蓮田市HP)

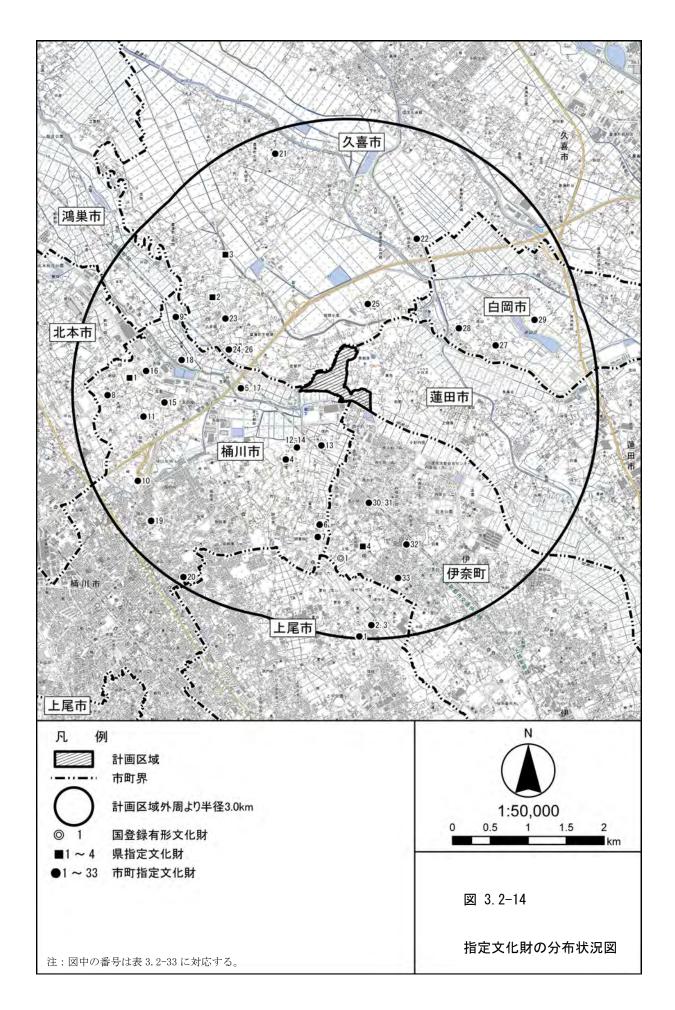
「上尾の指定・登録文化財一覧」(令和4年4月更新、上尾市教育委員会HP)

「市指定文化財」(平成28年9月更新、桶川市生涯学習文化財課HP)

「指定文化財一覧」(令和2年12月更新、久喜市教育部文化財保護課HP)

「白岡市の指定文化財」(令和5年3月閲覧、白岡市学び支援課HP)

「文化財一覧」(令和4年8月更新、伊奈町生涯学習課HP)



# (2) 埋蔵文化財

計画区域及びその周囲 3km 以内に周辺の埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-34 及び図 3.2-15 に示すとおりである。計画区域内には埋蔵文化財包蔵地は2か所確認されている。

表 3.2-34(1) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
	28	井沼館跡	城館跡	縄文・室町・戦国・江戸
	29	井沼遺跡	集落跡	旧石器・縄文・江戸
	30	鐘橦堂遺跡	集落跡	縄文
	32	下綾瀬遺跡	集落跡	古墳
	104	的場西遺跡	集落跡	縄文・古墳
	105	駒崎下遺跡	集落跡	縄文・古墳
	106	駒崎中郷遺跡	集落跡	縄文・古墳
	107	徒行遺跡	集落跡	縄文
	108	榎戸遺跡	集落跡	縄文・古墳
	109	駒崎上郷遺跡	集落跡	縄文・古墳
蓮田市	110	駒崎向山遺跡	集落跡	縄文・古墳
	111	雷電裏遺跡	集落跡	縄文・古墳
	112	長嶋谷遺跡	集落跡	縄文・古墳
	113	下綾瀬遺跡	集落跡	縄文・古墳
	114	上綾瀬遺跡	集落跡	縄文
	115	小日洋遺跡	集落跡	縄文・古墳
	116	前野遺跡	集落跡	縄文
	118	高虫遺跡	集落跡	縄文
	119	正御地遺跡	集落跡	縄文
	120	高都原遺跡	集落跡	縄文
	129	後塚遺跡	集落跡	縄文・古墳
	92	菅谷北城遺跡	城跡	室町
	117	大音遺跡	散布地	古墳・奈良
	120	高見遺跡	散布地	古墳・奈良
	124	西北 No. 1 遺跡	散布地	奈良・平安
上尾市	367	丸野遺跡	集落跡	縄文・古墳
	368	谷通遺跡	散布地	平安
	370	箕木遺跡	散布地	縄文
	378	新梨子Ⅱ遺跡	集落跡	平安
	390	中南通遺跡	散布地	縄文
	102		集落跡	縄文・弥生・古墳
	103	篠津上遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
	104	後谷遺跡	集落跡	縄文
	105	花ノ木遺跡	集落跡	縄文
	106	天神北遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳
	107	_	集落跡	縄文・弥生・古墳
	108	_	集落跡	縄文・弥生・古墳
	109	加納入山遺跡	墓	縄文・古墳・平安
桶川市	110	加納城址内遺跡	城跡	旧石器縄文・古墳
	111		集落跡	縄文・古墳
	112	宮ノ脇遺跡	集落跡	旧石器縄文・古墳・奈良・平安
	113	熊野神社前遺跡	集落跡	縄文・古墳・奈良・平安
	114		集落跡	奈良・平安
	115		集落跡	弥生・古墳
	116	_	集落跡	縄文・弥生・古墳
	117		集落跡	
	118	- 0 0 15 17 社内ナフ	集落跡	

注1:遺跡番号は、図 3.2-15 に対応する。

注2:遺跡番号は出典元で採番。 出典:「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県全域地図)」 (令和5年3月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課HP)

表3.2-34(2) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
	119	中ツ原遺跡	集落跡	鎌倉・南北朝・室町・戦国・江戸
	120	_	集落跡	
	121	_	集落跡	
	122	_	集落跡	縄文
	123	_	集落跡	縄文
	124	峰遺跡	集落跡	縄文
	125	笹原Ⅲ遺跡	集落跡	縄文
	126	_	集落跡	縄文
	127	笹原Ⅱ遺跡	集落跡	縄文・古墳
	128	_	城跡	
	129	_	集落跡	縄文
	130	小高屋敷跡	城跡	鎌倉・南北朝・室町
	135	ふじま山遺跡	集落跡	縄文
	136	堀ノ内遺跡	集落跡	縄文
	137	_	集落跡	鎌倉・南北朝・室町・戦国・江戸
	138	_	集落跡	縄文
	139	_	集落跡	縄文
	140	坂田弁天池遺跡	集落跡	縄文
	141	_	集落跡	縄文
	142	向遺跡	集落跡	縄文
	143	護摩堂I遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳
桶川市	144	護摩堂Ⅱ遺跡	集落跡	縄文
(用ノリリリ	145	_	集落跡	縄文
	146	_	集落跡	縄文
	147	七墓場塚遺跡	経塚	
	148	_	墓	
	149	-	集落跡	縄文・弥生・古墳
	150	<u> </u>	集落跡	縄文
	151	本村 I 遺跡	集落跡	旧石器縄文・古墳
	152	-	集落跡	縄文・弥生・古墳
	153	本村Ⅱ遺跡	集落跡	縄文・弥生
	154	<u> </u>	集落跡	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
	155	倉田孫四郎館跡	城跡	
	156	田鰭野I遺跡	集落跡	奈良・平安
	157	<u> </u>	集落跡	縄文・平安
	158		集落跡	縄文
}	159	<u> </u>	集落跡	縄文・弥生・古墳
}	160	<u> </u>	集落跡	縄文
	161	前方遺跡	集落跡	縄文・弥生・古墳
	162	<u> </u>	集落跡	縄文・古墳・平安
	163		集落跡	縄文・古墳
}	164	<u> </u>	集落跡	縄文・平安
}	165	天王山遺跡	集落跡	縄文
	178		集落跡	弥生・古墳

注1:遺跡番号は、図 3.2-15 に対応する。

注2:遺跡番号は出典元で採番。

出典:「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県全域地図)」 (令和5年3月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP)

表3.2-34(3) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代
	4	菖蒲 No. 4 遺跡	集落跡	奈良
	5	菖蒲 No. 5 遺跡	集落跡	古墳
	6	菖蒲 No. 6 遺跡	集落跡	奈良
	7	神ノ木遺跡	集落跡・古墳	縄文・古墳・奈良
	8	小塚下遺跡	集落跡	縄文・古墳
	9	栢間小塚遺跡	集落跡	縄文
	10	大日塚	集落跡	江戸
	11	大御遺跡	集落跡	奈良
	12	菖蒲 No. 12 遺跡	集落跡	奈良
	13	菖蒲 No. 13 遺跡	集落跡	縄文・奈良
	14	天王山塚古墳	古墳群・古墳	古墳
	14 - 2	菖蒲 No. 14-2 墳	古墳	古墳
	14 - 3	打出塚古墳	古墳	古墳
	14 - 4	富士塚古墳	古墳	古墳
	14 - 5	夫婦塚古墳	古墳	古墳
	14 - 6	菖蒲 No. 14-6 古墳	古墳	古墳
	14 - 7	禿塚古墳	古墳	古墳
	14 - 8	芝原古墳	古墳	古墳
	14 - 9	本村1号墳	古墳	古墳
h +++	22	下栢間遺跡	集落跡	縄文・奈良
久喜市	23	菖蒲 No. 23 遺跡	集落跡	奈良
	24	神明神社東遺跡	集落跡	弥生・古墳
	25	菖蒲 No. 25 遺跡	集落跡	奈良
	26	菖蒲 No. 26 遺跡	集落跡	奈良
	27	菖蒲 No. 27 遺跡	集落跡	奈良
	28	菖蒲 No. 28 遺跡	集落跡	奈良
	29	下の寺遺跡	集落跡	奈良
	30	菖蒲 No. 30 遺跡	集落跡	奈良
	31	菖蒲 No. 31 遺跡	集落跡	奈良
	32	菖蒲 No. 32 遺跡	集落跡	奈良
	33	菖蒲 No. 33 遺跡	集落跡	奈良
	36	神明神社の大サカキ、笠マツ	その他	
	38	天王山北遺跡	寺院跡	戦国・江戸
	39	東浦古墳	古墳	古墳
	40	丸谷下遺跡	集落跡	縄文・古墳・室町
	41	内藤陣屋遺跡	城跡・散布地	縄文・室町・戦国・江戸
	44	小林八東1遺跡	集落跡	縄文・古墳・江戸
	45	小林八束 2 遺跡	その他	縄文
	46	神ノ木 2 遺跡	集落跡·古墳群	縄文・古墳
	47	医王院遺跡	集落跡	縄文
	56	堀込遺跡	集落跡	縄文
	57	鯉沼遺跡	集落跡	縄文
	58	花の木遺跡	集落跡	縄文・古墳
北本市	74	大久保館跡	城跡	室町・戦国
	96	No. 96 遺跡	集落跡	縄文・室町・戦国・江戸
	102	No. 102 遺跡	集落跡	旧石器・縄文・弥生・古墳・江戸
	103	No. 103 遺跡	集落跡	縄文・古墳
注 1・ 遣闘	赤番号け 図	☑ 3.2-15 に対応する。		

注1:遺跡番号は、図 3.2-15 に対応する。

注2:遺跡番号は出典元で採番。

出典:「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県全域地図)」 (令和5年3月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP)

表3.2-34(4) 計画区域周辺の埋蔵文化財包蔵地

市町名	遺跡番号	遺跡名	種別	時代			
白岡市	1	諏訪八幡神社遺跡	集落跡	縄文早、前、中、後、古墳前、中~近世			
	2	宮野遺跡	集落跡	縄文中、後、古墳前			
	3	稲荷崎遺跡	集落跡	縄文中、古墳前			
	4	柏崎遺跡	集落跡	縄文前、後			
	5	しま岡遺跡	集落跡	縄文前、後			
	6	上荒井ヶ崎西遺跡	集落跡	縄文早、中、後			
	7	上荒井ヶ崎遺跡	集落跡	縄文早、中			
	8	下荒井ヶ崎遺跡	集落跡	縄文早、中、後、弥生末~古憤前、中世			
	9	皿沨遺跡	集落跡	縄文中、後、古墳前			
	31	ı	集落跡	古墳			
伊奈町	32		集落跡	弥生・古墳			
	42	ı	集落跡	縄文			
	43	ı	集落跡	縄文			
	44	北遺跡	集落跡	縄文			
	45	上越新幹線伊奈 3 号遺跡	集落跡	弥生・古墳			
	46	原遺跡	集落跡	縄文・古墳			
	47	相野谷遺跡	集落跡	古墳			
	48	1	集落跡	古墳			
	49	戸崎前遺跡	集落跡	縄文・古墳			
	50	ı	集落跡	縄文・弥生・古墳			
	51	ı	集落跡	弥生			
	52	ı	集落跡	縄文			
	53	大針貝塚	貝塚・集落跡	縄文			
	55	谷畑遺跡	集落跡	縄文			
	67	八幡谷遺跡	集落跡	縄文・古墳			
	68	向原遺跡	集落跡	縄文・弥生			
	69	宿之内遺跡	集落跡	縄文・古墳			
	70	薬師堂根遺跡	集落跡	縄文・古墳・奈良・平安			

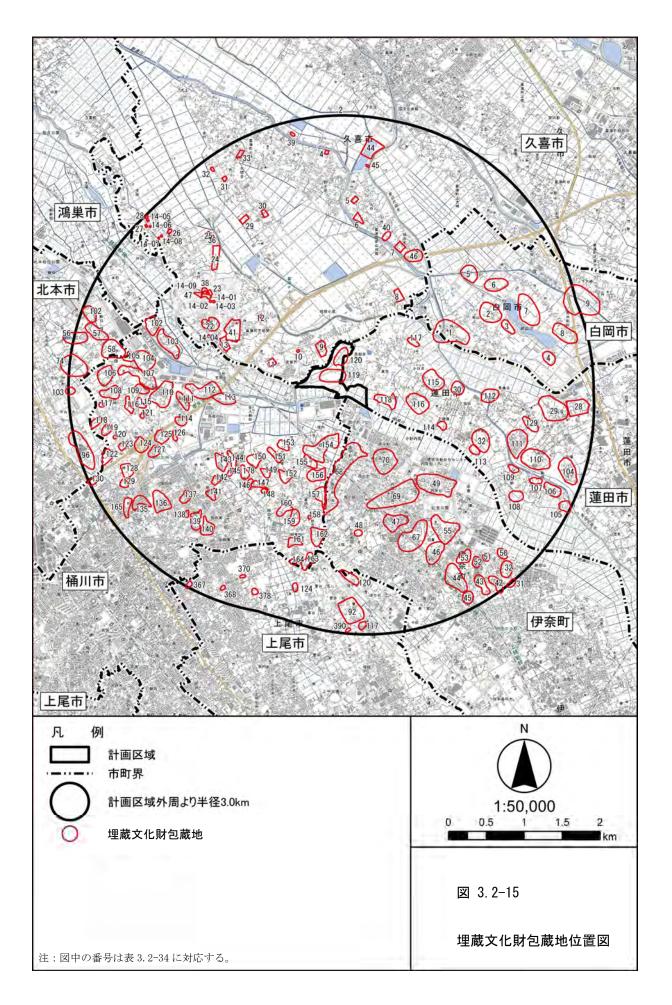
注1:遺跡番号は、図 3.2-15 に対応する。

注2:遺跡番号は出典元で採番。

出典:「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ(埼玉県全域地図)」

(令和5年3月閲覧、埼玉県教育局生涯学習文化財課 HP)

「埋蔵文化財の取り扱いについて」(令和4年6月更新、白岡市生涯学習文化財保護 HP)



# 3.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

計画区域周辺における放射線の測定結果は表 3.2-35 に、位置は図 3.2-16 に示すとおりである。

計画区域周辺における放射線の測定結果は、0.028~0.100μSv/hであった。

表 3.2-35 計画区域周辺における放射線測定結果

図中			測定日 (令和 5 年)	測定結果(µSv/h)				
番号	測定場所			地上	地上	地上	地上	
ш.5				0.01m	0.05m	0.5m	1m	
1	小学校	蓮田市立平野小学校	校庭	3月24日	ı	0.100	ı	0.095
2		桶川市立加納小学校		3月16日	ı	ı	0.040	-
3		桶川市立桶川東小学校		3月16日	ı	ı	0.041	-
4		久喜市立栢間小学校	校庭	2月21日	0.037	1	0.032	0.039
5		伊奈町立小針小学校	校庭	1月11日	-	-	0.048	-
6		伊奈町立小針北小学校	校庭	1月11日	ı	ı	0.033	-
7	- 中学校	蓮田市立平野中学校	校庭	3月22日	ı	0.090	ı	0.080
8		桶川市立桶川東中学校	_	3月16日	=	-	=	0.041
9		桶川市立加納中学校	_	3月16日	=	-	=	0.028
10		伊奈町立小針中学校	校庭	1月11日	_	-	0.044	_

出典:「小・中学校における空中放射線量」(令和5年3月更新、蓮田市学校教育課HP) 「桶川市内の放射線の測定結果について」(令和5年3月更新、桶川市環境対策推進課HP) 「小・中学校における空中放射線量」(令和5年2月更新、久喜市教育部学務課HP) 「伊奈町の空間放射線の測定結果」(令和5年3月閲覧、伊奈町環境対策課HP)

